

# 徳島県業務継続計画

## 〈南海トラフ巨大地震編〉

平成26年3月改定  
平成23年2月改定  
平成20年3月策定

# Business Continuity Plan

徳島県



## 目次

第1	総則	1
1	改定の趣旨	1
2	想定事象	1
3	他の計画やガイドラインとの関係	1
(1)	『徳島県地域防災計画』等との関係	1
(2)	ガイドラインの参照	2
4	適用範囲	2
(1)	本計画を適用する部局の範囲	2
(2)	本計画を適用する業務の範囲	2
5	用語の整理	3
(1)	業務の区分	3
(2)	災害対策本部の組織の名称	4
6	基本方針	4
(1)	改定の基本方針	4
(2)	業務継続の方針	5
7	全体の構成	5
8	各部局の業務継続	6
9	計画の見直し	6
第2	東日本大震災を踏まえて	8
1	東日本大震災の教訓	8
2	新たなリスクと対応への視点	9
3	初動体制確保の重要性	11
第3	被害状況の想定	12
1	業務継続体制確保の前提となる被害想定	12
2	震度	12
3	津波及び浸水	12
4	人的被害	16
5	建物被害	16

---

6	交通施設被害	17
7	ライフライン被害	18
(1)	上水道	18
(2)	電力	19
(3)	通信	19
(4)	ガス	19
8	生活支障等	21
9	業務継続への影響	21
(1)	職員参集への影響	21
(2)	庁舎機能への影響	22
(3)	地震に直接に対応する業務以外の業務の発生	23
第4	職員の参集状況	24
1	職員参集行動手順＝勤務時間外に地震が発生した場合	24
2	職員による自身・家族の安全の確保	24
(1)	発災時の安全確保	24
(2)	率先避難行動	24
(3)	平常時からの取り組み	25
3	職員の安否確認・参集情報	25
(1)	安否確認等の手順	25
ア	すだちくんメール登録職員の安否確認等	25
イ	すだちくんメール非登録職員の安否確認等	28
ウ	利用の促進	28
4	職員の緊急参集	28
(1)	職員の参集先	28
ア	勤務庁舎への参集	28
イ	最寄りの参集指定庁舎への参集＝勤務庁舎に参集することが困難な場合の対応	29
ウ	率先避難＝参集が困難な場合の対応	29
(2)	職員の参集状況の把握	32
ア	勤務庁舎に参集した職員の参集状況把握手順	32
イ	勤務庁舎以外の最寄りの参集指定庁舎に参集した職員の参集状況把握手順	32
ウ	参集指定庁舎の受入窓口による集計・報告手順	32
5	本庁舎（本部）初動要員の確保	34
(1)	本庁舎（本部）初動要員の指定	34
(2)	本庁舎（本部）初動要員の参集	36



---

(3) 本庁舎（本部）初動要員の業務 .....	36
6 参集見込職員数の試算 .....	36
(1) 南海トラフ巨大地震発生時の参集見込職員数の試算方法の考え方 .....	36
(2) 庁舎ごとの職員の参集率の目安 .....	38
7 職員行動手順＝勤務時間内に地震が発生した場合 .....	39
(1) 緊急地震速報発表時の行動 .....	39
(2) 地震発生後の行動 .....	40
(3) 災害対策本部・支部の設置 .....	40
(4) 職員の家族等の安否確認 .....	41
第5 非常時優先業務 .....	42
1 非常時優先業務の選定 .....	42
(1) 非常時優先業務の選定 .....	42
(2) 業務実施の共通目標とフェーズ区分 .....	42
2 応急業務 .....	44
(1) 応急業務の整理 .....	44
3 継続の必要性の高い通常業務 .....	55
(1) 継続の必要性の高い通常業務の整理 .....	55
(2) 継続の必要性の高い通常業務の実施体制 .....	55
第6 災害対策本部体制 .....	61
1 災害対策本部の初動体制確保 .....	61
(1) 初動体制の速やかな確保のための方針 .....	61
(2) 情報連絡体制の確保 .....	61
(3) 初動体制の構築 .....	62
(4) 第1回本部会議の開催 .....	63
2 災害対策本部の運営 .....	65
(1) 災害対策本部の体制 .....	65
(2) 運営の基本サイクル .....	66
(3) 情報の収集・共有・分析・評価 .....	66
(4) 本部会議 .....	67
(5) 対策の実施 .....	67
3 情報の収集・共有・分析・評価 .....	68
(1) 「災害時情報共有システム」の整備 .....	68
(2) 「災害時情報共有システム」を活用した情報の流れ .....	68

(3) 情報の収集・報告	70
ア 被災情報の収集・報告時の留意点	70
イ 本部統括司令室による情報収集	70
4 後方支援業務	72
(1) 後方支援業務の必要性	72
(2) 執務環境及びスペースの確保	72
(3) 帰宅困難者等への対応	72
ア 職員への対応	72
イ 避難者の受入（来庁者への対応）	73
(4) 負傷者の援護	73
(5) 職員の持続可能な勤務のための措置	73
(6) 物資等の調達	74
5 災害対策本部・支部の連携	74
(1) 災害対策本部支部の設置	74
(2) 各支部の状況	74
ア 東部支部の状況	74
イ 南部支部の状況	75
ウ 西部支部の状況	76
(3) 本部・支部の連携等	76
6 部局を越える職員の応援	78
(1) 実施手順	78
ア 知事部局内の応援	78
イ 知事部局以外との応援	79
(2) 職員の応援実施のための平常時の取組	79
ア 各部局主管課での取組	79
イ 所属での取組	80
7 広域応援の受入体制の確保	80
(1) 災害時相互応援協定	80
(2) 実施手順等	81
8 民間事業者等との連携	81
(1) 災害発生時に備えた民間事業者等との協定	81
(2) 実施手順等	81
9 その他、非常時優先業務実施時の留意点	82
(1) 職員の交代制	82
(2) 管理職が不在の場合の意思決定	82

(3) 行事や催し物の延期・中止	83
(4) 個々の職員の業務継続への取組	83
10 本庁機能の代替施設について	84
(1) 代替施設の必要性	84
(2) 災害対策本部設置に必要となる庁舎機能	84
(3) 本庁舎の代替施設	85
ア 防災センター	85
イ 西部総合県民局美馬庁舎	85
(4) 本庁舎以外の庁舎の代替施設の検討	86
第7 庁舎機能等の維持	87
1 非常時優先業務実施のための庁舎機能の維持	87
2 災害対策本部の活動スペースの確保	87
(1) 「防災・危機管理センター」の整備	87
(2) 「防災・危機管理センター」の機能	89
ア 本部会議室	89
イ 災害対策本部（統括司令室）	89
ウ 災害対策本部（防災関係機関活動室）	89
3 非常時優先業務実施のためのスペース確保	89
(1) 各所属の執務室のスペース確保	89
ア ロッカー・キャビネットの転倒防止対策	89
イ 執務室の被災状況の確認	90
(2) 共用会議室の確保	90
4 庁舎の津波浸水対策	90
5 電力の確保	91
(1) 非常用発電の状況	91
(2) 停電時の業務継続	91
6 電話回線の確保	92
(1) 固定電話	92
(2) 携帯電話・携帯メール	92
(3) 災害時優先電話	93
(4) 衛星携帯電話	93
7 防災行政無線による通信の確保	93
(1) 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの状況	93
(2) 防災行政無線による連絡・情報収集	94

---

(3) 防災行政無線のデジタル化	94
8 庁内ネットワーク回線を利用したテレビ会議システム	95
9 情報ネットワークの維持	95
(1) 情報システムの現状	95
ア 基幹情報システム	95
イ その他各所属が所管する情報システム	95
(2) 南海トラフ巨大地震による被害想定	95
(3) 南海トラフ巨大地震発生時の対応	96
ア 基幹情報システム	96
イ その他各所属が所管する情報システム	98
ウ 緊急時の庁内ネットワークの使用の限定	98
エ 予備のインターネット接続回線への切替	98
オ 県外設置サーバからのホームページによる情報提供	98
(4) 平常時の取組	98
10 飲料水の確保	99
(1) 給水ルート	99
(2) 飲料水用タンク	99
11 トイレの確保	99
12 消耗品の確保	99
13 参集指定庁舎の防災拠点機能強化	100
第8 業務継続力の向上	101
1 職員の意識の向上	101
2 訓練	101
3 マニュアル等の整備	101
4 BCP の展開	102
(1) 市町村 BCP への取組推進	102
(2) 企業 BCP 等との連携	102

---

---

## 第1 総則

---

---

### 1 改定の趣旨

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した際には、徳島県（以下「県」という。）自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に大きな制約が生じることが考えられる。

このような制約下においても県は、『徳島県地域防災計画』や各種マニュアルなどに基づき、全庁を挙げて、県民の生命・身体・財産を守る体制を確保し、被災者の救助・救援や市町村支援活動を行い、災害復旧・復興対策に取り組まなければならない。

また、県民生活に密着する行政サービスの提供や県の基幹業務などについても、継続して実施することが求められている。

このため、県では、平成20年3月『徳島県業務継続計画』を策定、平成23年2月に改定を行うなど、災害時における業務継続に向けた取組を進めてきた。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、大規模自然災害に対する多くの課題や教訓が明らかになるとともに、県においては、南海トラフ巨大地震が発生した場合の「津波浸水想定」や「被害想定」などのシミュレーション結果を公表したところである。

これらを踏まえ、この度、南海トラフ巨大地震発生時における、県として実施すべき業務内容や実施体制を明らかにすることを目的に、『徳島県業務継続計画』を、『徳島県業務継続計画〈南海トラフ巨大地震編〉』（以下「本計画」という。）として改定する。

### 2 想定事象

本計画は、「南海トラフ巨大地震」が発生し、揺れや津波による大規模な被害が発生した場合に発動する。

ただし、現実が発生した地震・津波が、想定されている被害よりも、被害が小さいことが判明した場合には、本計画をそのまま適用するのではなく、発生状況や事態の推移に即して弾力的な運用を行う。

### 3 他の計画やガイドラインとの関係

#### (1) 『徳島県地域防災計画』等との関係

本計画は、次に掲げる『徳島県地域防災計画』をはじめとする、南海トラフ巨大地震発生に備えた計画やマニュアル等で定める対策や業務について、県自身が被災する状況

## 2

---

下での実行状況を具体的に想定し、庁舎や職員の状況等について検証を行うことにより、県の防災力の向上を図るものである。

- 『徳島県地域防災計画』
- 『徳島県災害対策本部運営規程』
- 『徳島県災害対策本部事務局事務処理要領』

### (2) ガイドラインの参照

本計画の策定に際しては、内閣府（防災担当）が作成・公表している次の手引やガイドラインを参照した。

- 『地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引とその解説』  
内閣府（防災担当），平成 22 年 4 月  
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chuogyoumukeizoku/chiou/index.html>
- 『中央省庁業務継続ガイドライン 第 1 版』  
内閣府（防災担当），平成 19 年 6 月  
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chuogyoumukeizoku/index.html>

## 4 適用範囲

### (1) 本計画を適用する部局の範囲

本計画を適用する部局（以下「各部局」という）の範囲は、次のとおりとする。  
なお、非常時優先業務実施に際しては、県警察本部との連携に留意する。

- 知事部局，企業局，病院局，教育委員会，議会事務局，各種委員会

### (2) 本計画を適用する業務の範囲

本計画では、南海トラフ巨大地震発生後 1 ヶ月間迄の業務を対象とする。

## 5 用語の整理

### (1) 業務の区分

本計画で用いる南海トラフ巨大地震発生後の業務区分は、次のとおりとする(図表 1.1)。

#### ○ 「非常時優先業務」

南海トラフ巨大地震発生時に、県として優先的に継続して実施すべき業務。

南海トラフ巨大地震発生時に新規に発生する業務（地震災害に対応する業務など）を含む。

非常時優先業務は、「応急業務」と「継続の必要性の高い通常業務」の 2 つに区分される。

#### ○ 「応急業務」

非常時優先業務のうち、南海トラフ巨大地震によって生じる事態に対応するために実施する業務であり、南海トラフ巨大地震発生時に設置される災害対策本部による全庁体制により実施する。

応急業務は「災害応急対策業務」と「被災状況に応じて速やかな実施が必要となるその他の緊急業務」が含まれる。

#### ・「災害応急対策業務」

『徳島県地域防災計画』に記述されている南海トラフ巨大地震対応業務。

#### ・「被災状況に応じて速やかな実施が必要となるその他の緊急業務」

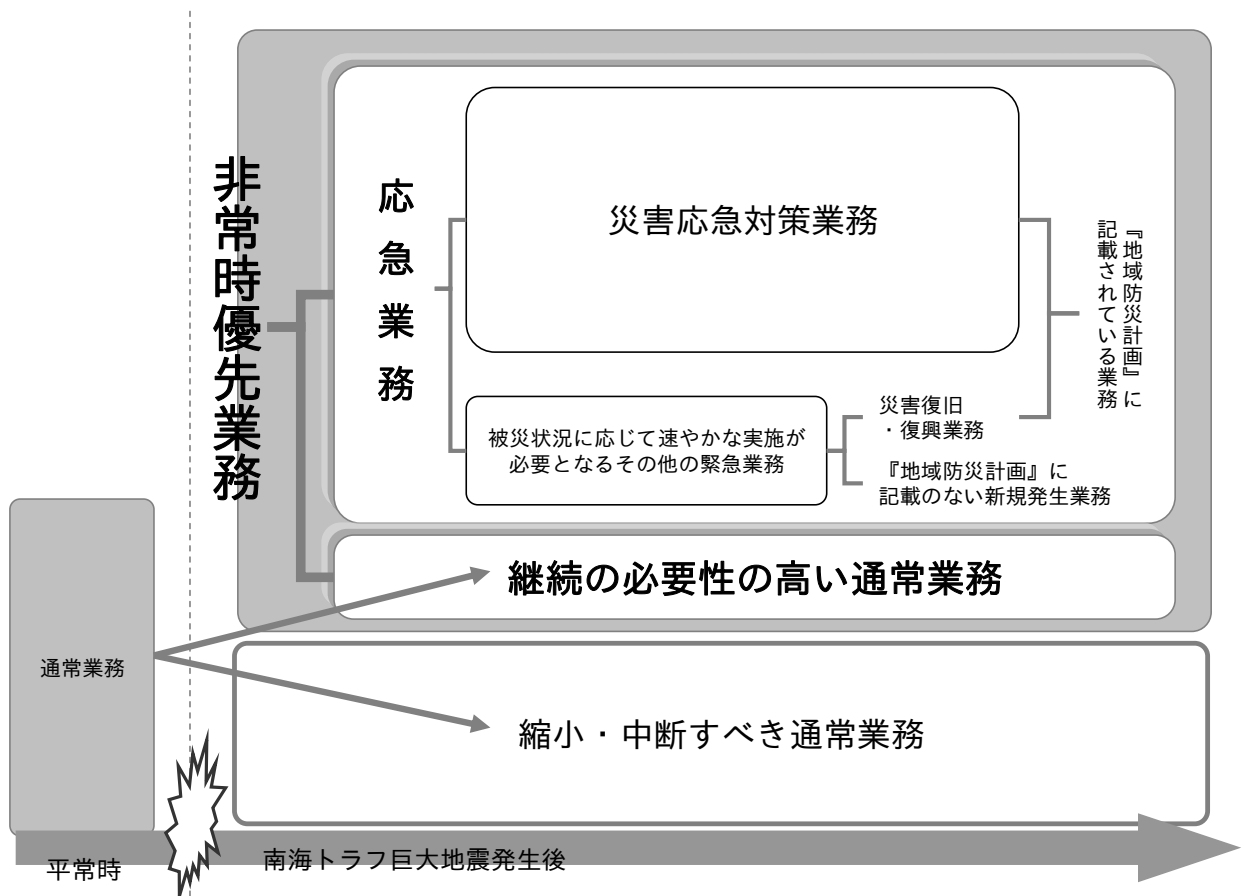
『徳島県地域防災計画』に記述されている復旧・復興業務及び『徳島県地域防災計画』には記述されていないが、南海トラフ巨大地震発生に伴い新たに発生する業務。

なお、南海トラフ巨大地震に直接対応する業務ではないが、それらの業務を実施するために必要となる業務（職員安否確認や後方支援業務など）を含む。

#### ○ 「継続の必要性の高い通常業務」

平常時から実施している通常業務のうち、南海トラフ巨大地震に直接対応する業務ではないが、発災時においても継続する必要性が高い業務であり、各部局で実施する。

なお、それ以外の通常業務は、「縮小・中断すべき通常業務」として扱う。



図表 1.1 応急業務と非常時優先業務の概念図

## (2) 災害対策本部の組織の名称

本計画では、災害対策本部体制で設置される統括司令室や部・班等の業務組織を示す際には、「本部統括司令室」、「本部危機管理部」のように「本部×××」と表記する。

なお、具体的な部・班の名称については、徳島県災害対策本部運営規程第7条・第8条、及び別表第1・別表第2によるものとする。

## 6 基本方針

### (1) 改定の基本方針

後述する「南海トラフ巨大地震」発生に伴う大きな被害の中で、「非常時優先業務」を実施するため、次の3点の基本方針を踏まえて、改定を行った。

#### ① 職員は「生きる」

津波等による大きな被害を想定し、参集時における「安全の確保」「率先避難」を含め、職員の参集を想定・検証し、全ての職員総力を挙げた体制を構築する。



② 県民を「助ける」

県民の助かる命を助け、被害を最小限に抑えるべく、迅速に初動体制を構築する。

③ そのために「備える」

「とくしまー〇作戦 地震対策行動計画」の推進をはじめとして、全庁一丸となった対策を実施するとともに、職員一人一人も、住居の耐震化や、災害時に備えた備蓄物資の確保、家族の安否確認方法を話し合うなど、南海トラフ巨大地震の発生に備えた、取組を進める。

(2) 業務継続の方針

県は、南海トラフ巨大地震発生時には、次の3点の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図る。

① 県民の生命・身体・財産等の保護

県民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめることが、県の第一の責務であることから、非常時優先業務を最優先に実施する。

② 非常時優先業務実施のための人員・資源の確保

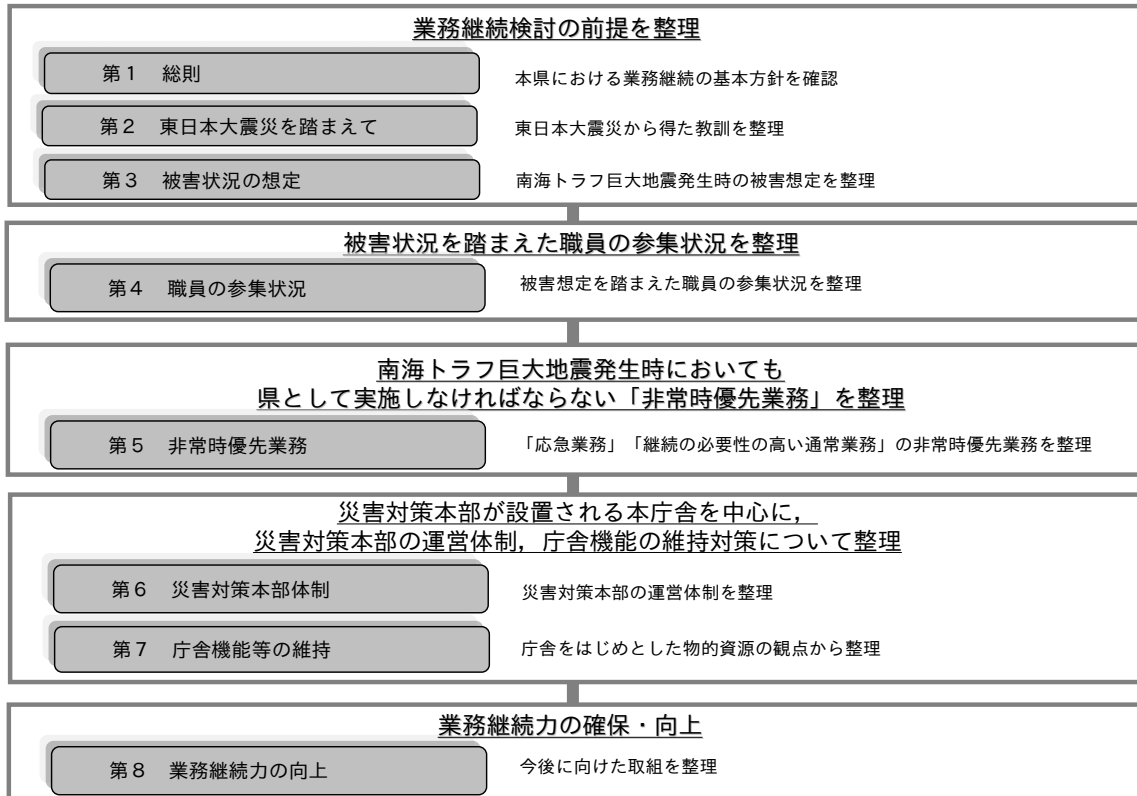
非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に行う。このために必要な人員を確保するためにも、各職員は自身の安全確保に努めなければならない。

③ 非常時優先業務以外の業務の縮小・中断

非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に縮小・中断する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

7 全体の構成

本計画は、第1から第8までで構成する（図表1.2）。



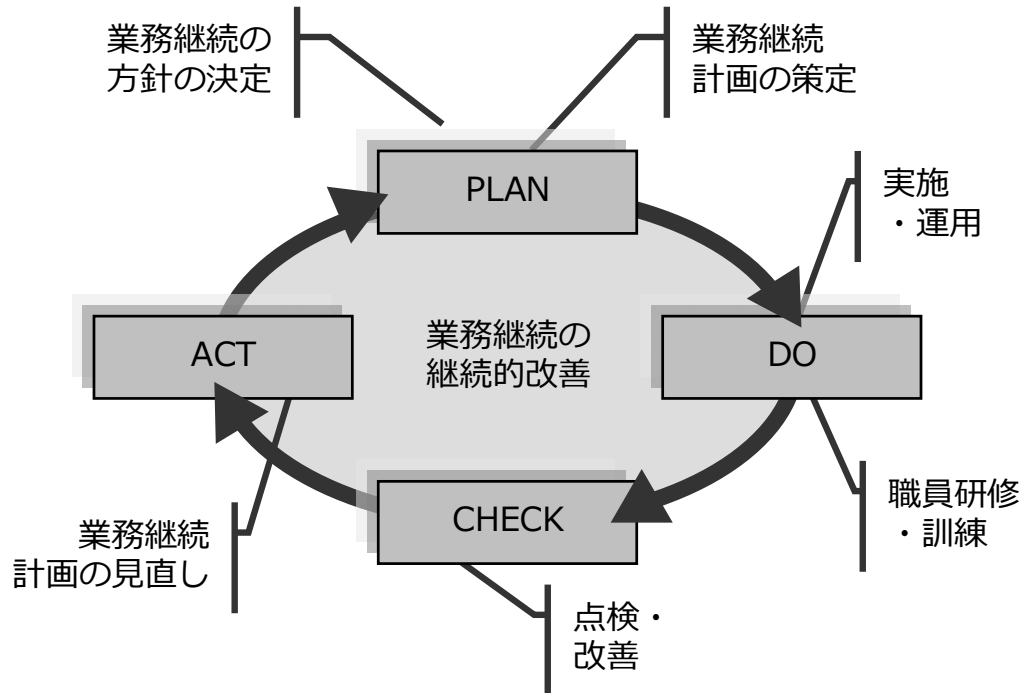
図表 1.2 本計画の構成

## 8 各部局の業務継続

各部局は、本計画との整合に留意し、自ら実施する非常時優先業務について、具体的な計画の整備を進める。

## 9 計画の見直し

県は、危機管理会議等を通じ、平常時から本計画を継続的に改善し、業務継続力の向上を図るため、訓練等による計画の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、PDCA サイクルに基づき、是正すべきところを改善し計画を更新する（図表 1.3）。



図表 1.3 業務継続力の向上のための PDCA サイクル

## 第2 東日本大震災を踏まえて

### 1 東日本大震災の教訓

南海トラフ巨大地震の発生により、県自身も被災した状況下での「非常時優先業務」の実施に向けた業務継続体制の構築について検討を進めるに際しては、平成23年3月11日に発生し大規模な被害をもたらした「東日本大震災(図表2.1)」発生時の各自治体における業務継続状況を検証するとともに、その結果明らかになった課題や教訓を踏まえ、対応を検討しておくことが重要である。

東日本大震災の概要
(1)地震の概要 ○地震名:平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 ○発生日時:平成23年3月11日(金) 14時46分 ○震源位置:三陸沖(北緯38.1度, 東経142.9度, 深さ24km) ○地震規模:モーメントマグニチュード9.0, 最大震度7(宮城県栗原市)
(2)津波の概要 ○津波警報:平成23年3月11日 14時49分 津波警報(大津波)発表 平成23年3月13日 17時58分 津波注意報全て解除 ○浸水面積:合計561km <sup>2</sup>
(3)被害の概要(警察庁緊急災害警備本部・H25年12月10日公表) ○人的被害:死者数15,883人, 行方不明者2,643人, 負傷者数6,150人 ○家屋被害:全壊126,622棟, 半壊272,629棟, 一部破損743,335棟

図表 2.1 東日本大震災の概要

東日本大震災から得られた教訓等を整理した資料は、国、地方公共団体、民間防災関係機関など様々な組織において取りまとめられているが、なかでも、地方公共団体の業務継続を考える上で関連性の高いものとして、一例として次のような資料が挙げられる。

- 『東日本大震災における災害応急対策に関する検討会 中間とりまとめ』  
内閣府(防災担当), 平成23年11月  
<http://www.bousai.go.jp/oukyu/higashinihon/index.html>

- 『東日本大震災教訓集「広域大災害に備えて」  
～国民の安全・安心の確保に向けて準備すべき29の要点～』  
国土交通省国土政策局，平成24年6月  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09\\_hh\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09_hh_000019.html)

これらの資料から，本県における，南海トラフ巨大地震発生時の業務継続を考える上での教訓を整理すると，「図表 2.2」のとおりとなる。

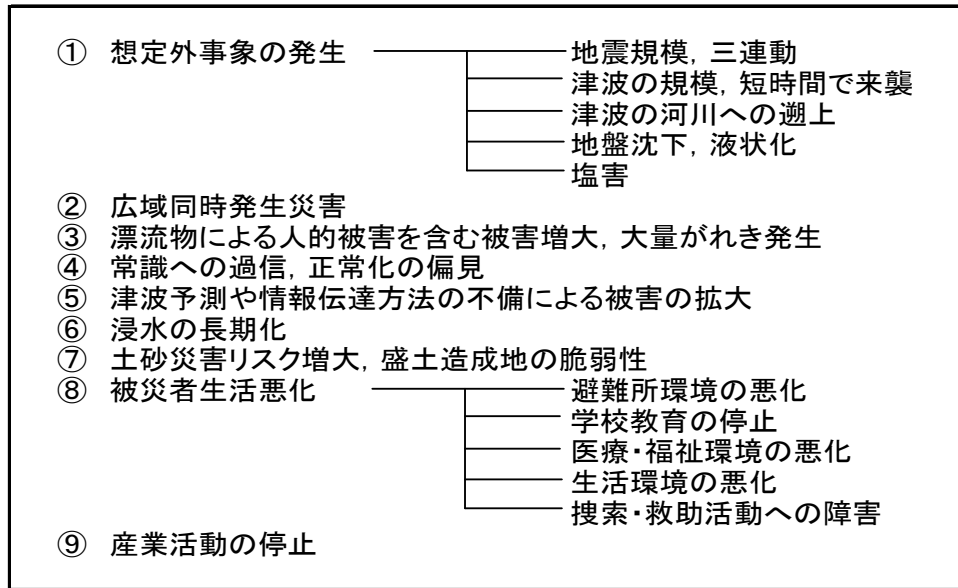
<p><b>【初動】災害対策本部の体制確立期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集           <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期に広域な被災状況を正確に把握することが、その後の体制を構築する上で重要</li> </ul> </li> <li>○市町村支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・リエゾン(現地情報連絡員)派遣などによる情報収集が有効</li> <li>・通信が途絶した場合、衛星携帯電話や専用回線(無線)が有効</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>【応急】被災者の救命・救助期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域交通基盤の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助・物資輸送のためのルート確保等に向けた人材・機材の結集が必要</li> <li>・応急復旧に備えた資機材の確保や速やかな工事契約による迅速な応急復旧が重要</li> <li>・平時からの地元建設業者等との連携が有効</li> </ul> </li> <li>○広域連携・支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域を越えた支援体制の構築、国や地方の役割の明確化等による連携体制の確立が必要</li> <li>・災害時に備えた応援・受援計画の策定が有効</li> </ul> </li> <li>○市町村支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門技術者などの派遣による的確かつ迅速な対応が有効</li> <li>・救援物資調達などの組織の垣根を越えた総合的な取組が有効</li> </ul> </li> <li>○避難所運営・被災者支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所のニーズの把握、共有化などによるきめ細かな被災者支援体制の構築が必要</li> <li>・平時からの行政と地域住民が一体となった運営訓練が有効</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>【復旧】県民生活の復旧期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所運営・被災者支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域文化の復興、地域コミュニティの再生、被災者の孤立に対する支援が必要</li> </ul> </li> </ul>

図表 2.2 東日本大震災から得られた教訓

## 2 新たなリスクと対応への視点

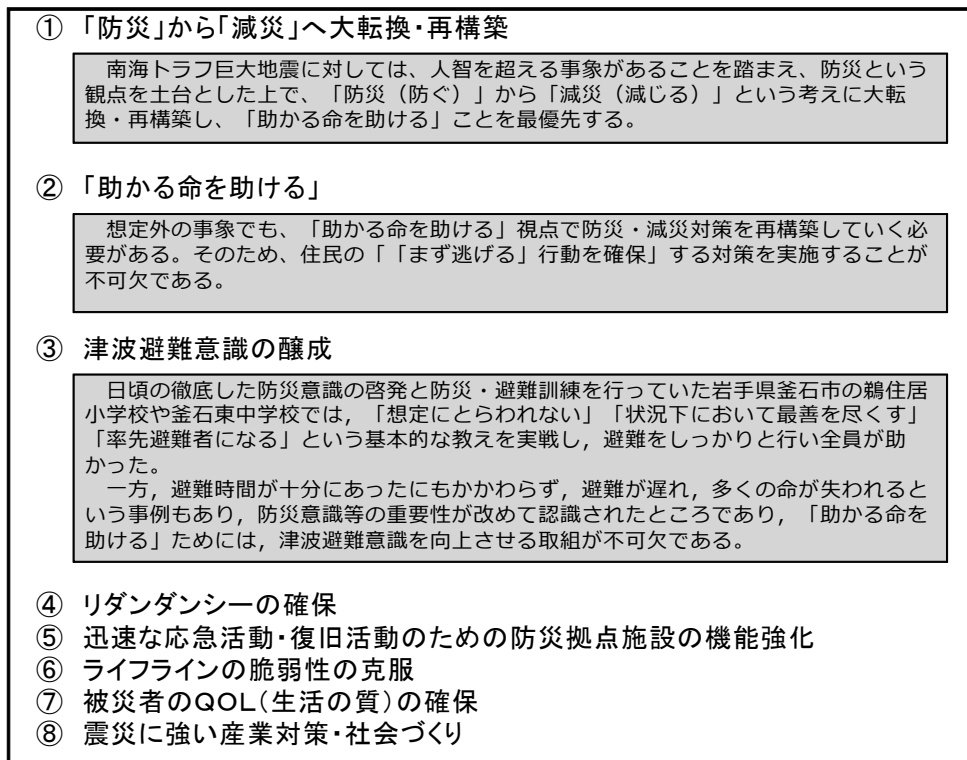
また，県においては，東日本大震災の発生を踏まえ，平成23年4月18日，「地震津波減災対策検討委員会」を設置し，南海トラフ巨大地震対策について，抜本的な検討を進めてきた。そうした取組の実施により，平成24年3月30日に公表された「地震津波防災・減災対策 最終報告」の中に，東日本大震災被災地支援対策本部災害分析チームからの知見が取りまとめられている。

その内容は，東日本大震災の被災地支援を行うために設置された「徳島県被災地支援対策本部 災害分析チーム」へ現地連絡員や先遣隊等として被災地で実際に業務に携わった職員からもたらされた様々なリアルタイム情報をはじめ，国や宮城県から得られた情報等も含めて収集・分析し，「東日本大震災における新たなリスク」として抽出したものであり，「図表 2.3」のとおり，「9つのリスクの特徴」として取りまとめられている。



図表 2.3 東日本大震災における新たなリスクの特徴

また、これらのリスクの特徴に対する、県としての対策の課題と対応を検討する上で必要な視点についても、図表 2.4 のとおり整理されている。



図表 2.4 新たなリスクを考える上で必要な視点

### 3 初動体制確保の重要性

これらを踏まえ、南海トラフ巨大地震発生時における業務継続を考えた場合、指揮・情報伝達機能や緊急輸送路の強化など、迅速な初動対応に向けた体制を確保することが、「助かる命を助け」、被害の最小化を図る上で極めて重要であり、そのために必要なことは次のとおり。

- 災害対応に向けた指揮命令系統を事前に十分構築し訓練するとともに、津波等による大きな被害が想定される地域への支援体制を構築する。
- 被災地において、迅速な応急・復旧活動を実施するため、民間事業者等との間で、事前に災害時の支援協定を締結するなど、県全体が連携し復旧・復興に取り組む体制を確保する。
- 的確な初動体制を遅滞なく確保するため、自衛隊、消防、警察など防災関係機関との連携をはじめ、住民に身近で災害時の要となる市町村との連携や、隔遠地協定を結ぶ鳥取県、相互応援協定を結ぶ中四国各県や、関西広域連合との連携を強化する。

## 第3 被害状況の想定

---

---

### 1 業務継続体制確保の前提となる被害想定

本計画での南海トラフ巨大地震による被害想定は、県が作成した『徳島県津波浸水想定』（平成24年10月31日公表）、『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）』（平成25年7月31日公表）及び『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）』（平成25年11月25日公表）による。

なお、これら津波浸水想定や被害想定については、次のとおり、県防災・危機管理情報ホームページ「安心とくしま」上で公開している。

- 徳島県津波浸水想定公表について

<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2012121000010/>

- 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）の公表について

<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013071900016/>

- 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）の公表について

<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013112100023/>

### 2 震度

南海トラフ巨大地震の発生により、7市町で最大値震度7、また17市町村で最大値震度6強の揺れが発生するなど、県下全域を震度6弱以上の揺れが襲う想定となっている（図表3.1）。

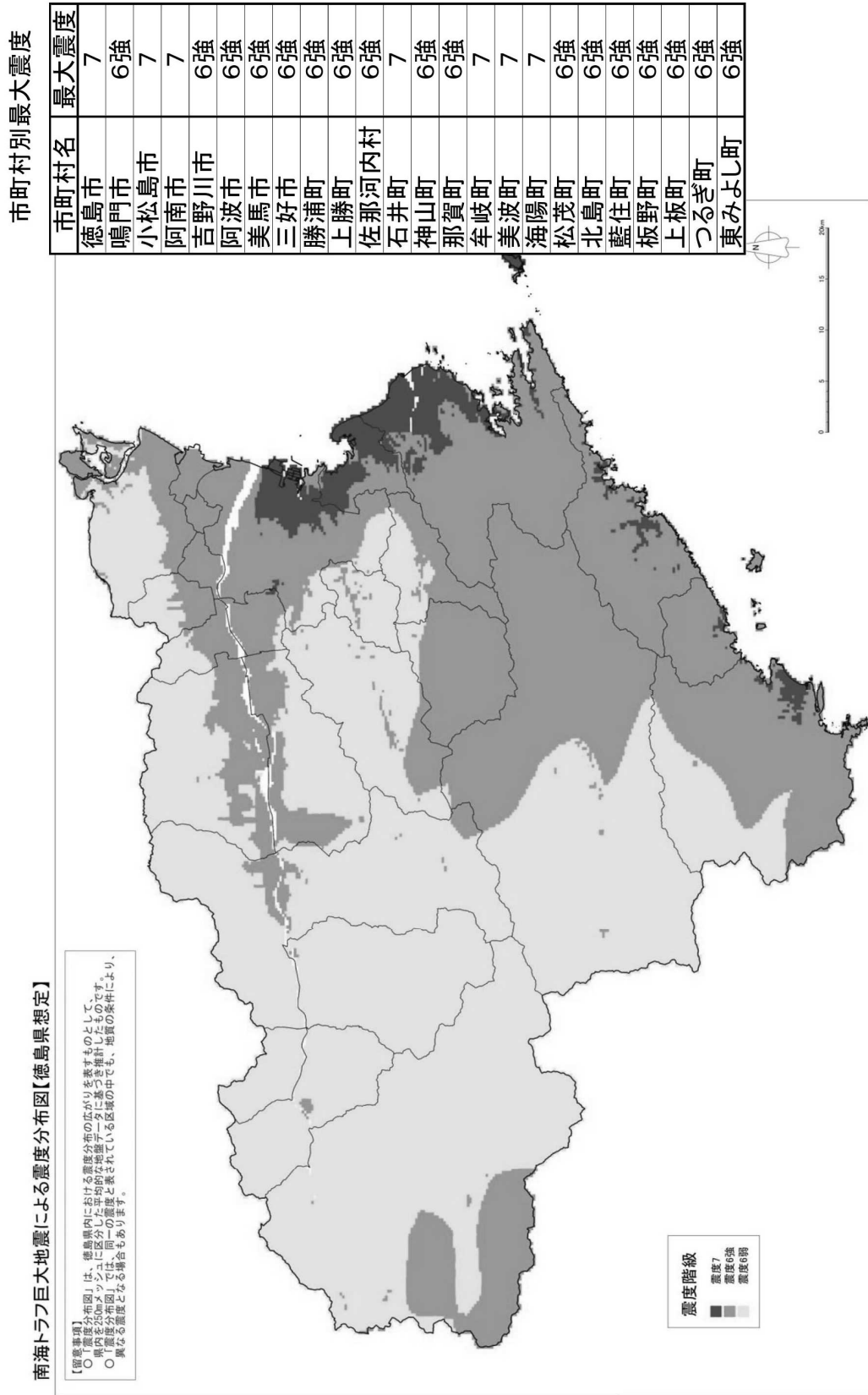
また、沿岸部や吉野川沿いの地域を中心に、液状化の危険性が高い地域が広がっている（図表3.2）。

### 3 津波及び浸水

南海トラフ巨大地震は、揺れだけでなく大きな津波が沿岸部を襲うことが想定されている（図表3.3）。

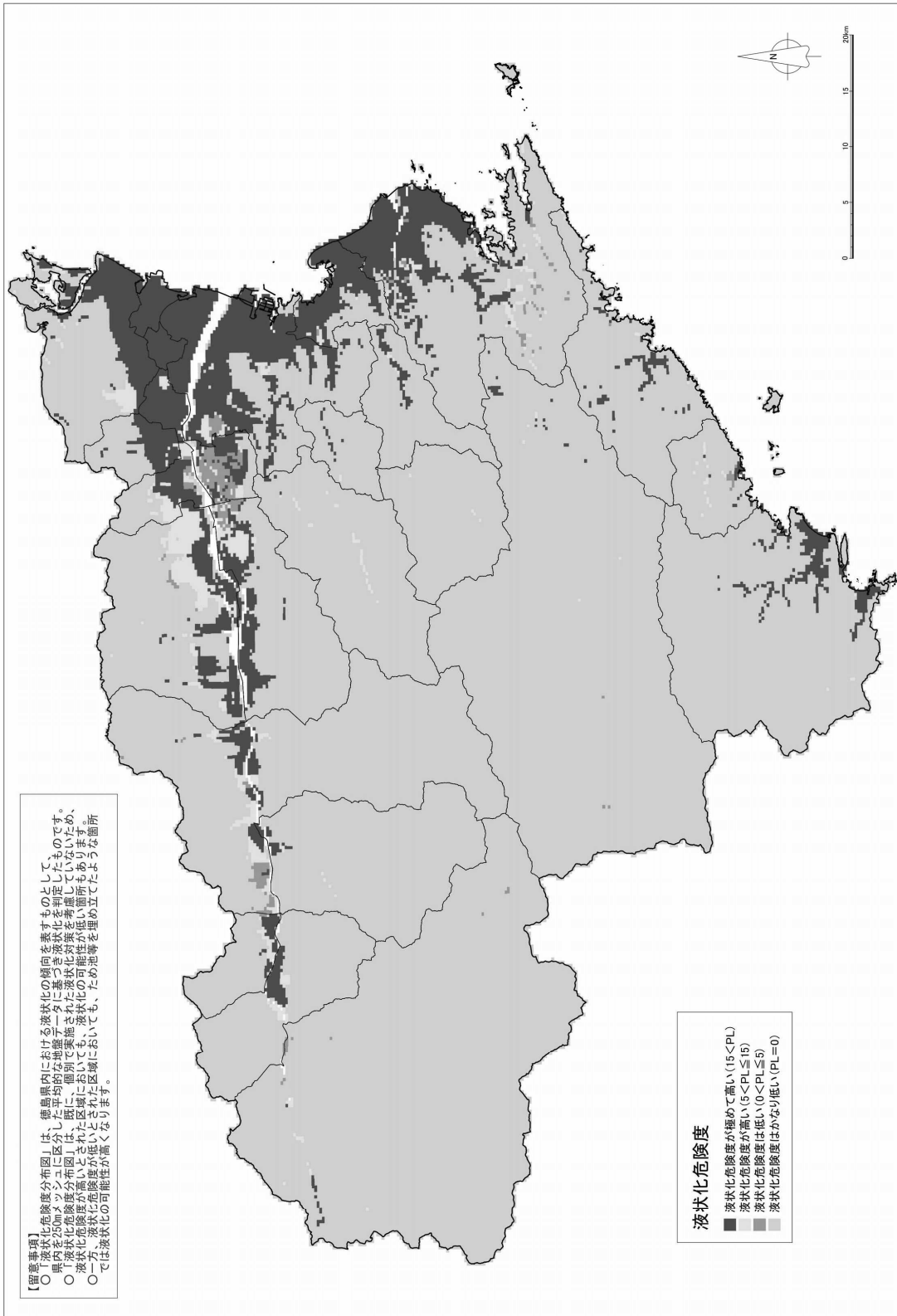
特に県南部の沿岸地域では、きわめて短時間で大津波が発生するとともに、最大津波水位は場所によっては10mを超えることが想定されていることから、沿岸部では津波による大きな被害が発生すると想定されている。





図表 3.1 震度分布図〔徳島県南海トラフ巨大地震被害想定〕

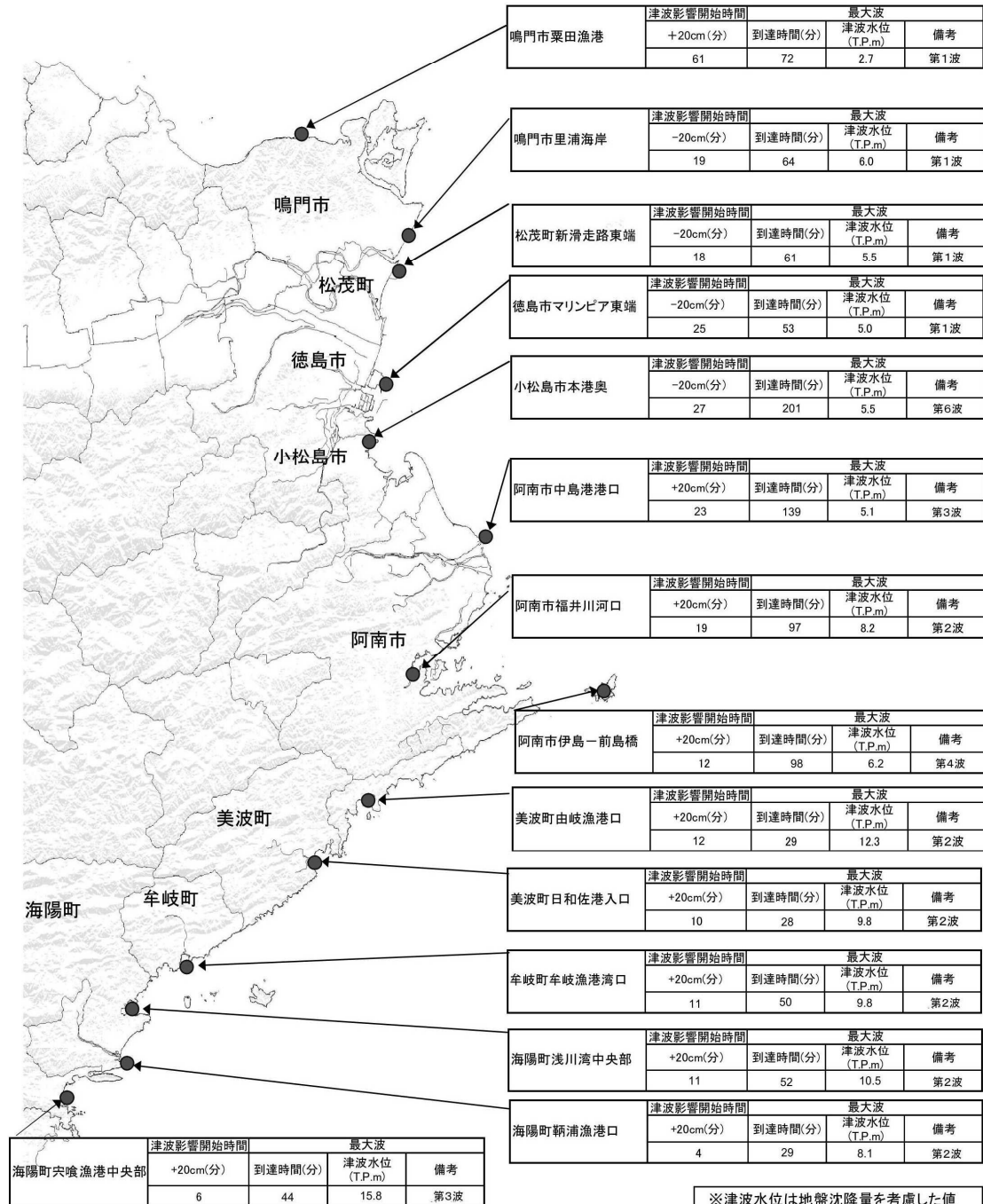
南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】



徳島県危機管理課 平野 25年7月作成  
 この地図は、国土交通省の国土数値情報(行政区域一斉)を使用して作成しました。  
 1:300000

図表 3.2 液状化危険度分布図〔徳島県南海トラフ巨大地震被害想定〕

## 津波影響開始時間及び最大波到達時間



図表 3.3 津波影響開始時間及び最大波到達時間〔徳島県津波浸水想定〕

## 4 人的被害

地震による揺れ，山崩れ・がけ崩れ，津波，火災などにより，最大で約 31,300 人が死亡すると想定されている。原因別に見ると，津波による死者数 26,900 人，揺れによる死者数 3,900 人等となっており，津波被害による死者数が大半を占めている。

また，負傷者数は 19,400 人，その内訳は揺れによるもの 18,300 人，火災によるもの 800 人，津波によるもの 310 人等となっている（図表 3.4）。

H25. 7. 31 県公表

## 徳島県内の人的被害想定

地震発生時期	人口	種別	揺れ	急傾斜	津波	火災	落下物等	小計	死者・負傷者計	死者率	死者・負傷者率
冬深夜	785,491	死者	3,900	30	26,900	470	0	31,300	50,700	4.0%	6.5%
		負傷者	18,300	40	310	800	0	19,400			
		内重傷者	5,600	20	100	220	0	5,900			
夏昼12時	783,270	死者	2,400	20	21,800	570	10	24,800	39,600	3.2%	5.1%
		負傷者	13,100	30	40	1,100	520	14,800			
		内重傷者	3,600	10	20	300	180	4,100			
冬夕18時	784,158	死者	2,800	20	20,900	920	30	24,700	40,900	3.1%	5.2%
		負傷者	13,600	30	50	1,400	1,100	16,200			
		内重傷者	3,900	20	20	400	370	4,700			

図表 3.4 人的被害〔徳島県南海トラフ巨大地震被害想定〕

## 5 建物被害

地震による揺れや津波により，建物にも大きな被害が発生し，最大で全体の約 4 割に相当する約 116,400 棟が全壊・焼失すると想定されている。原因別に見ると，揺れによるもの 60,900 棟，津波によるもの 42,300 棟等となっている。

また，半壊等も含めると，全体の約 7 割に相当する約 199,700 棟が被害に遭うと想定されており，その内訳は，揺れによるもの 111,900 棟，津波によるもの 63,500 棟，火災によるもの 12,300 棟，液状化によるもの 11,040 棟等となっている（図表 3.5）。

## 徳島県内の建物被害想定

H25. 7. 31県公表

地震発生時期	全棟数	原因別全壊・焼失棟数						全壊・焼失率
		揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	小計	
冬深夜	291,990	60,900	540	360	42,300	5,500	109,600	37.5%
夏昼12時		60,900	540	360	42,300	9,300	113,400	38.8%
冬夕18時		60,900	540	360	42,300	12,300	116,400	39.9%
地震発生時期	全棟数	原因別全壊・焼失・半壊棟数						全壊・焼失・半壊率
		揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	小計	
冬深夜	291,990	111,900	11,040	950	63,500	5,500	192,900	66.1%
夏昼12時		111,900	11,040	950	63,500	9,300	196,700	67.4%
冬夕18時		111,900	11,040	950	63,500	12,300	199,700	68.4%

図表 3.5 建物被害〔徳島県南海トラフ巨大地震被害想定〕

## 6 交通施設被害

南海トラフ巨大地震発生直後には、道路・鉄道・港湾・空港において、次の被害が想定されている（図表 3.6 参照）。

## ○ 道路

- ・ 高速道路は被災と点検のため通行止め
- ・ 道路施設は多くの箇所で被災
- ・ 山間部では亀裂や陥没、法面崩壊等により、多くの箇所で通行止め
- ・ 津波で浸水した道路は通行困難で県南部へのアクセスは限定的

## ○ 鉄道

- ・ 軌道の変状、橋梁等の被害等により、全線が不通
- ・ 広範囲に帰宅困難者が発生
- ・ 貨物輸送による物流が途絶

## ○ 港湾

- ・ 震度 6 強以上の地域では、耐震強化岸壁は機能を維持するが、非耐震岸壁の多くが機能を停止
- ・ 港内の漂流物や港湾施設の破損等により港湾機能が停止

## ○ 空港

- ・ 徳島空港は点検等のため閉鎖
- ・ 津波により一部滑走路が浸水

こうした被害により、本県の主要道路である、国道 55 号線や国道 192 号線の通行に支障が出ることも想定される。なかでも、国道 55 号線は沿岸部を走ることから、津波により深刻な被害を受ける可能性が高く、これにより、県南部地域が孤立するおそれがある。

その後の復旧作業より、南海トラフ巨大地震発生 1 週間後には、道路では浸水エリアに侵入する緊急仮復旧ルートが概成、港湾では約半数が災害対策利用が可能となり、緊急輸送が本格化し、1 ヶ月後には、高速道路への一般車両の通行、民間航空機の暫定運用等も始まっていると予想されている。

## 「交通施設」被害想定

H25.11.25 県公表

### 道路施設

津波浸水域		津波浸水域外		総延長 (km)	被害箇所数 (箇所)
延長(km)	被害箇所数 (箇所)	延長(km)	被害箇所数 (箇所)		
3,250	690	11,760	940	15,020	1,600



### 鉄道施設

津波浸水域		津波浸水域外		路線延長 (km)	被害箇所数 (箇所)
延長(km)	被害箇所数 (箇所)	延長(km)	被害箇所数 (箇所)		
57	110	172	430	229	550



### 港湾

① 岸壁・その他係留施設			その他係留施設		
岸壁		被害バース数 (バース)	その他係留施設		被害バース数 (バース)
総バース数 (バース)	耐震バース数 (バース)		総バース数 (バース)	耐震バース数 (バース)	
76	3	60	207	1	160
② 防波堤		防波堤被災延長(m)			
		13,280			6,000



(被災イメージ:東日本大震災)

図表 3.6 交通施設被害〔徳島県南海トラフ巨大地震被害想定〕

## 7 ライフライン被害

### (1) 上水道

南海トラフ巨大地震発生直後には、管路・浄水場等の被災や運転停止により、強震域・津波浸水域を中心に、ほぼ県下全域が断水する。

地震発生後 1 週間が経過した後も、5 割以上が断水状態を回復できないと想定されている。地震発生 1 ヶ月後には、管路の復旧は概ね完了するものの、それでも 2 割以上(津波浸水により建物全壊した需要家を含む)が断水している見通しとなっている。

## (2) 電力

南海トラフ巨大地震発生直後には、震度 6 弱以上の揺れや津波により、電柱・送電施設の被害等が発生し、ほぼ県下全域が停電する。

地震発生後 1 週間が経過した後も、3 割以上の世帯が復旧できないと想定されている。地震発生 1 ヶ月後には、復旧対象エリアの停電はほとんど解消されるが、電力需要の回復が供給能力を上回るエリアでは需要抑制が実施される見通しとなっている。

## (3) 通信

南海トラフ巨大地震発生直後には、ほぼ県下全域の固定電話が不通となるとの想定がなされている。携帯電話については、メールの遅配が発生するほか、音声通話は繋がりにくい状況が発生し、基地局の非常用電源の燃料枯渇により、機能停止が拡大する。

地震発生後 1 週間が経過した後には、固定電話は電柱等の復旧により通話支障の多くが解消するものの、それでも 3 割以上の回線について不通状態を回復できないと想定されている。また、携帯電話については、計画停電区域における交換機・基地局の停電に伴う通話支障が発生する。地震発生 1 ヶ月後には、電柱等の復旧により通話支障の多くが解消される見通しとなっている。

## (4) ガス

南海トラフ巨大地震発生直後には、都市ガスは、揺れと道路・建物の被害状況等に応じ、供給が全て停止する。また、LP ガスは、ガスボンベの安全装置等により自動的に一旦供給が停止する。

地震発生後 1 週間が経過した後には、都市ガスは全国からの応援により復旧が加速、順次供給が再開、LP ガスも順次点検を実施した建物から供給が再開されると見込まれている。地震発生 1 ヶ月後には、都市ガスは復旧対象の大部分で供給が再開、LP ガスもほぼすべての復旧対象で供給が再開されると見込まれている。

## 「ライフライン」被害想定①



### 上水道（断水人口）

給水人口(人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊人口(人)
	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	
749,300	92	689,000	73	547,700	56	417,800	22	165,500	115,400

### 下水道（支障人口）

処理人口(人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊人口(人)
	支障率(%)	支障人口(人)	支障率(%)	支障人口(人)	支障率(%)	支障人口(人)	支障率(%)	支障人口(人)	
128,000	79	101,500	79	101,500	26	33,500	1	1,300	20,300

### 電力（停電軒数）

電灯軒数(軒)	直後		1日後		4日後		1週間後		津波全壊電灯軒数(軒)
	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	
415,300	98	408,900	72	300,400	47	197,000	38	159,300	63,400

## 「ライフライン」被害想定②

### 通信（固定電話）



回線数(回線)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊回線数(回線)
	不通率(%)	不通回線数(回線)	不通率(%)	不通回線数(回線)	不通率(%)	不通回線数(回線)	不通率(%)	不通回線数(回線)	
215,800	98	212,500	75	162,000	34	73,300	14	31,200	31,200

### ガス（都市ガス）〈冬18時〉

復旧対象需要家数(戸)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	供給停止率(%)	供給停止戸数(戸)	供給停止率(%)	供給停止戸数(戸)	供給停止率(%)	供給停止戸数(戸)	供給停止率(%)	供給停止戸数(戸)
5,400	100	5,400	100	5,400	63	3,400	0	0

図表 3.7 ライフライン被害想定〔徳島県南海トラフ巨大地震被害想定〕



## 8 生活支障等

生活支障等については、津波警報が解除された当日には、住宅が全壊した方及び半壊した方の一部が避難し、その後、断水の発生に伴い、避難する方が徐々に増え、1週間後に最大で約36万人の方々が避難を余儀なくされる。その後は、断水の解消により、一部の方が自宅へ帰宅するとともに、交通網の復旧により親類宅等への避難が進むと想定されている。

災害廃棄物については、重量換算で1千万トン、津波堆積物も災害廃棄物と同等量が発生するほか、建物被害に伴う応急仮設住宅の最大必要戸数は7万2百戸と想定されている。

H25. 11. 25県公表

## 生活支障等の状況

## 避難者〈冬18時〉

夜間人口(人)	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
	避難所(人)	避難所外(人)	合計(人)	避難所(人)	避難所外(人)	合計(人)	避難所(人)	避難所外(人)	合計(人)
785,491	202,200	108,400	310,600	226,500	136,100	362,600	102,500	239,200	341,700

## 災害廃棄物等〈冬18時〉

重量換算(万トン)			体積換算(万m3)		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
1,000	500~1,200	1,600~2,200	1,700	500~810	2,200~2,500

## 仮設住宅〈冬18時〉

全戸数(戸)	必要応急仮設住宅戸数(戸)
302,100	70,200

図表 3.8 生活支障等被害想定〔徳島県南海トラフ巨大地震被害想定〕

## 9 業務継続への影響

## (1) 職員参集への影響

南海トラフ巨大地震が発生した場合には、県下全域で甚大な被害を受けることが想定されている。その中で、職員もまた被害に巻き込まれる可能性を否定できない。そのため、平常時の職員数の全てを災害対応要員として投入可能と考えることは適当ではない。

勤務時間外に南海トラフ巨大地震が発生した場合には、例えば、次のような状況が想定される。

- 津波被害の可能性がある地域では、まず避難を優先すべきである。自宅や庁舎が津波浸水想定区域にある職員は、地震発生直後は、まず自身の安全を確保しなければならない。
- 職員自身あるいはその家族が、死傷するなどの被害に巻き込まれるおそれがあり、そうした場合、発災直後から業務に従事することは困難である。
- 多数の建物が全壊・半壊することから、こうした被害に巻き込まれた職員についても、発災直後から業務に従事することは困難である。
- バスや列車などの公共交通機関も、地震発生後の運転見合わせだけでなく、被害からの復旧に相当の時間を要すことから、参集に際しては、自家用車や公共交通機関は利用できず、徒歩又は自転車・オートバイによるものとなる。
- 路面の亀裂や欠落、盛り上り、段差、電線などの垂れ下がり、街路樹・電柱・建築物・看板等沿道施設の倒壊、水没、火災や地下埋設物の破損、橋梁・トンネルの損壊等、様々な障害の発生により、平常時の通勤経路の通行が困難あるいは不能となった場合、経路を迂回して参集することとなる。

本計画では、このように、職員も被災する可能性があることを十分認識した上で、南海トラフ巨大地震発生の職員参集状況を整理し、非常時優先業務の実施体制を検討する。

## (2) 庁舎機能への影響

南海トラフ巨大地震により、本庁舎をはじめとする各庁舎は震度6弱から7の揺れにさらされる。また、沿岸部に所在する庁舎において想定される浸水状況は、図表3.9のとおりである。

本庁舎をはじめ各庁舎は耐震性を有しているものの、多くの庁舎において津波による被害が発生するおそれがある。また、庁舎自体は無事でも、電線や電話線、水道が途絶するなどの事態の発生も想定され、このような場合、電源や通信手段等が制限された状況下で、業務を継続しなければならない。

そのため、県は、庁舎機能に障害が生じる可能性があることを十分認識した上で、非常時優先業務の実施に必要な資源の確保対策を実施する。

また、被害の状況により、本庁舎での業務継続が困難となることも考えられることから、本計画において、「第6 災害対策本部体制」の中で、本庁機能の代替施設として「防災センター」及び「西部総合県民局美馬庁舎」を位置付ける。

	本庁舎	徳島合同庁舎	鳴門合同庁舎	東部県土整備局 徳島庁舎	防災センター	南部総合県民局		
						阿南庁舎	美波庁舎	
H 2 4 ・ 1 0 津波浸水想定 (最大規模)	最大浸水深	0.3 - 1.0m	2.0 - 3.0m	1.0 - 2.0m	1.0 - 2.0m	0.3 - 1.0m	0.3 - 1.0m	2.0 - 3.0m
	(参考) 各庁舎の近傍地点における「津波影響開始時間」及び「最大波到達時間」							
	各庁舎の 近傍地点	徳島市 マリンピア東端	徳島市 マリンピア東端	鳴門市 里浦海岸	徳島市 マリンピア東端	松茂町 新滑走路東端	阿南市 中島港港口	美波町 日和佐港入口
	津波影響 開始時間 (±20cm到達時間)	25分	25分	19分	25分	18分	23分	10分
	到達時間	53分	53分	64分	53分	61分	139分	28分
	津波水位 (T.P.m)	5.0m	5.0m	6.0m	5.0m	5.5m	5.1m	9.8m
	備考	第1波	第1波	第1波	第1波	第1波	第3波	第2波

図表 3.9 沿岸部の災害拠点庁舎の浸水想定

## (3) 地震に直接に対応する業務以外の業務の発生

南海トラフ巨大地震発生時には、地域防災計画に定められている災害応急対策業務以外の業務も発生することに注意が必要である。

例えば、執務室内が散乱している場合には執務スペースの確保が必要なほか、業務実施の要員確保のため、職員の安否確認・参集状況の把握が不可欠である。この他、情報ネットワークに障害が生じた場合の復旧作業をはじめ、避難者の受入や、来庁者が負傷した場合の対応も行わなければならない。

こうした業務は、直接的には南海トラフ巨大地震に対する災害応急対策業務ではないものの、これらの業務を行わなければ、災害応急対策業務の実施に支障が生じることとなる。このため、これらの業務についても、非常時優先業務（応急業務）として取り扱う。

## 第4 職員の参集状況

---

---

### 1 職員参集行動手順＝勤務時間外に地震が発生した場合

南海トラフ巨大地震はいつ発生するかわからない。各庁舎に多くの職員が登庁している勤務時間内に発生するとは限らない。このため、まずは、災害対応業務に従事する職員が各庁舎に緊急に参集しなければならない場合、つまり職員の勤務時間外となる夜間や休日に南海トラフ巨大地震が発生した場合の対応を想定する。

『徳島県地域防災計画』では、「県内で震度6弱以上の地震が発生したとき」または、「気象庁本庁又は大阪管区気象台が「徳島県大津波警報（津波特別警報）を発表したとき」には、「災害対策本部が自動設置されるとともに、全職員は直ちに勤務場所等に参集する」と定められている。

災害対応業務をはじめとした非常時優先業務を円滑に実施するためには、業務に従事する職員を迅速に確保する必要があることから、勤務時間外における職員参集等の対応について、本計画においては、次の4項目に整理し、参集行動の手順を示す。

- ① 職員による自身・家族の安全の確保
- ② 職員の安否確認・参集情報
- ③ 職員の緊急参集 → 職員の参集状況の把握
- ④ 本庁舎（本部）初動要員の確保

### 2 職員による自身・家族の安全の確保

#### (1) 発災時の安全確保

「第3 被害状況の想定」で述べたとおり、南海トラフ巨大地震が発生した際には、揺れ及びその後の津波等により、大きな被害が発生する。

すべての職員は、緊急地震速報や揺れの体感、緊急速報メール（エリアメール）等により地震の発生を覚知した場合には、ただちに、自身・家族の安否のほか、自宅や周辺の状況等について確認し、その後の避難や参集が安全に行われるよう努めるものとする。

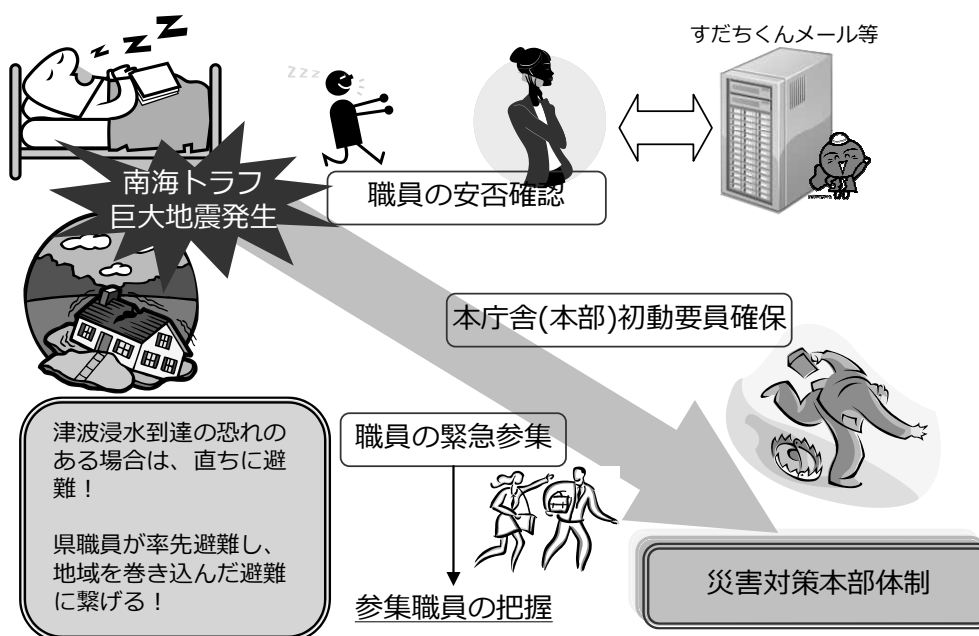
#### (2) 率先避難行動

津波浸水区域内において被災した職員は、述べる「本庁舎（本部）初動要員」等、参集指定庁舎の近隣に居住する職員を除き、安全を確保するために、高所等へ避難するものとする。

なお、避難の際には、周囲への声掛けを行うなど、自身の避難行動が、地域を巻き込んだ避難行動につながるよう、率先して取り組むものとする。

### (3) 平常時からの取り組み

すべての職員は、南海トラフ巨大地震が発生した際の「自身の安全の確保」と「行動の円滑化」につなげるため、平常時から住居の耐震化をはじめ、津波浸水想定区域の確認やすだちくんメールへの登録、備蓄物資の確保など、災害発生時に備えた取り組みを進めるものとする。



図表 4.1 勤務時間外に地震が発生した際の災害対策本部体制への移行

## 3 職員の安否確認・参集情報

### (1) 安否確認等の手順

#### ア すだちくんメール登録職員の安否確認等

職員の安否確認手段として、すだちくんメールを活用する。すだちくんメールの活用により、確認手段の簡素化が図られ、より少ない人員で迅速に、職員の状況を確認することが可能となる。

#### ○ すだちくんメールホームページ

<http://www.ourtokushima.jp>

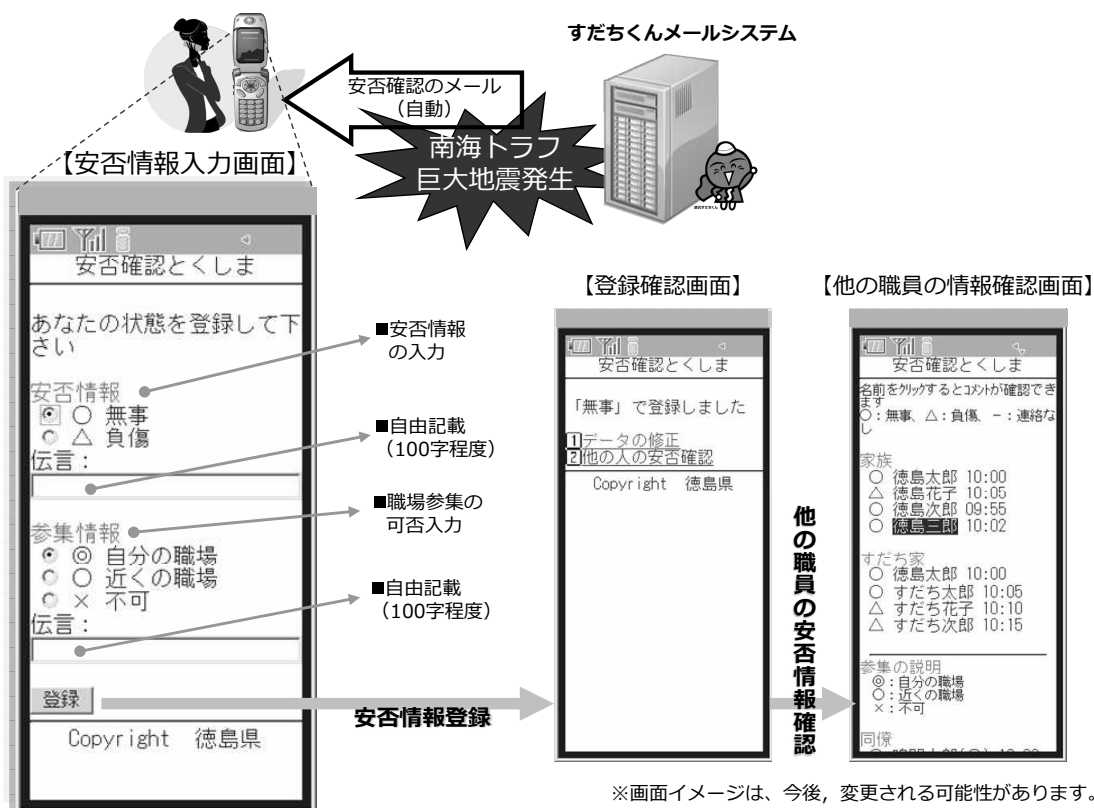
すだちくんメール登録職員の安否確認は、次の手順に基づき行う。(図表 4.3 の実線による流れを参照)。

- ① 南海トラフ巨大地震発生時には、すだちくんメールシステムから職員に対し、地震発生及び安否確認のメールを自動的に配信される。
- ② 職員は、自身の安否情報・参集情報を入力し、すだちくんメールシステムに送信・登録する。(図表 4.2)
- ③ 各所属、各部局主管課(「南部総合県民局においては経営企画部、西部総合県民局においては企画振興部」以下同じ)及び本部統括司令室広報・調達部職員班は、すだちくんメールシステムに登録されている職員の安否情報・参集情報を共有する。

なお、すだちくんメールによる安否情報は、集計画面を閲覧可能な権限を有していれば情報共有が可能であり、各所属から各部局主管課への報告や、各部局主管課から本部統括司令室広報・調達部職員班への報告は不要である。

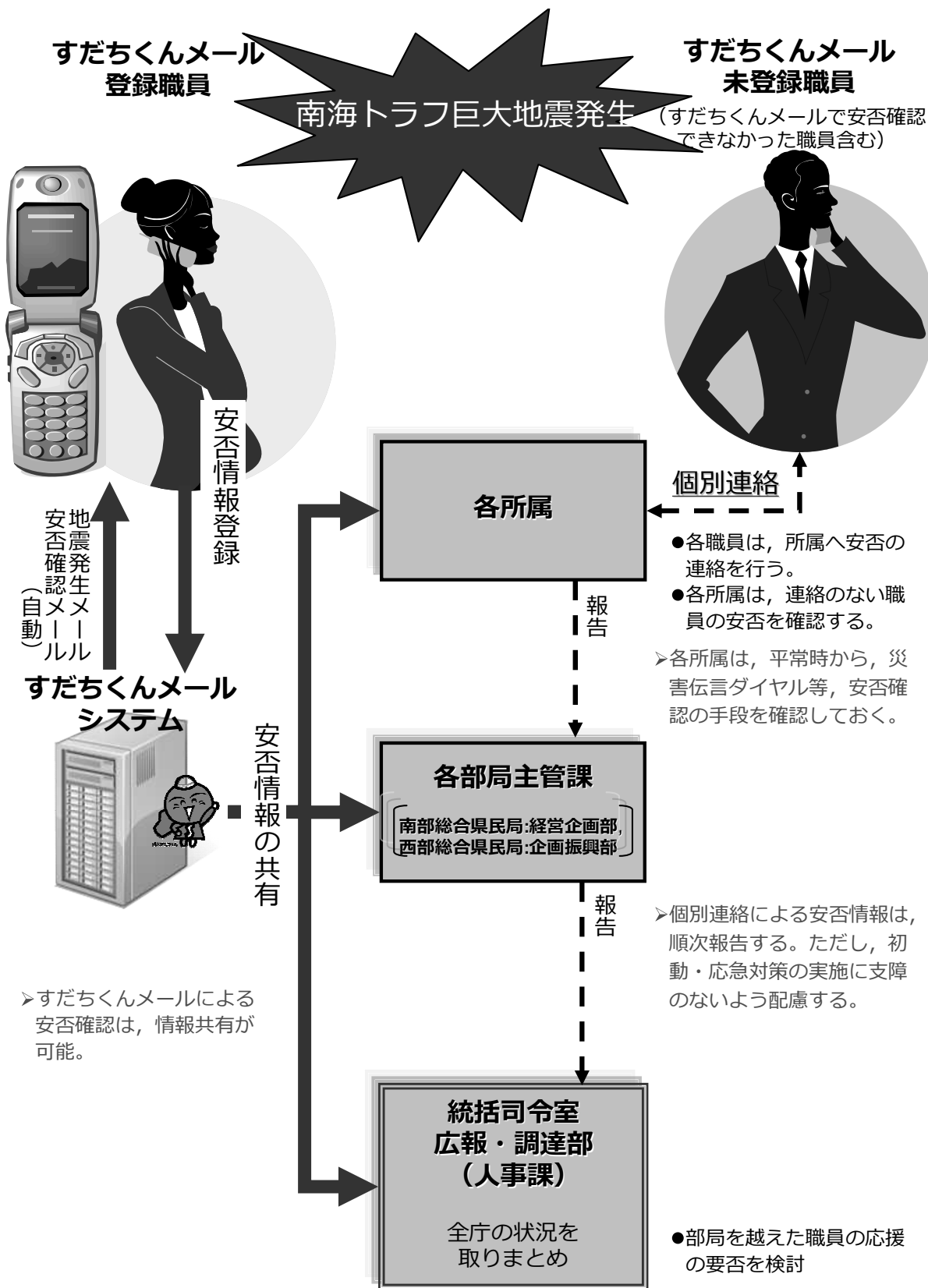
- ④ 本部統括司令室広報・調達部職員班は、全庁的な安否情報等の状況を取りまとめ、本部統括司令室統合作戦部へ報告する。

同時に、職員の安否情報等の集計結果を基に、応急業務実施への全庁的な影響について検討し、必要に応じ、本部統括司令室統合作戦部と連携し、部局を越えた職員の応援等について調整を開始する。



※画面イメージは、今後、変更される可能性があります。

図表 4.2 すだちくんメールによる安否情報入力画面等



図表 4.3 安否確認手順

#### イ すだちくんメール非登録職員の安否確認等

すだちくんメール非登録職員（すだちくんメール登録者であるが、すだちくんメールでは安否確認ができなかった職員を含む）の安否確認は、次の手順に基づき行う（図表 4.3 の破線による流れを参照）。

- ① 職員は自身の所属に自分の安否を連絡する。  
各所属は、職員からの安否連絡のない場合には、職員に個別連絡をとり、安否及び参集情報を確認する。  
なお、各職員及び各所属は、平常時から、連絡責任者、連絡先、連絡手段（災害伝言ダイヤル等）を互いに確認しておく。
- ② 各所属は、個別確認による安否情報等を取りまとめ、各部局主管課に報告する。
- ③ 各部局主管課は、部局内の個別確認の結果を取りまとめ、本部統括司令室広報・調達部職員班へ報告する。
- ④ 本部統括司令室広報・調達部職員班は、すだちくんメールによる安否情報等の全庁的な状況とあわせて、個別確認による状況を取りまとめ、本部統括司令室統合作戦部へ報告する。

なお安否情報等の確認は、主として、初動・応急対応職員数の概数を把握するとともに、職員数が不足する場合に必要な手当を行うために利用することを想定している。

そのため、各所属及び各部局は、すだちくんメール登録者の安否確認を優先し、個別連絡による安否確認やその報告は、初動・応急対策に支障が出ない範囲で対応する。

#### ウ 利用の促進

すだちくんメールは、本県における職員の安否確認手段として、大変有用なシステムであるとともに、家族や友人同士等の安否確認手段としても利用可能なものである。

各部局、職員においても、積極的に自身や家族をすだちくんメールに登録し、安否確認手段として活用するなど、南海トラフ巨大地震発生時の円滑な安否確認につなげるものとする。

### 4 職員の緊急参集

#### (1) 職員の参集先

##### ア 勤務庁舎への参集

自宅、勤務庁舎、及び勤務先庁舎までの参集経路が津波浸水想定区域に該当しないなど、勤務庁舎への参集が可能な状況と判断される職員は、参集時の安全を確保した上で、勤務庁舎へと参集する。



なお、参集に際しては、原則として、徒歩、自転車又はバイクで参集する（車は利用しない）。

イ 最寄りの参集指定庁舎への参集＝勤務庁舎に参集することが困難な場合の対応

勤務庁舎が津波浸水想定区域内に所在しており、参集までに津波が到来するおそれがある場合や、交通機関の途絶等によって勤務庁舎への参集が困難な場合、勤務庁舎までの距離が20km以上の場合には、大津波警報の発令状況や津波浸水の状況等、参集時の安全を確保した上で、居住地に最寄りの次の参集指定庁舎へと参集する。

その際には、参集指定庁舎への到達までに津波浸水に巻き込まれることのないよう、十分注意するとともに、危険を感じた場合には、参集途中であっても早急に避難する。

最寄りの参集指定庁舎へ参集した職員は、その後、津波浸水による被害の状況や、交通機関の運行状況などを踏まえ、本部統括司令室広報・調達部職員班の指示等により、本来の勤務庁舎等へ移動する。

ただし、平常時から、それぞれの部局や所属で特別の定めをしている場合は、この限りではない。例えば、企業局においては、「徳島県企業局地震対策事業継続計画〈改定版〉（平成25年3月改定）」を策定し、総合管理事務所や川口ダム管理事務所への参集等を計画している。各部局においても、それぞれの業務の実情に応じた参集計画を策定し、事前に参集状況を検証するものとする。

- 本庁舎（津波浸水想定区域内）
- 徳島合同庁舎（津波浸水想定区域内）
- 鳴門合同庁舎（津波浸水想定区域内）
- 吉野川合同庁舎
- 南部総合県民局阿南庁舎（津波浸水想定区域内）
- "         美波庁舎（津波浸水想定区域内）
- "         那賀庁舎
- 西部総合県民局美馬庁舎
- "         三好庁舎
- 防災センター（津波浸水想定区域内）
- 自治研修センター

ウ 率先避難＝参集が困難な場合の対応

勤務庁舎、最寄りの参集指定庁舎のいずれにも参集することが困難な職員は、安全を確保するために避難する。その際には、周囲への声掛けを行うなど、自身の避難行動が地域を巻き込んだ避難行動につながるよう、率先して取り組むほか、被災者の救

援・救助などを行う。その後、状況の回復を踏まえ、勤務庁舎又は最寄りの参集指定庁舎へ参集する。

また、次に掲げる事由等に該当する職員も同様に、避難あるいは自宅で待機し、状況の回復を踏まえ参集する。

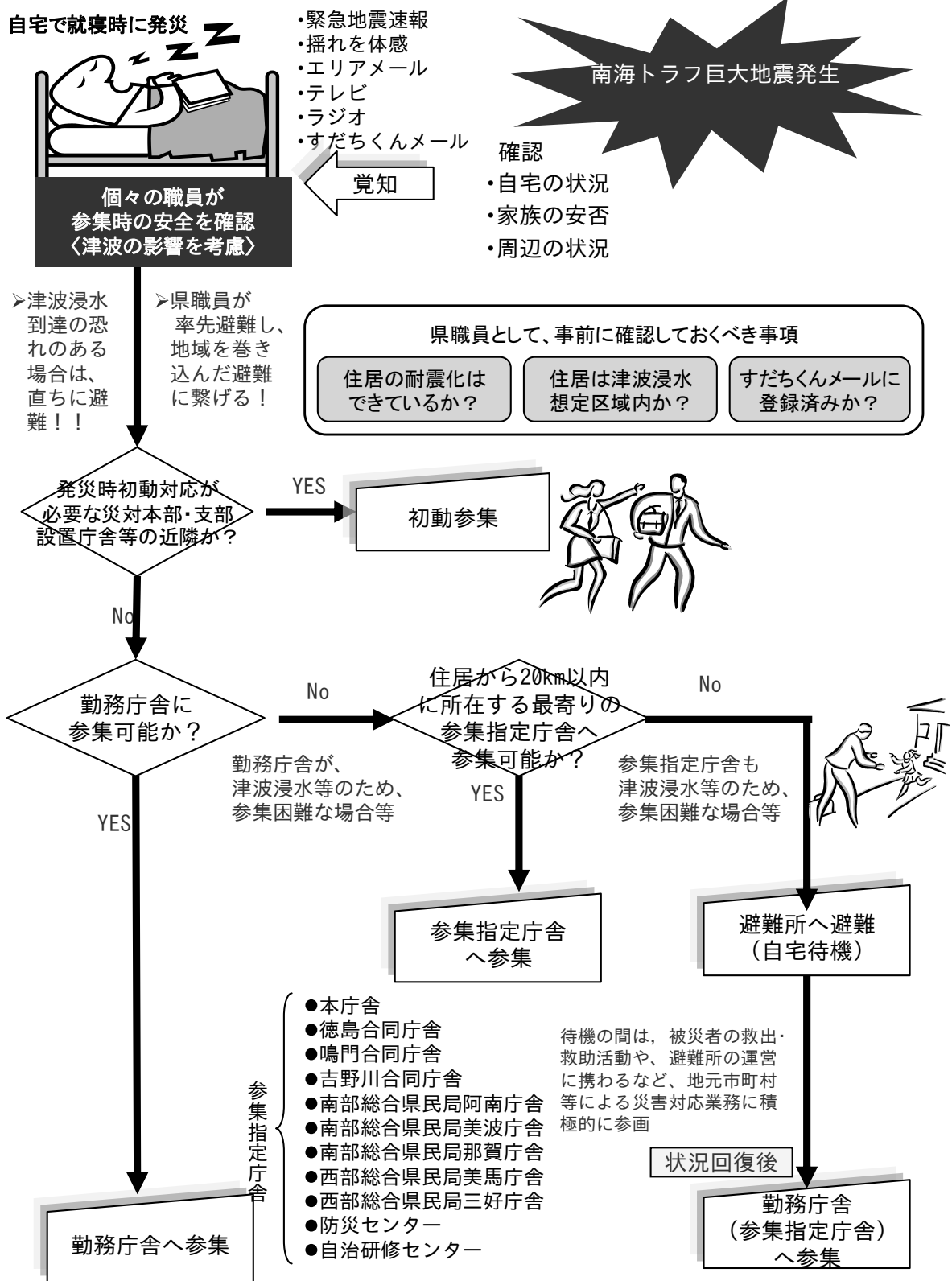
なお、避難・待機中は、所属からの連絡が取れるように留意し、周辺の状態把握に努めつつ所属からの指示を待つとともに、被災者の救出・救助活動や、避難所の運営に携わるなど、地元市町村等による災害対応業務に積極的に参画しなければならない。

- ① 家族等が死亡したとき。
- ② 職員または家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき。
- ③ 職員の住宅又は職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。
- ④ 周囲にいる県民の避難や救助のために緊急の対応が必要なとき、又は自主防災組織が行う緊急の対応に参加が必要なとき。
- ⑤ 自転車やバイクの利用が困難であり、徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね 20km 以上のとき。

こうした状況を、職員の参集フロー図として整理すると、「図表 4.4 職員の緊急参集」のとおりとなり、次の 3 点を踏まえた行動が求められている。

- ① 自身や身近な人の命を守り、生き残ること！
- ② 可能な場合には、勤務庁舎等へ参集すること！
- ③ 参集が困難な場合には、避難所の運営等に携わること！

なお、課長職以上の管理職員が参集困難である場合には、必ず各所属の連絡責任者へ連絡し、対応について協議するなど、所属内の意思決定等に支障が生じないように留意する。



図表 4.4 職員の緊急参集

## (2) 職員の参集状況の把握

## ア 勤務庁舎に参集した職員の参集状況把握手順

勤務庁舎に参集した職員の参集状況把握は、次の手順に基づき行う（図表 4.5 の実線による流れを参照）。

- ① 参集した職員は、所属に対して、到着の報告を行う。
- ② 各所属は、所属内の職員の参集状況を取りまとめる。
- ③ 勤務庁舎が参集指定庁舎である場合、各所属は、取りまとめた職員の参集状況を、「参集指定庁舎の受入窓口」に報告する。勤務庁舎が参集指定庁舎ではない場合、各所属は、「近隣の参集指定庁舎の受入窓口」に報告する。

例：本庁舎の各所属は、統括司令室広報・調達部職員班  
 東部農林水産局〈徳島庁舎〉は、東部県税局〈徳島庁舎〉  
 食肉衛生検査所は、自治研修センター

} に報告

## イ 勤務庁舎以外の最寄りの参集指定庁舎に参集した職員の参集状況把握手順

勤務庁舎以外の最寄りの参集指定庁舎に参集した職員の参集状況把握は、次の手順に基づき行う（図表 4.5 の破線による流れを参照）。

- ① 勤務庁舎以外の最寄りの参集指定庁舎に参集した職員は、参集指定庁舎に設置されている受入窓口で、到着の報告を行う。

## ウ 参集指定庁舎の受入窓口による集計・報告等

参集指定庁舎における受入窓口は、図表 4.6 の部局を中心に実施する。

また、一度に多数の参集職員の受入を円滑に行うため、各庁舎における受付業務等は、受入窓口部局だけでなく、庁舎内の各部局が連携して実施する。

参集指定庁舎の受入窓口は、自庁舎への職員の参集状況（勤務庁舎として参集した職員、最寄りの指定庁舎として参集した職員）及び近隣の参集指定庁舎以外の庁舎の職員の参集状況を取りまとめ、統括司令室広報・調達部職員班へ報告する。

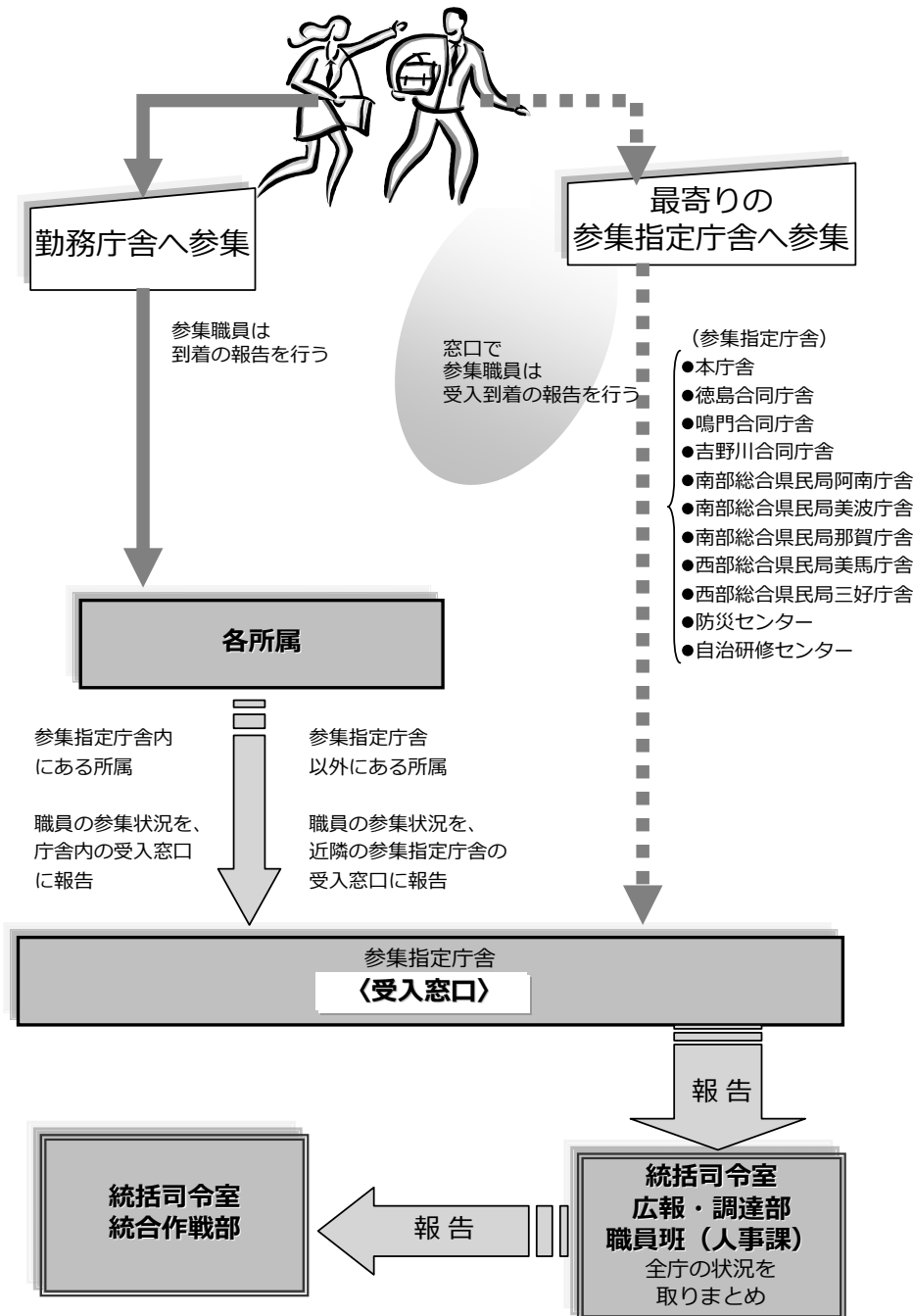
なお、受入窓口は、職員の参集状況を円滑に把握するため、平常時から、次の事項等について検討・調整を行い、体制を整える。

- 参集職員の受入担当職員の配置
- 参集職員の受入場所の選定
- 本部統括司令室広報・調達部職員班への報告手順の確認

- 受入職員への業務の指示手順
- 職員の参集状況の報告を受ける庁舎（参集指定庁舎以外の庁舎）の選定

など

本部統括司令室広報・調達部職員班は、全庁の職員参集状況を取りまとめ、本部統括司令室統合作戦部へ報告する。



図表 4.5 職員の参集状況の把握

参集指定庁舎の受入窓口	
庁舎名	窓口担当部局
本庁舎	統括司令室広報・調達部職員班
徳島合同庁舎	県税局
鳴門合同庁舎	県土整備部
吉野川合同庁舎	県税局
南部総合県民局阿南庁舎	経営企画部
南部総合県民局美波庁舎	経営企画部
南部総合県民局那賀庁舎	県土整備部
西部総合県民局美馬庁舎	企画振興部
西部総合県民局三好庁舎	企画振興部
防災センター	防災人材育成センター
自治研修センター	自治研修センター

図表 4.6 参集指定庁舎の受入窓口一覧

## 5 本庁舎（本部）初動要員の確保

### (1) 本庁舎（本部）初動要員の指定

南海トラフ巨大地震発生時には、次のような理由から、災害対策本部が設置される本庁舎内の「徳島県防災・危機管理センター」や、後述する本庁舎の代替施設と位置付けられる「防災センター」、「西部総合県民局美馬庁舎」、災害対策本部支部が設置される「南部総合県民局阿南庁舎」、及び「南部総合県民局美波庁舎」等に、初動要員を参集させ対応にあたらせる。

- 災害対策本部・支部を運営するための初動要員。
- 仮に被災により本庁舎に災害対策本部を設置しない場合も、庁舎被害状況の確認、及び外部との連絡要員。
- 災害対策本部の代替施設として機能するための体制確保要員。
- 津波避難ビル等として、避難してきた周辺の県民の方々の誘導要員。

このため、『徳島県災害対策本部運営規程』においても、

第 19 条 本部の初動体制確立及び初動・応急対応業務のため、センター、県立防災センター・消防学校（北島町）及び西部総合県民局美馬庁舎（美馬市）に本部初動要員を置く。

- 2 本部初動要員は、センター、県立防災センター・消防学校及び西部総合県民局美馬庁舎の近隣に居住する職員のうちから、知事が指名する。

と定められている。

また、『南部総合県民局災害等対応マニュアル』においても、「勤務時間外における大規模地震等発生時の初動体制運用要領」の中で、「徒歩または自転車等でおおむね30分以内に登庁可能と考えられる職員を、各庁舎の特別初動要員として県民局長が指定する。」と定められている。

一方で、「本庁舎」をはじめ津波浸水想定区域内に立地している庁舎においては、近隣に居住する職員も同様に津波浸水想定区域内であることから、参集に際しては、自身と家族、自宅や周辺環境の状況等も含め、安全に参集できる状況が確保される必要がある。

こうしたことから、それぞれの庁舎に係る初動要員の参集範囲については、次の範囲内とし、それぞれの職員の状況等を踏まえ、あらかじめ指定する。

- 本庁舎初動要員……「本庁舎」周辺1 km以内に居住する職員
  - 本部初動要員……「防災センター」
    - 「西部総合県民局美馬庁舎」
    - 「南部総合県民局阿南庁舎」
    - 「南部総合県民局美波庁舎」
- } 周辺5 km以内に居住する職員  
} 周辺30分圏内に居住する職員



図表 4.7 本庁舎初動要員

## (2) 本庁舎（本部）初動要員の参集

本庁舎初動要員は、休日・夜間の勤務時間外に南海トラフ巨大地震が発生した際には、徒歩、自転車又はバイクにより、順次、「本庁舎」に参集する。

また、同様に、本部初動要員は、休日・夜間の勤務時間外に南海トラフ巨大地震が発生した際には、徒歩、自転車又はバイクにより、順次「防災センター」「西部総合県民局美馬庁舎」、「南部総合県民局阿南庁舎」、及び「南部総合県民局美波庁舎」等に参集する。

ただし、本人や家族が負傷した場合や、自宅が全・半壊した等の理由により、参集できない場合はこの限りではない。

なお、参集にあたっては自身の安全確保を第一に行動することとし、参集途中における津波浸水の到達が予想されるなど危険な状況が考えられる場合には、避難を優先する。

## (3) 本庁舎（本部）初動要員の業務

本庁舎初動要員は、登庁した者から順次、「災害時初動体制アクション・カード」により、「第6 災害対策本部体制」で述べる初動対応を行う。

アクションカードによる対応が終了した後は、本部統括司令室の指示により、災害対応の補助等を行う。

同様に、本部初動要員は、登庁した者から、災害対策本部支部の設置・運営に向けた諸準備や、災害対策本部が本庁舎に設置できない場合の代替施設としての機能確保に向けた諸準備を行う。

## 6 参集見込職員数の試算

### (1) 南海トラフ巨大地震発生時の参集見込職員数の試算方法の考え方

「図表 4.8 南海トラフ巨大地震発災時の参集見込職員数の試算方法」における試算方法の考え方は次のとおり。

- ① 地震発生後、「本庁舎」「防災センター」「西部総合県民局美馬庁舎」等の庁舎においては、「本庁舎（本部）初動要員」など庁舎近隣に居住する職員が参集する。  
これらの職員は、地震に伴う津波の到達前に庁舎に参集することになるが、本人や家族の負傷や住居の全半壊等の理由により、参集できない場合も想定されることから、参集職員数はこれら庁舎近隣に居住する職員の内53.4%に留まるものとする。
- ② 津波浸水想定区域内に居住しているその他の職員は、自身の避難を優先させる必要があることから、大津波警報が発令されている可能性が高い地震発生から2日間程度は参集困難と想定する。また、迂回路を含め参集経路が津波浸水想定区域内である場合も同様とする。



- ③ 大津波警報が解除された後も、地震発生から3日間は、徒歩のみによる参集を想定する。その速度は、毎時3kmの連続歩行とする。また、勤務地までの距離が20kmを越える場合には、徒歩による参集は困難とみなす。
- ④ 職員の参集先については、勤務先庁舎が津波浸水想定区域内に所在する場合には、地震発生から2日目までは、職員の居住地に最寄りの参集指定庁舎へ向かうものとする。3日目からは参集が可能であれば、本来の勤務庁舎へ向かうものとするが、それが困難な場合には、引き続き職員の居住地に最寄りの参集指定庁舎へ向かうものとする。
- ⑤ 『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)』の建物被害予測によると、291,990棟の建物のうち199,700棟(68.4%)が、地震による揺れや津波等により、全壊又は半壊すると予測されている。また、この内、津波によるものを除いたものは136,200棟(46.6%)と予測されている。
- このため、地震発生3日目における職員の参集率は、住居の被災や、周辺の建物被害に伴う救出・救助活動に積極的に対応するため、津波浸水想定区域外に所在する庁舎では53.4%、津波浸水想定区域内に所在する庁舎では31.6%に留まるものとする。
- ⑥ 地震発生から1週間後には、南海トラフ巨大地震及びその後の津波による被害を踏まえても、ある程度の職員は勤務庁舎への参集が可能な状況になると考えられる。
- しかし、『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)』の建物被害予測によると、地震の揺れや津波等により、291,990棟の建物のうち116,400棟(39.9%)が全壊すると予測されている。また、この内、津波によるものを除いたものは74,100棟(25.4%)と予測されている。
- このため、自宅の全壊や、家族の死傷等により、地震発生から1週間の時点においても職員の参集率は津波浸水想定区域外に所在する庁舎では74.6%、津波浸水想定区域内に所在する庁舎では60.1%に留まるものとする。
- ⑦ 地震発生から2週間程度で、ほぼ全ての職員は参集可能な状況になると考える。
- しかし、『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)』の人的被害予測によると、785,491人の人口のうち50,700人(6.5%)が死亡または負傷するという予測がなされていることから、93.5%の職員が参集すると想定する。

時間経過	参集見込職員数の試算方法
3時間	津波浸水想定区域外に所在する庁舎については、庁舎から9km圏内職員の53.4%が参集すると想定 (住居が津波浸水想定区域である職員除く) 津波浸水想定区域内に所在する庁舎については、近隣に居住する職員以外の参集は困難と想定 ただし、「本庁舎」「防災センター」「南部総合県民局阿南庁舎・美波庁舎」には、 本庁舎(本部)初動要員の 53.4%が参集すると想定
1日	津波浸水想定区域外に所在する庁舎については、庁舎から20km圏内職員の53.4%が参集すると想定 (自宅が津波浸水想定区域である職員除く) 津波浸水想定区域内に所在する庁舎については、近隣に居住する職員以外の参集は困難と想定 ただし、「本庁舎」「防災センター」「南部総合県民局阿南庁舎・美波庁舎」には、 本庁舎(本部)初動要員の 53.4%が参集すると想定
3日	職員は、距離が20km以内の勤務先庁舎、または距離が20km以内の最寄りの参集庁舎へ参集すると想定 津波浸水想定区域外に所在する庁舎へ向かう職員は53.4%が参集すると想定 津波浸水想定区域内に所在する庁舎へ向かう職員は31.6%が参集すると想定
1週間	津波浸水想定区域外に所在する庁舎については、全職員の74.6%が参集すると想定 津波浸水想定区域内に所在する庁舎については、全職員の60.1%が参集すると想定
2週間	全職員のうち、死者・負傷者を除く93.5%の職員が参集すると想定

図表 4.8 南海トラフ巨大地震発生時の参集見込職員数の試算方法

## (2) 庁舎ごとの職員の参集率の目安

図表 4.8 により、各庁舎への職員参集状況を試算した結果は、「図表 4.9 各庁舎への参集見込職員数の目安」のとおりとなる。

ただし、本試算結果は、業務継続を検討するための参集見込職員数の目安を得るため、実際には、自転車やバイク等により参集する職員についても、一律に徒歩による参集に限定するなど、個々の職員の実情や、実際の被害状況による柔軟な対応等について、きめ細かく反映しているものではない。

従って、実際に南海トラフ巨大地震が発生した際には、被害状況等により乖離が生じることも当然予想される。

庁舎名	参集見込職員数試算結果				
	3時間	1日	3日	1週間	2週間
本庁舎	124	124	479	965	1,505
徳島合同庁舎	10	10	61	100	156
鳴門合同庁舎	5	5	16	21	33
吉野川合同庁舎	120	144	132	81	102
東部県土整備局徳島庁舎	10	10	33	75	117
南部総合県民局阿南庁舎	31	31	67	60	94
南部総合県民局美波庁舎	7	7	11	71	134
南部総合県民局那賀庁舎	6	8	6	26	33
西部総合県民局美馬庁舎	75	94	91	96	120
西部総合県民局三好庁舎	29	51	52	97	122
防災センター	123	123	14	7	11
自治研修センター	149	151	29	8	11
その他の庁舎	65	90	279	573	761
計	754	848	1,270	2,180	3,199

図表 4.9 各庁舎への参集見込職員数の目安

## 7 職員行動手順＝勤務時間内に地震が発生した場合

### (1) 緊急地震速報発表時の行動

勤務時間内に南海トラフ巨大地震が発生した場合には、本庁舎をはじめとする各庁舎には、多くの職員が勤務し、通常業務等を実施している状況にある。そのため、各庁舎への職員の緊急参集に関しては、特段の検討を行う必要はないとも考えられる。

しかしながら、来庁者の安全の確保をはじめ、南海トラフ巨大地震が休日・夜間に発生した場合とは異なる対応が必要となることから、勤務時間内に発生した場合の対応手順を確認する。

まず、地震発生の数秒から数十秒前に、庁舎内では「緊急地震速報」が伝達されることにより、庁内で勤務する職員への情報周知が行われる。

これを受けて職員は、各部局で定めている「緊急地震速報の利用の心得」や「緊急地震速報発表時の職員行動マニュアル」に基づき、周囲の状況に応じ、地震動が終息するまで、あわてずに来庁者と職員の身の安全を確保する。

(2) 地震発生後の行動

各所属（各職員）は、南海トラフ巨大地震による地震動が終息した後、次の事項を実施・確認し、速やかに災害対策本部体制に移行する。

- ① 実施中の通常業務は一旦停止する。
- ② 庁舎全体、執務室内及び周辺の被災状況を確認する。
- ③ 職員や来庁者の安全を確保する。  
負傷者が出た場合には、県庁診療所と連携し、対応にあたる。
- ④ 非常時優先業務を実施するための電源やパソコンの動作を確認する。
- ⑤ 津波浸水を考慮し、職員や来庁者、周辺からの避難者の安全を確保するため、津波浸水の可能性がある位置に居る者は、地震動が収まり次第、直ちに、できるだけ高い位置に移動する。
- ⑥ 庁舎外に居る職員は、勤務庁舎・参集指定庁舎への参集、避難行動の中から、自身の安全を確保した上で実施できる行動を選択するとともに、併せて、各所属へ自身の状況及び今後の対応を伝達する。

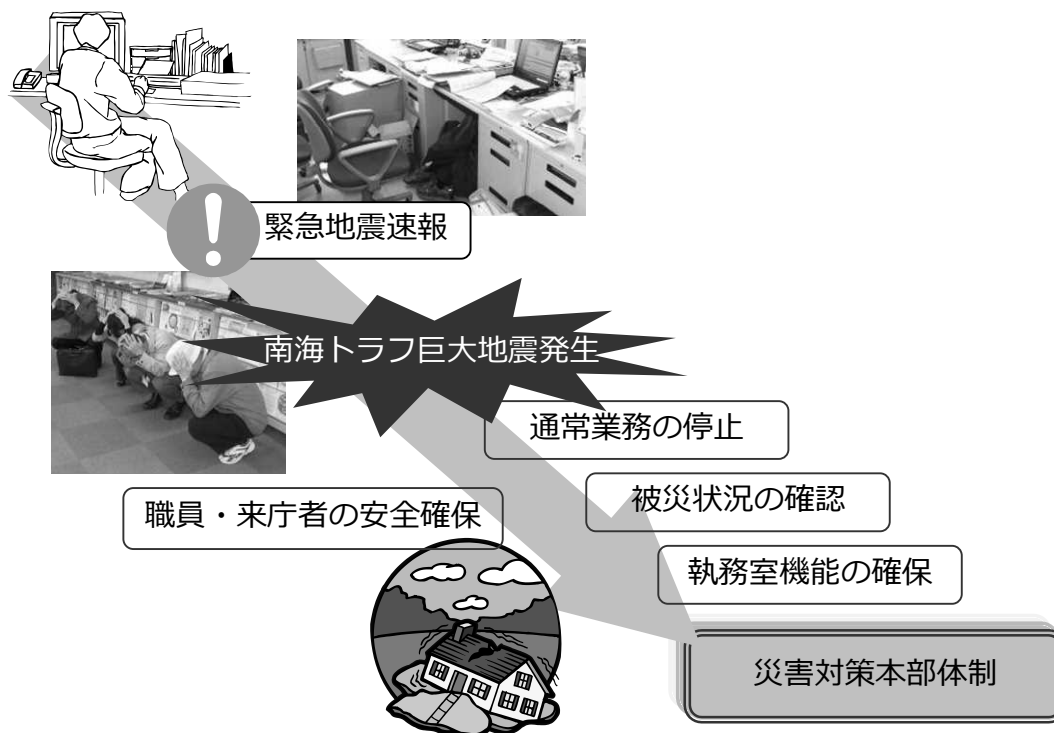
また、「県庁災害避難応援隊」に所属する職員は、県庁舎に一時避難してくる地域住民等の誘導、手助け等を実施する。

(3) 災害対策本部・支部の設置

南海トラフ巨大地震の発生と同時に、災害対策本部が設置される。

本部統括司令室は、後述する「初動体制の速やかな確保のための方針」に基づき、災害対策本部体制を確保するとともに、本部連絡責任者（災害対策本部運営規程第12条）は、直ちに、「防災・危機管理センター 災害対策本部（統括司令室）」に参集する。

同様に、東部県土整備局、南部総合県民局及び西部総合県民局には、災害対策本部の各支部が設置されることから、その体制を確保する。



図表 4.10 勤務時間内に地震が発生した際の災害対策本部体制への移行

#### (4) 職員の家族等の安否確認

南海トラフ巨大地震が勤務時間内に発生した場合には、各職員が家族の安否確認を行うことが予想されるが、電話の輻輳等により連絡がつかない場合も考えられる。

そのため各職員は、平常時から、すだちくんメールや災害伝言ダイヤル等、非常時の安否確認方法について、家族間で話し合い確認しておくよう努める。

---

---

## 第5 非常時優先業務

---

---

### 1 非常時優先業務の選定

#### (1) 非常時優先業務の選定

本計画では、「業務継続の基本方針」を踏まえ、南海トラフ巨大地震発生時においても県として実施すべき非常時優先業務を、次により選定し整理する。

- 非常時優先業務を、応急業務と継続の必要性の高い通常業務に区分する。
- 南海トラフ巨大地震発生後1ヶ月以内に着手する業務を対象とする。
- 地震発生後の時系列区分に従い、業務開始目標時間と実施期間を明示する。  
時系列区分は、3h：3時間以内、1d：1日以内、3d：3日以内、  
1w：1週間以内、2w：2週間以内、1m：1ヶ月以内の6区分とする。
- 非常時優先業務の選定にあたっては、フェーズ区分及び業務開始目標時間を整理した基準表（図表 5.1）を参照するとともに、被害想定に基づく復旧・復興状況を踏まえて整理を行った。

#### (2) 業務実施の共通目標とフェーズ区分

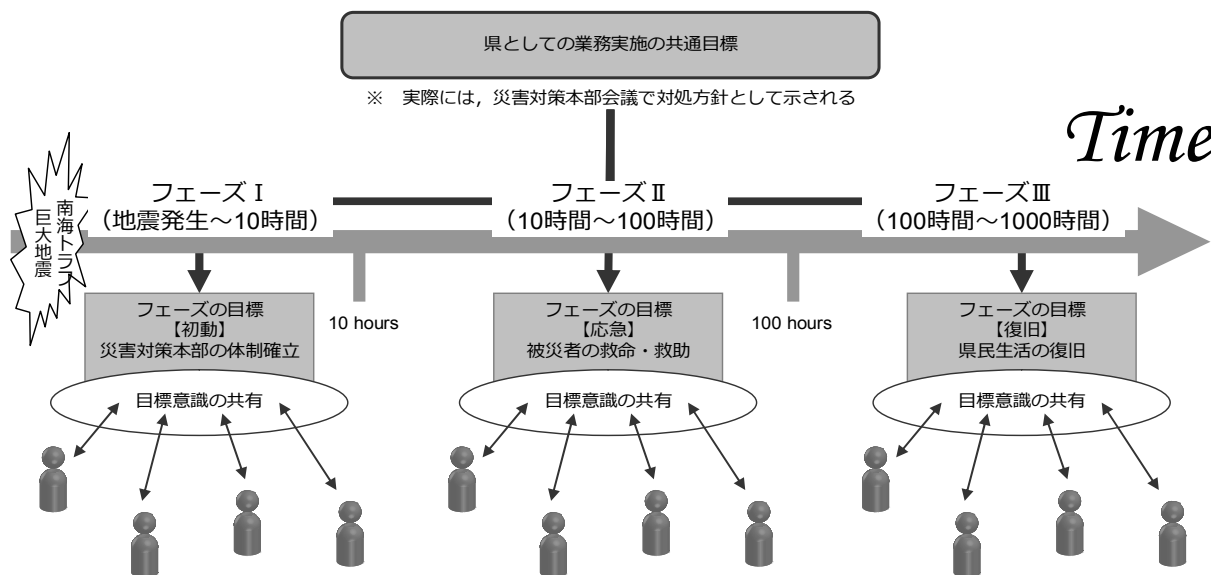
非常時優先業務の実施に際しては、県としての業務実施の共通目標を踏まえた取組が必要となる。この共通目標は、南海トラフ巨大地震発生時には、災害対策本部会議から対処方針として示されるものであるが、本計画では、地震発生後の時間経過に応じてフェーズを区分し、それぞれのフェーズ毎の目標を以下のとおり定め、非常時優先業務選定時の基準の一つとして用いる。

このフェーズ区分毎の目標を職員間で共有することにより、南海トラフ巨大地震発生時の業務の優先度の判断や、対策実施のための迅速な意思決定を行うことが可能となることが期待される。（図表 5.2）。

- フェーズⅠ（地震発生～10時間）の目標：【初動】災害対策本部の体制確立
- フェーズⅡ（10時間～100時間）の目標：【応急】被災者の救命・救助
- フェーズⅢ（100時間～1000時間）の目標：【復旧】県民生活の復旧

フェーズ区分		主たる対策	業務開始目標時間別の非常時優先業務選定基準			
			業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	非常時優先業務の例	
				応急業務	継続の必要性の高い通常業務	
I	地震発生 ↓ 10時間	【初動】 災害対策本部の 体制確立	3h	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 初動体制の確立</li> <li>● 被災状況の把握</li> <li>● 広域応援要請</li> <li>● 救急・救助活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議員の緊急参集</li> <li>○ 被災情報の把握</li> <li>○ 広域応援要請</li> <li>○ 災害対策本部会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県幹部との連絡</li> <li>○ 庁舎機能の維持</li> </ul>
			1d	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護活動</li> <li>○ 管理施設の応急復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公印管守</li> <li>○ 重大行事の延期調整</li> </ul>
II	10時間 ↓ 100時間	【応急】 被災者の 救命・救助	3d	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災者支援</li> <li>● 行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者ニーズ把握</li> <li>○ 相談窓口の設置</li> <li>○ 健康相談・心のケア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県有車両管理</li> <li>○ 会計事務</li> </ul>
			1w	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 復旧・復興業務開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急教育活動</li> <li>○ 被災状況取りまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種システム運用</li> <li>○ 生活保護や各種手当等支給</li> </ul>
III	100時間 ↓ 1000時間	【復旧】 県民生活の 復旧	2w	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 復旧・復興業務実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 復旧・復興対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 状況に応じ、縮小・ 中断していた業務の再開</li> </ul>
			1m	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 復旧・復興業務本格化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 復旧・復興対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 状況に応じ、縮小・ 中断していた業務の再開</li> </ul>
			1m	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 復旧・復興業務本格化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 復旧・復興対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 状況に応じ、縮小・ 中断していた業務の再開</li> </ul>

図表 5.1 非常時優先業務選定基準表



図表 5.2 業務実施の共通目標とフェーズ区分

## 2 応急業務

### (1) 応急業務の整理

「応急業務」とは、南海トラフ巨大地震によって生じる事態に対応するために実施する業務であり、『徳島県地域防災計画』や「徳島県災害対策本部運営規程」等で示されている地震に直接対応するための各種対策が含まれる。また、南海トラフ巨大地震に直接対応するものではないが、それらを実施するために不可欠な業務も含まれる。

今回、東日本大震災の教訓等を踏まえ、応急業務の内容について、市町村機能の補完・支援活動（例：市町村との調整窓口の設置・応援職員の派遣、避難所関連業務、支援物資の受入・保管・配送、etc）を含め、見直しを行い、主な「応急業務」について、業務開始目標時間及び実施期間を、「図表 5.4 応急業務整理表」のとおり整理した。

業務開始目標時間の設定にあたっては、「第3 被害状況の想定」において想定した「発生する頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす津波、いわゆるL2津波」を伴う最大規模の地震が発生した場合の業務開始目標時間を「★」印で整理するとともに、「数十年から百数十年の頻度と比較的発生頻度が高い津波、いわゆるL1津波」を伴う地震が発生した場合の業務開始目標時間についても、参考として「●」印で整理している。（業務開始目標時間が同一の場合には「★」印を表示。）

これは、地震の規模に関わらず同時期に取組を開始しなければならない業務と、被害の規模・状況により、対応に着手可能となる時期が異なるものがあること等を踏まえ、2段階に分けて整理したものである。県は、これらの整理状況を踏まえた上で、応急業務のなお一層の早期着手に向けた取組を進める。

また、南海トラフ巨大地震発生時において、県民からの相談に対応し不安を解消するための措置等として、設置が予定されている相談窓口を「図表 5.5 地震被害にかかる相談窓口一覧表」のとおり整理した。



部局	所属名	応急業務の内容		業務開始目標時間と実施期間					
		災害対策本部班	業務内容	3h	1d	3d	1w	2w	1m
共通			・所属職員の安否確認、参集確認等	★	→	→	→	→	→
			・執務室の安全確認・スペースの確保	★	→	→	→	→	→
共通			・所属施設の災害対策に関する業務	★	→	→	→	→	→
			・職員参集に関する事	★	→	→	→	→	→
危機管理政策課	統合作戦部	ロジスティック班	・防災・危機管理センターの設置・運営に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	ロジスティック班	・国、全国知事会、関西広域連合、中四国、鳥取県への応援要請・受援調整に関する事	★	→	→	→	→	→
危機管理政策課	統合作戦部	ロジスティック班	・災害対応の記録に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	ロジスティック班	・写真等による情報の収集及び記録対応に関する事	★	→	→	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	ロジスティック班	・被災の記録及び資料収集に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	作戦立案班	・災害対策本部の設置及び廃止の検討に関する事	★	→	→	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	作戦立案班	・現地災害対策本部の設置・運営に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	作戦立案班	・自衛隊災害派遣要請に関する事	★	→	→	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	作戦立案班	・防災会議の運営に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	作戦立案班	・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関する事	★	→	→	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	作戦立案班	・緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所管に属する事項を除く。)の要否の決定に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	作戦立案班	・防災関係機関との合同会議の開催に関する事	★	→	→	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	作戦立案班	・災害対策基本法第60条第5項の規定による避難勧告及び避難指示に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	作戦立案班	・災害警戒及び注意喚起の発信に関する事	★	→	→	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	作戦立案班	・被災市町村への要員の派遣の要否の決定に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	作戦立案班	・国現地対策本部との連絡調整に関する事	★	→	→	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	作戦立案班	・国への要望に関する事	●	★	→	→	→	→
	統合作戦部	情報収集・分析班	・災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関する事	★	→	→	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	情報収集・分析班	・災害対策本部各々が収集した情報の整理、分類及び評価に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	情報収集・分析班	・重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関する事	★	→	→	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	情報収集・分析班	・消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	情報収集・分析班	・気象状況等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関する事	★	→	→	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	情報収集・分析班	・災害即報の消防庁への報告に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	情報収集・分析班	・県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関する事	★	→	→	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	情報収集・分析班	・被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	情報収集・分析班	・交通(道路鉄道等)の規制、運行等に関する情報の収集、整理及び記録に関する事	★	→	→	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	情報収集・分析班	・ライフライン(電気ガス水道通信)の被害状況及び普及状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	通信班	・県総合情報通信ネットワークシステムに関する事	★	→	→	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	通信班	・災害用通信・情報収集設備の機能確保に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	通信班	・災害対策本部室の映像機器等運用に関する事	★	→	→	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	通信班	・通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	災害救助班	・災害救助法の適用に関する事		★	→	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	災害救助班	・災害救助法に関する国との調整及び救助費の精算に関する事			★	→	→	→
	統合作戦部	災害救助班	・災害救助法に基づく救助を市町村長が行うこととする通知及び告示に関する事		●	★	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	災害救助班	・災害救助法に係る市町村への指導に関する事		●	★	→	→	→
	統合作戦部	災害救助班	・緊急通行車両証明書発行に関する事	★	→	→	→	→	→
南海地震防災課	統合作戦部	災害救助班	・被災者生活再建支援法の適用に関する事		●	★	→	→	→
	統合作戦部	災害救助班	・激甚災害指定に関する事			★	→	→	→
消防保安課	統合作戦部	部隊運用班	・消防応援活動調整本部に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	部隊運用班	・消防庁との調整に関する事	★	→	→	→	→	→
消防保安課	統合作戦部	部隊運用班	・消防防災ヘリの調整に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	部隊運用班	・各消防本部との調整に関する事	★	→	→	→	→	→
消防保安課	統合作戦部	部隊運用班	・自衛隊・警察・海保等防災関係機関との調整に関する事	★	→	→	→	→	→
	統合作戦部	部隊運用班	・救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事	★	→	→	→	→	→
消防保安課	危機管理部	消防保安班	・危険物施設及び高圧ガス施設等の災害対策に関する事	●	★	→	→	→	→
	防災人材育成センター	危機管理部	防災センター班	・県立防災センター及び消防学校の被害状況の把握及び応急機能確保措置に関する事	★	→	→	→	→

図表 5.4 応急業務整理表(1/10)

部局	所属名	応急業務の内容		業務開始目標時間と実施期間						
		災害対策本部班	業務内容	3h	1d	3d	1w	2w	1m	
危機管理部	県民くらし安全局 安全衛生課	危機管理部 衛生班	・応急給水に関する事	●	★	→	→	→	→	
		危機管理部 衛生班	・上水道の応急復旧に関する事		★	→	→	→	→	
		危機管理部 衛生班	・食品衛生の確保に関する事		●	★	→	→	→	
		危機管理部 衛生班	・遺体収容に関する事			★	→	→	→	
		危機管理部 衛生班	・遺体袋、棺、ドライアイス等の調達に関する事			★	→	→	→	
		危機管理部 衛生班	・火葬及び仮埋葬に関する事			★	→	→	→	
		危機管理部 衛生班	・ねずみ族・こん虫等の駆除に関する事			★	→	→	→	
		危機管理部 衛生班	・環境衛生施設の災害対策及び衛生維持に関する事		●	★	→	→	→	
		危機管理部 衛生班	・生活必需品物資の価格需給動向の調査及び対策に関する事				●	→	★	
		保健福祉部 避難者支援班	・一時避難所としての旅館・ホテル等の借り上げに関する事	★	→	→	→	→	→	
	食肉衛生検査所	危機管理部 衛生班	・と畜場、食鳥処理施設の被害調査に関する事				●	★	→	
	動物愛護管理センター	危機管理部 衛生班	・被災動物の救援に関する事			●	★	→	→	
政策創造部	総合政策課	渉外・市町村支援部 渉外班	・国(皇族含)や他の都道府県との渉外対応に関する事	★	→	→	→	→	→	
		渉外・市町村支援部 渉外班	・災害見舞及び視察者に関する事		★	→	→	→	→	
		渉外・市町村支援部 渉外班	・被災地の視察、慰問、激励等の対応に関する事		★	→	→	→	→	
		渉外・市町村支援部 渉外班	・他都道府県の職員の視察に関する事			★	→	→	→	
		渉外・市町村支援部 渉外班	・大臣等主要来県者の接遇に関する事			★	→	→	→	
		渉外・市町村支援部 渉外班	・他都道府県の議員の視察に関する事			★	→	→	→	
		渉外・市町村支援部 渉外班	・他の都道府県からの災害見舞金に関する事			●	★	→	→	
		政策創造部 総合政策班	・政策創造部内の被害状況収集に関する事	★	→	→	→	→	→	
		政策創造部 総合政策班	・政策創造部内の連絡調整に関する事	★	→	→	→	→	→	
		政策創造部 総合政策班	・政策創造部内の実施事項の応援に関する事	★	→	→	→	→	→	
	広域行政課 統計戦略課	政策創造部 応援班	・政策創造部内の実施事項の応援に関する事	★	→	→	→	→	→	
		政策創造部 応援班	・政策創造部内の実施事項の応援に関する事	★	→	→	→	→	→	
		東京本部	東京地方連絡部	・災害関係の国会、中央諸官庁、その他関係方面との連絡に関する事	★	→	→	→	→	→
			東京地方連絡部	・災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関する事	★	→	→	→	→	→
			東京地方連絡部	・関東地方における災害対策用物資購入に当たっての斡旋等協力に関する事	★	→	→	→	→	→
			東京地方連絡部	・他の都道府県からの災害見舞金に関する事	★	→	→	→	→	→
		大阪本部	大阪地方連絡部	・災害関係の関西、中部方面の官公庁、その他関係方面との連絡に関する事	★	→	→	→	→	→
			大阪地方連絡部	・関西、中部方面における災害対策用物資購入に当たっての斡旋等協力に関する事	★	→	→	→	→	→
		県立総合大学校本部	政策創造部 応援班	・政策創造部内の実施事項の応援に関する事	★	→	→	→	→	→
		地域振興総局 市町村課	渉外・市町村支援部 市町村支援班	・市町村からの県に対する要請(要望)窓口に関する事	★	→	→	→	→	→
渉外・市町村支援部 市町村支援班	・市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事		★	→	→	→	→	→		
選挙管理委員会 事務局	渉外・市町村支援部 市町村支援班	・市町村行財政等への支援に関する事		●	★	→	→	→		
	渉外・市町村支援部 市町村支援班	・市町村支援班内の実施事項の応援に関する事	★	→	→	→	→	→		
地域振興総局 地域創造課	渉外・市町村支援部 市町村支援班	・市町村情報ネットワークの被害状況の把握及び復旧の応援に関する事	★	→	→	→	→	→		
経営戦略部	秘書課	広報・調達部 総務班	・本部長及び副本部長(副知事・政策監)の秘書に関する事	★	→	→	→	→	→	
		広報・調達部 広報班	・災害時の広報に関する事	★	→	→	→	→	→	
		広報・調達部 広報班	・知事の記者会見に関する事	★	→	→	→	→	→	
		広報・調達部 広報班	・県ホームページによる広報に関する事	★	→	→	→	→	→	
		広報・調達部 広報班	・報道機関への被害状況等情報提供に関する事	★	→	→	→	→	→	
		広報・調達部 広報班	・報道機関からの取材対応に関する事	★	→	→	→	→	→	
	総務課	広報・調達部 総務班	・災害対応従事者の食料・トイレ・寝具等、後方支援に関する事	★	→	→	→	→	→	
		経営戦略部 総務班	・経営戦略部内の被害状況収集に関する事	★	→	→	→	→	→	
		経営戦略部 総務班	・経営戦略部内の連絡調整に関する事	★	→	→	→	→	→	
		教育部 教育対策班	・私立学校の被害状況調査及び応急教育に関する事	●	→	★	→	→	→	
	人事課	広報・調達部 職員班	・職員参集・応援に関する事	★	→	→	→	→	→	
		広報・調達部 職員班	・職員の安否確認に関する事	★	→	→	→	→	→	
		広報・調達部 職員班	・部局をまたがる職員応援に関する事	★	→	→	→	→	→	
		広報・調達部 職員班	・職員の災害派遣に関する事			★	→	→	→	
	職員厚生課	広報・調達部 職員班	・職員の罹災状況に関する事	●	→	★	→	→	→	
		広報・調達部 職員班	・職員の健康管理に関する事	●	→	★	→	→	→	
		広報・調達部 職員班	・職員の災害補償等に関する事		●	→	★	→	→	
		広報・調達部 職員班	・職員の惨事ストレス対策に関する事		●	→	★	→	→	
	財政課	広報・調達部 庁舎管理・財務班	・災害派遣職員等の応急宿舎に関する事		●	★	→	→	→	
		広報・調達部 庁舎管理・財務班	・災害時の県の財務管理に関する事		●	★	→	→	→	
管財課	広報・調達部 庁舎管理・財務班	・災害対策の予算措置に関する事		●	★	→	→	→		
	広報・調達部 庁舎管理・財務班	・県庁舎の安全・機能確保に関する事	★	→	→	→	→	→		
	広報・調達部 庁舎管理・財務班	・来庁者(避難者含む)の安全確保に関する事	★	→	→	→	→	→		
	広報・調達部 庁舎管理・財務班	・災害救助物資等の購入に関する事	★	→	→	→	→	→		
	広報・調達部 庁舎管理・財務班	・本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関する事	★	→	→	→	→	→		

表 5.4 応急業務整理表(2/10)

部局	所属名	応急業務の内容		業務開始目標時間と実施期間					
		災害対策本部班	業務内容	3h	1d	3d	1w	2w	1m
経営戦略部	管財課	広報・調達部 庁舎管理・財務班	・県庁自衛消防組織及び消防災害避難応援隊の活動に関すること	★	→	→	→	→	→
		広報・調達部 庁舎管理・財務班	・県庁舎・合同庁舎等の被害状況の把握及び応急機能確保に関すること	★	→	→	→		
		広報・調達部 庁舎管理・財務班	・県庁舎のライフライン機能等の確保に関すること	★	→	→	→		
		広報・調達部 庁舎管理・財務班	・応急仮設住宅の建設用地(県有未利用地)の確保に関すること				●	★	→
	税務課	経営戦略部 総務班	・災害による県税の減免に関すること			●	★	→	→
		経営戦略部 総務班	・市町村の罹災証明書発行業務の支援に関すること				★	→	→
		経営戦略部 総務班	・税務相談に関すること		●	★	→	→	→
	情報システム課	広報・調達部 庁舎管理・財務班	・県庁総合サービスネットワークの被害状況の把握及び復旧に関すること	★	→	→	→	→	→
		広報・調達部 庁舎管理・財務班	・県庁舎の情報システムの確保に関すること	★	→	→	→	→	→
	総務事務管理課	経営戦略部 応援班	・経営戦略部内の実施事項の応援に関すること	★	→	→	→	→	→
県民環境部	県民環境政策課	県民環境部 県民環境班	・県民環境部内の被害状況の収集に関すること	★	→	→	→	→	
		県民環境部 県民環境班	・県民環境部内の連絡調整に関すること	★	→	→	→	→	
		県民環境部 県民環境班	・被災者等からの相談、苦情、要望等の総合案内窓口に関すること	★	→	→	→	→	
	環境首都課	県民環境部 応援班	・県民環境部内の実施事項の応援に関すること	★	→	→	→	→	
	環境整備課	県民環境部 生活環境対策班	・被災市町村の一般廃棄物(ごみ・し尿)処理施設の復旧に必要な支援等に関すること			●	★	→	→
		県民環境部 生活環境対策班	・被災市町村の一般廃棄物(ごみ・し尿・災害廃棄物)処理の広域調整に関すること			●	★	→	→
	環境管理課	県民環境部 生活環境対策班	・大気汚染及び水質汚濁に係る発生源監視に関すること			●	★	→	→
	保健製薬環境センター	県民環境部 応援班	・県民環境部内の実施事項の応援に関すること	★	→	→	→	→	
	文化スポーツ立県局とくしま文化振興課	県民環境部 応援班	・県民環境部内の実施事項の応援に関すること	★	→	→	→	→	
	文化スポーツ立県局県民スポーツ課	県民環境部 応援班	・県民環境部内の実施事項の応援に関すること	★	→	→	→	→	
保健福祉部	保健福祉政策課	保健福祉部 避難者支援班	・保健福祉部内の被害状況の収集に関すること	★	→	→	→	→	
		保健福祉部 避難者支援班	・保健福祉部内の連絡調整に関すること	★	→	→	→	→	
		保健福祉部 避難者支援班	・災害時保健衛生コーディネーターに関すること		★	→	→	→	
		保健福祉部 避難者支援班	・保健師等の派遣に関すること		●	★	→	→	
		保健福祉部 避難者支援班	・避難所の設置状況等の情報収集に関すること	★	→	→	→	→	
		保健福祉部 避難者支援班	・避難所運営委員の確保に関すること	★	→	→	→	→	
		保健福祉部 避難者支援班	・生活物資の確保・供給に関すること		●	★	→	→	
		保健福祉部 避難者支援班	・避難所の衛生確保に関すること			●	★	→	
		保健福祉部 避難者支援班	・避難所の電源等ライフライン確保に関すること		★	→	→	→	
		保健福祉部 避難者支援班	・炊き出しに関すること			★	→	→	
	保健福祉部 避難者支援班	・避難所外避難者への支援に関すること		●	★	→	→		
	男女参画・人権課	保健福祉部 応援班	・保健福祉部内の実施事項の応援に関すること	★	→	→	→	→	
	医療政策課	保健福祉部 医療活動支援班	・災害医療コーディネーターに関すること	★	→	→	→	→	
		保健福祉部 医療活動支援班	・初動時の緊急医療体制の確立に関すること	★	→	→	→	→	
		保健福祉部 医療活動支援班	・医療救護班DMATの派遣に関すること	★	→	→	→	→	
		保健福祉部 医療活動支援班	・人工透析患者等の医療の供給に関すること		★	→	→	→	
		保健福祉部 医療活動支援班	・医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関すること	★	→	→	→	→	
		保健福祉部 医療活動支援班	・ドクターヘリの運航に関すること	★	→	→	→	→	
	総合看護学校	保健福祉部 応援班	・保健福祉部内の実施事項の応援に関すること	★	→	→	→	→	
	健康増進課	保健福祉部 避難者支援班	・災害時保健衛生コーディネーターに関すること		★	→	→	→	
		保健福祉部 避難者支援班	・「とくしま災害感染症専門チーム」に関すること			★	→	→	
		保健福祉部 避難者支援班	・災害地の防疫に関すること			●	★	→	
		保健福祉部 避難者支援班	・被災者の健康相談に関すること		●	★	→	→	
		保健福祉部 避難者支援班	・被災者の栄養指導に関すること		●	★	→	→	
		保健福祉部 避難者支援班	・被災者の精神保健相談に関すること		●	★	→	→	
		保健福祉部 避難者支援班	・疫学調査及び健康診断に関すること			★	→	→	
		保健福祉部 避難者支援班	・心のケアに関すること			★	→	→	
精神保健福祉センター	保健福祉部 避難者支援班	・被災者の精神保健相談に関すること		●	★	→	→		
長寿保険課	保健福祉部 災害時要援護者支援班	・災害時介護福祉コーディネーターに関すること		●	★	→	→		
	保健福祉部 災害時要援護者支援班	・罹災高齢者の援護に関すること			★	→	→		
	保健福祉部 災害時要援護者支援班	・被災者に対する各種保険給付金の早期支払いに関すること				●	★		
	保健福祉部 災害時要援護者支援班	・被災者に対する保険料納入延滞金の免除及び滞納処分の執行猶予に関すること				●	★		
業務課	保健福祉部 業務班	・被災者で保険証を紛失した者に対する再交付に関すること				●	★		
	保健福祉部 業務班	・災害時業務コーディネーターに関すること		★	→	→	→		
	保健福祉部 業務班	・医薬品(輸血用血液を含む。)、衛生材料及び防疫薬品等の確保に関すること		●	★	→	→		
	保健福祉部 業務班	・薬剤師の援護業務に関すること		●	★	→	→		
保健福祉部 業務班	・毒物劇物の災害対策に関すること		●	★	→	→			

図表 5.4 応急業務整理表(3/10)

部局	所属名	応急業務の内容		業務開始目標時間と実施期間						
		災害対策本部班	業務内容	3h	1d	3d	1w	2w	1m	
保健福祉部	福祉こども局 地域福祉課	保健福祉部 災害時要援護者支援班	・災害時要援護者の支援に関する事		●	★	→	→	→	
		保健福祉部 災害時要援護者支援班	・罹災低所得者援護に関する事			●	★	→	→	
		保健福祉部 災害時要援護者支援班	・福祉避難所の設置状況等の情報収集に関する事	★	→	→	→	→	→	
		保健福祉部 災害時要援護者支援班	・社会福祉施設の災害対策に関する事			●	★	→	→	
		保健福祉部 災害時要援護者支援班	・災害弔慰金の支給等に関する法律の適用及び実施に関する事			●	★	→	→	
		保健福祉部 災害時要援護者支援班	・災害時介護福祉コーディネーターに関する事		●	★	→	→	→	
		保健福祉部 災害ボランティア班	・県災害ボランティア本部に対する支援に関する事	★	→	→	→	→	→	
		保健福祉部 災害ボランティア班	・市町村ボランティア本部との連携調整に関する事	★	→	→	→	→	→	
		保健福祉部 災害ボランティア班	・総合的ボランティアニーズの把握及び分析に関する事		●	★	→	→	→	
		保健福祉部 義援金受入・配分班	・義援金品の受入・配分調整に関する事		★	→	→	→	→	
	保健福祉部 義援金受入・配分班	・義援金の配分委員会の設置及び配分額等の決定に関する事				●	→	★		
	福祉こども局 こども未来課	保健福祉部 災害時要援護者支援班	・罹災児童の援護に関する事		●	★	→	→	→	
		保健福祉部 災害時要援護者支援班	・罹災母子世帯等の援護に関する事		●	★	→	→	→	
		保健福祉部 災害時要援護者支援班	・社会福祉施設の災害対策に関する事		●	★	→	→	→	
	中央こども女性相談センター	保健福祉部 応援班	・保健福祉部内の実施事項の応援に関する事	★	→	→	→	→	→	
	徳島学院 福祉こども局 障がい福祉課	保健福祉部 応援班	・保健福祉部内の実施事項の応援に関する事	★	→	→	→	→	→	
		保健福祉部 災害時要援護者支援班	・災害時介護福祉コーディネーターに関する事		●	★	→	→	→	
		保健福祉部 災害時要援護者支援班	・罹災身体障がい者、罹災知的障がい者の援護に関する事		●	★	→	→	→	
		保健福祉部 災害時要援護者支援班	・社会福祉施設の災害対策に関する事		●	★	→	→	→	
	障がい者相談支援センター 発達障がい者総合支援センター	保健福祉部 応援班	・保健福祉部内の実施事項の応援に関する事	★	→	→	→	→	→	
保健福祉部 応援班		・保健福祉部内の実施事項の応援に関する事	★	→	→	→	→	→		
東部保健福祉局 (徳島、徳島保健所、吉野川保健所)	東部支部 保健福祉班	・市町村が行う避難対策の全体状況の把握及び必要な連絡調整・指導	★	→	→	→	→	→		
	東部支部 保健福祉班	・避難所の開設状況の把握		★	→	→	→	→		
	東部支部 保健福祉班	・関係機関との連携に関する事	★	→	→	→	→	→		
	東部支部 保健福祉班	・住民への周知・窓口対応に関する事		★	→	→	→	→		
	東部支部 保健福祉班	・防疫薬剤等の輸送に関する事			●	★	→	→		
	東部支部 保健福祉班	・避難所等における食品衛生指導に関する事		★	→	→	→	→		
	東部支部 保健福祉班	・水道施設の被災状況確認に関する事		★	→	→	→	→		
	東部支部 保健福祉班	・火葬場の被災状況確認に関する事			★	→	→	→		
	東部支部 保健福祉班	・被災地の状況把握、健康相談及び保健指導		★	→	→	→	→		
	東部支部 保健福祉班	・精神障がい者、結核、難病等治療中の者の被災状況の把握及び支援		★	→	→	→	→		
東部支部 保健福祉班	・被災地の防疫に関する事			●	★	→	→			
商工政策課	商工労働部 事業者支援班	・商工労働部内の被害状況の収集に関する事	★	→	→	→	→	→		
	商工労働部 事業者支援班	・商工労働部内の連絡調整に関する事	★	→	→	→	→	→		
	商工労働部 事業者支援班	・企業の事業継続の支援に関する事		●	★	→	→	→		
	企業支援課	商工労働部 事業者支援班	・中小企業に対する災害金融に関する事			●	★	→	→	
		商工労働部 事業者支援班	・応急融資に関する事			●	★	→	→	
		農林水産部 救済物資調整班	・生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関する事	★	→	→	→	→	→	
		農林水産部 救済物資調整班	・生活必需品等物資の供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関する事	★	→	→	→	→	→	
	農林水産部 救済物資調整班	・国、他都道府県への生活必需品等物資の供給に係る応援要請に関する事	★	→	→	→	→	→		
	新産業戦略課	商工労働部 応援班	・商工労働部内の実施事項の応援に関する事	★	→	→	→	→	→	
		工業技術支援センター	商工労働部 応援班	★	→	→	→	→	→	
		労働雇用課	商工労働部 事業者支援班	・雇用機会・労働条件に関する事			●	★	→	→
			商工労働部 事業者支援班	・雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関する事			●	★	→	→
産業人材育成センター		商工労働部 事業者支援班	・県立テクノスクール等の災害対策に関する事			★	→	→	→	
観光国際局 観光政策課		商工労働部 観光・国際対策班	・観光施設等の災害対策に関する事			★	→	→	→	
		観光国際局 国際戦略課	渉外・市町村支援部 渉外班	・海外からの見舞い及び支援物資等への対応に関する事			★	→	→	→
渉外・市町村支援部 渉外班			・外国からの視察に関する事			●	★	→	→	
商工労働部 観光・国際対策班	・罹災外国人の援護に関する事			★	→	→	→	→		
観光国際局 にぎわいづくり課	商工労働部 応援班	・商工労働部内の実施事項の応援に関する事	★	→	→	→	→	→		

図表 5.4 応急業務整理表(4/10)

部局	所属名	応急業務の内容		業務開始目標時間と実施期間					
		災害対策本部班	業務内容	3h	1d	3d	1w	2w	1m
農林水産部	農林水産政策課	農林水産部 救援物資調整班	・農林水産部内の被害状況の収集に関する事	★	→	→	→	→	→
		農林水産部 救援物資調整班	・農林水産部内の連絡調整に関する事	★	→	→	→	→	→
		農林水産部 救援物資調整班	・農業関係の激甚災害指定の取りまとめに関する事				●	★	→
		農林水産部 救援物資調整班	・農林漁業関係災害の金融に関する事				●	★	→
		農林水産部 救援物資調整班	・農協共同利用施設の災害に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 救援物資調整班	・支援物資の受入・保管・配分に関する事	★	→	→	→	→	→
		農林水産部 救援物資調整班	・支援物資の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関する事	★	→	→	→	→	→
		農林水産部 救援物資調整班	・食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事	★	→	→	→	→	→
		農林水産部 救援物資調整班	・たき出しその他食料品供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関する事		★	→	→	→	→
	農林水産部 救援物資調整班	・国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事	★	→	→	→	→	→	
	もうかるブランド推進課	農林水産部 救援物資調整班	・主要食糧の確保に関する事	★	→	→	→	→	→
	畜産課	農林水産部 畜産班	・畜産物、畜産施設の被害状況に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 畜産班	・流通飼料及び飼料作物に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 畜産班	・家畜伝染病予防及び防疫に関する事			●	★	→	→
	家畜防疫衛生センター	農林水産部 畜産班	・畜産物、畜産施設の被害状況に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 畜産班	・流通飼料及び飼料作物に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 畜産班	・家畜伝染病予防及び防疫に関する事			●	★	→	→
	水産課	農林水産部 水産班	・漁港及び海岸施設の災害対策に関する事	●	★	→	→	→	→
		農林水産部 水産班	・災害輸送用漁船の確保に関する事		★	→	→	→	→
		農林水産部 水産班	・水産業被害調査に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 水産班	・水産物・水産加工品の確保に関する事			●	→	★	→
		農林水産部 水産班	・水産関係の激甚災害指定の取りまとめに関する事				●	★	→
	海区調整委事務局	農林水産部 応援班	・農林水産部内の実施事項の応援に関する事	★	→	→	→	→	→
	農林水産総合技術支援センター	農林水産部 農業班	・農林水産総合技術支援センターの被害状況の取りまとめに関する事		★	→	→	→	→
	経営推進課	農林水産部 農業班	・農業被害調査に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 農業班	・農業事業継続に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 農業班	・農作物被害等の技術対策の推進に関する事			●	→	★	→
	安全安心農業室	農林水産部 救援物資調整班	・副食調味料の確保に関する事	★	→	→	→	→	→
		農林水産部 救援物資調整班	・保管農薬・肥料の安全対策に関する事		★	→	→	→	→
	総務管理課	農林水産部 農業班	・農業被害調査に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 農業班	・農業事業継続に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 農業班	・農作物被害等の技術対策の推進に関する事			●	→	★	→
	経営研究課	農林水産部 農業班	・農業被害調査に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 農業班	・農業事業継続に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 農業班	・農作物被害等の技術対策の推進に関する事			●	→	★	→
	農産園芸研究課	農林水産部 農業班	・農業被害調査に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 農業班	・農業事業継続に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 農業班	・農作物被害等の技術対策の推進に関する事			●	→	★	→
	資源環境研究課	農林水産部 農業班	・農業被害調査に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 農業班	・農業事業継続に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 農業班	・農作物被害等の技術対策の推進に関する事			●	→	★	→
	畜産研究課	農林水産部 農業班	・農業被害調査に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 農業班	・農業事業継続に関する事			●	★	→	→
		農林水産部 農業班	・農作物被害等の技術対策の推進に関する事			●	→	★	→
	水産研究課	農林水産部 農業班	・農業、水産業被害調査に関する事			●	★	→	→
農林水産部 農業班		・農業事業継続に関する事			●	★	→	→	
農林水産部 農業班		・農作物被害等の技術対策の推進に関する事			●	→	★	→	
高度技術支援課	農林水産部 農業班	・農業被害調査に関する事			●	★	→	→	
	農林水産部 農業班	・農業事業継続に関する事			●	★	→	→	
	農林水産部 農業班	・農作物被害等の技術対策の推進に関する事			●	→	★	→	
農業大学校	農林水産部 農業班	・農業被害調査に関する事			●	★	→	→	
	農林水産部 農業班	・農業事業継続に関する事			●	★	→	→	
	農林水産部 農業班	・農作物被害等の技術対策の推進に関する事			●	→	★	→	
農村整備振興局 農村振興課	農林水産部 農業再生班	・農地、農業用施設の災害対策に関する事			●	★	→	→	
	農林水産部 農業再生班	・農業事業継続に関する事			●	→	★	→	
農村整備振興局 農業基盤課	農林水産部 農業再生班	・農地、農業用施設の被害状況の取りまとめに関する事			●	★	→	→	
	農林水産部 農業再生班	・農地、農業用施設の災害対策に関する事			●	★	→	→	
林業飛躍局 林業戦略課	農林水産部 林業班	・林業関係の激甚災害指定の取りまとめに関する事					●	★	→
	農林水産部 林業班	・林産施設等の災害対策に関する事			●	★	→	→	
	農林水産部 林業班	・造林地の被害状況の取りまとめに関する事					★	→	
	農林水産部 林業班	・建設資材(木材等)の確保に関する事					★	→	
林業飛躍局 森林整備課	農林水産部 林業班	・治山及び林道施設の災害対策に関する事			●	★	→	→	
	農林水産部 林業班	・保安林の被害状況の取りまとめに関する事			●	★	→	→	

図表 5.4 応急業務整理表(5/10)

部局	所属名	応急業務の内容		業務開始目標時間と実施期間					
		災害対策本部班	業務内容	3h	1d	3d	1w	2w	1m
農林水産部	東部農林水産局 (徳島、吉野川)	東部支部 東部農林水産班	・農地、農業用施設の被害状況の取りまとめ(管内市町村、土地改良区等)		●	→	★	→	→
		東部支部 東部農林水産班	・農業用ため池の緊急点検、被害状況の取りまとめ(管内市町村、土地改良区等)		●	→	★	→	→
		東部支部 東部農林水産班	・土地改良財産の被災状況の取りまとめ(管内市町村、土地改良区等)		●	→	★	→	→
		東部支部 東部農林水産班	・林業、森林被害、林産物及び林産施設の被害状況の取りまとめ及び林業被害等の技術対策に関する事				●	★	→
		東部支部 東部農林水産班	・治山及び林道施設の被害状況の取りまとめ				●	★	→
		東部支部 東部農林水産班	・農作物被害状況の取りまとめ				●	★	→
		東部支部 東部農林水産班	・農作物被害等の技術対策に関する事				●	★	→
		東部支部 東部農林水産班	・畜産施設の被害状況の取りまとめに関する事				●	★	→
		東部支部 東部農林水産班	・県土整備部との連携、漁港の監視、漁港被害の把握・激甚災の取りまとめに関する事				●	★	→
		東部支部 東部農林水産班	・被害農業者に対する相談窓口の開設(技術支援、資金融資等)				●	★	→
		東部支部 東部農林水産班	・農業共同利用施設、畜産施設等の災害対策の検討					●	★
東部支部 東部農林水産班	・農業共同利用施設災害復旧事業計画作成					●	★		
東部支部 東部農林水産班	・農地、農業用施設の災害復旧事業計画作成(管内市町村、土地改良区等)					●	★		
県土整備部	県土整備政策課	県土整備部 公共土木対策班	・県土整備部内の連絡調整に関する事	★	→	→	→	→	→
		県土整備部 公共土木対策班	・県土整備部内の他の班に属しないこと	★	→	→	→	→	→
	建設管理課	県土整備部 公共土木対策班	・建設業者の確保に関する事	●	★	→	→	→	→
		県土整備部 公共土木対策班	・県土整備部内の連絡調整等の応援に関する事	★	→	→	→	→	→
	用地対策課	県土整備部 まちづくり班	・都市計画施設等の災害対策の応援に関する事	●	★	→	→	→	→
		県土整備部 まちづくり班	・都市計画施設等の災害対策に関する事	●	★	→	→	→	→
	都市計画課	県土整備部 まちづくり班	・宅地等の応急危険度判定に関する事		●	★	→	→	→
		県土整備部 住宅班	・県営住宅の災害対策に関する事		●	★	→	→	→
	住宅課	県土整備部 住宅班	・応急仮設住宅の確保に関する事		★	→	→	→	→
		県土整備部 住宅班	・住宅相談窓口の設置に関する事		★	→	→	→	→
		県土整備部 住宅班	・災害公営住宅の整備に関する事					●	★
		県土整備部 住宅班	・建築士、大工等の確保に関する事		●	★	→	→	→
		県土整備部 住宅班	・建築物の災害復旧の技術指導に関する事		●	★	→	→	→
		県土整備部 住宅班	・被災建築物応急危険度判定に関する事		★	→	→	→	→
		県土整備部 住宅班	・応急仮設住宅の確保の応援に関する事		★	→	→	→	→
	営繕課	県土整備部 営繕班	・公共施設の応急措置に関する事	●	★	→	→	→	→
		県土整備部 営繕班	・仮設トイレの調達に関する事	●	★	→	→	→	→
		県土整備部 営繕班	・仮設トイレの調達に関する事	●	★	→	→	→	→
	河川振興課	県土整備部 河川班	・水防本部に関する事	★	→	→	→	→	→
		県土整備部 河川班	・河川、海岸の災害対策に関する事	★	→	→	→	→	→
		県土整備部 河川班	・水位雨量等観測資料収集に関する事	★	→	→	→	→	→
		県土整備部 河川班	・水防警報受発報に関する事	★	→	→	→	→	→
		県土整備部 河川班	・河川警戒に関する事	★	→	→	→	→	→
		県土整備部 河川班	・水防無線に関する事	★	→	→	→	→	→
	砂防防災課	県土整備部 公共土木対策班	・県土整備部内の災害対策に関する事	★	→	→	→	→	→
		県土整備部 公共土木対策班	・県土整備部内の被害状況の収集に関する事	★	→	→	→	→	→
		県土整備部 砂防・ダム班	・砂防、急傾斜、地すべり施設の災害対策に関する事	★	→	→	→	→	→
		県土整備部 砂防・ダム班	・土砂災害の被害状況の取りまとめに関する事	★	→	→	→	→	→
		県土整備部 砂防・ダム班	・土砂災害警戒情報に関する事	★	→	→	→	→	→
		県土整備部 砂防・ダム班	・ダムからの情報受取、分析集計に関する事	★	→	→	→	→	→
		県土整備部 砂防・ダム班	・ダムへの各種連絡等に関する事	★	→	→	→	→	→
	水・環境課	県土整備部 公共土木対策班	・下水道の応急復旧に関する事		●	★	→	→	→
	道路局 道路政策課	県土整備部 道路班	・道路・橋梁・トンネル等の安全点検・啓開に関する事	★	→	→	→	→	→
県土整備部 道路班		・災害時における道路及び橋梁の使用に関する事	★	→	→	→	→	→	
道路局 道路整備課	県土整備部 道路班	・緊急輸送道路の確保に関する事	★	→	→	→	→	→	
	県土整備部 道路班	・道路・橋梁・トンネル等の安全点検・啓開に関する事	★	→	→	→	→	→	
道路局 高規格道路課	県土整備部 道路班	・災害時における道路及び橋梁の使用に関する事	★	→	→	→	→	→	
	県土整備部 道路班	・緊急輸送道路の確保に関する事	★	→	→	→	→	→	
運輸局 運輸政策課	県土整備部 運輸班	・港湾、漁港及び海岸施設の災害対策に関する事	●	★	→	→	→	→	
	県土整備部 運輸班	・災害輸送用船舶の確保に関する事		★	→	→	→	→	
	農林水産部 救援物資調整班	・物資の輸送に係る調整に関する事		★	→	→	→	→	
	農林水産部 救援物資調整班	・災害輸送用船舶の確保に関する事		★	→	→	→	→	
運輸局 交通戦略課	農林水産部 救援物資調整班	・災害輸送用車両の確保に関する事		★	→	→	→	→	
	県土整備部 運輸班	・公共交通機関の被害状況調査に関する事	★	→	→	→	→	→	
	県土整備部 運輸班	・災害輸送車両の確保に関する事		★	→	→	→	→	
	農林水産部 救援物資調整班	・物資の輸送に係る調整に関する事		★	→	→	→	→	
農林水産部 救援物資調整班	・災害輸送用船舶の確保に関する事		★	→	→	→	→		
農林水産部 救援物資調整班	・災害輸送用車両の確保に関する事		★	→	→	→	→		

図表 5.4 応急業務整理表(6/10)

部局	所属名	応急業務の内容		業務開始目標時間と実施期間					
		災害対策本部班	業務内容	3h	1d	3d	1w	2w	1m
県土整備部	東部県土整備局 (徳島)	東部支部 事務局	・支部(東部支部)の設置、支部会議の開催	★	→	→	→	→	→
		東部支部 事務局	・市町派遣(徳島県職員災害応援隊:徳島市、鳴門市、小松島市、松茂町、北島町藍住町、石井町、神山町、佐那河内村、板野町、上板町、勝浦町、上勝町、吉野川市、阿波市)		★	→	→	→	→
		東部支部 事務局	・県災害対策本部、県民局各庁舎との連絡調整	★	→	→	→	→	→
		東部支部 事務局	・庁舎及び設備の被災状況確認	★	→	→	→	→	→
		東部支部 事務局	・参集者の参集状況の把握、各係への人員配置	★	→	→	→	→	→
		東部支部 事務局	・関係機関との連絡調整、要請等	★	→	→	→	→	→
		東部支部 事務局	・関係機関からの情報収集等	★	→	→	→	→	→
		東部支部 事務局	・支部と所属実施班との連絡調整	★	→	→	→	→	→
		東部支部 事務局	・所属実施班からの被災状況報告	★	→	→	→	→	→
		東部支部 事務局	・支部からの要請、依頼事項の伝達	★	→	→	→	→	→
		東部支部 事務局	・職員の安否確認	★	→	→	→	→	→
		東部支部 県土整備班	・緊急輸送路、重要路線の通行可否の確認・緊急措置	●	★	→	→	→	→
	東部支部 県土整備班	・災害発生箇所の把握(人的被害の有無)・調査	●	★	→	→	→	→	
	東部支部 県土整備班	・土砂災害防止施設の確認・調査	●	★	→	→	→	→	
	東部支部 県土整備班	・住民に対する通行不能箇所、状況等の情報提供	●	★	→	→	→	→	
	東部支部 県土整備班	・被災箇所の速報報告	●	★	→	→	→	→	
	東部支部 県土整備班	・緊急輸送路、重要路線の通行不能区間の応急復旧工事		●	★	→	→	→	
	東部支部 県土整備班	・全体的な被災状況の取りまとめ(速報)			●	★	→	→	
	東部支部 県土整備班	・公共土木施設の応急復旧工事			●	★	→	→	
	東部支部 県土整備班	・港湾施設被災箇所の確認・調査	●	→	★	→	→	→	
	東部支部 県土整備班	・海岸保全施設被災箇所の確認・調査	●	→	★	→	→	→	
	東部支部 県土整備班	・河川管理施設・ダム管理施設被災箇所の確認・調査	●	★	→	→	→	→	
	東部支部 県土整備班	・道路施設被災箇所の確認	●	★	→	→	→	→	
東部支部 県土整備班	・本復旧工事					●	★		
監察局	監察課	経営戦略部 応援班	・経営戦略部内の実施事項の応援に関する事	★	→	→	→	→	→
	評価検査課	経営戦略部 応援班	・経営戦略部内の実施事項の応援に関する事	★	→	→	→	→	→
出納局	会計課	経営戦略部 総務班	・応急対策経費の出納に関する事		●	→	★	→	→
	経営戦略部 総務班	・災害時の出納の処理方法に関する事	●	→	★	→	→	→	
	保健福祉部 義援金受入・配分班	・徳島県における義援金の受入に関する事		★	→	→	→	→	
工事検査課	経営戦略部 応援班	・経営戦略部内の実施事項の応援に関する事	★	→	→	→	→	→	
南部総合県民局	津波減災部(美波) 経営企画部 (美波、阿南)	南部支部 事務局	・支部(南部支部)の設置、支部会議の開催	★	→	→	→	→	→
		南部支部 事務局	・県災害対策本部、県民局各庁舎との連絡調整	★	→	→	→	→	→
		南部支部 事務局	・庁舎及び設備の状況確認	★	→	→	→	→	→
		南部支部 事務局	・参集者の把握	★	→	→	→	→	→
		南部支部 事務局	・職員の安否確認	★	→	→	→	→	→
		南部支部 事務局	・市町、消防本部、警察署等との連絡・情報収集等	★	→	→	→	→	→
		南部支部 事務局	・報道機関等への情報提供	★	→	→	→	→	→
		南部支部 事務局	・市町派遣(徳島県職員災害応援隊):阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町)		★	→	→	→	→
		南部支部 事務局	・県立南部防災館への職員派遣		★	→	→	→	→
		南部支部 事務局	・自衛隊、消防、警察、ライフライン関係等応援・連絡部隊の総合窓口		★	→	→	→	→
	保健福祉環境部 (阿南、美波)	南部支部 保健福祉環境実施班	・災害拠点病院の被災状況の把握及び周知	●	★	→	→	→	→
		南部支部 保健福祉環境実施班	・公害・廃棄物関連施設の被災状況確認	●	→	★	→	→	→
		南部支部 保健福祉環境実施班	・有害物等保管施設の被災状況確認	●	→	★	→	→	→
		南部支部 保健福祉環境実施班	・市町村が行う避難対策の全体状況の把握及び必要な連絡調整・指導	★	→	→	→	→	→
		南部支部 保健福祉環境実施班	・避難所の開設状況の把握	★	→	→	→	→	→
		南部支部 保健福祉環境実施班	・医療機関の被災状況及び稼働状況の把握	★	→	→	→	→	→
		南部支部 保健福祉環境実施班	・医療救護所の設置状況の把握	★	→	→	→	→	→
		南部支部 保健福祉環境実施班	・避難所利用者の健康状況把握及び保健指導に関する事		★	→	→	→	→
		南部支部 保健福祉環境実施班	・精神障がい者、結核、難病等治療中の者の被災状況の把握及び支援		★	→	→	→	→
		南部支部 保健福祉環境実施班	・避難所等における食品衛生指導に関する事		★	→	→	→	→
		南部支部 保健福祉環境実施班	・水道施設の被災状況確認に関する事		★	→	→	→	→
		南部支部 保健福祉環境実施班	・仮設診療所の設置・運営の状況の把握			★	→	→	→
		南部支部 保健福祉環境実施班	・避難所の衛生状況調査及び指導に関する事			★	→	→	→
		南部支部 保健福祉環境実施班	・火葬場の被災状況確認に関する事			★	→	→	→
		南部支部 保健福祉環境実施班	・床上浸水家屋等の消毒指導等防疫に関する事			●	★	→	→
		南部支部 保健福祉環境実施班	・防疫薬剤の輸送に関する事			●	★	→	→
		南部支部 保健福祉環境実施班	・住民への保健指導			●	★	→	→
南部支部 保健福祉環境実施班	・被災児童のメンタルヘルスケア			●	★	→	→		
南部支部 保健福祉環境実施班	・被災児童福祉の相談			●	★	→	→		
南部支部 保健福祉環境実施班	・心の相談窓口の設置			●	★	→	→		
南部支部 保健福祉環境実施班	・巡回栄養相談			●	★	→	→		
南部支部 保健福祉環境実施班	・巡回歯科相談			●	★	→	→		

図表 5.4 応急業務整理表(7/10)

部局	所属名	応急業務の内容		業務開始目標時間と実施期間					
		災害対策本部班	業務内容	3h	1d	3d	1w	2w	1m
南部総合県民局	産業交流部 (美波、阿南)	南部支部 産業交流実施班	・農地、農業用施設の被害状況の取りまとめ(管内市町村、土地改良区等)		●	→	★	→	→
		南部支部 産業交流実施班	・農業用ため池の緊急点検、被害状況の取りまとめ(管内市町村、土地改良区等)		●	→	★	→	→
		南部支部 産業交流実施班	・土地改良財産の被災状況の取りまとめ(管内市町村、土地改良区等)		●	→	★	→	→
		南部支部 産業交流実施班	・農業業務継続に関すること		●	→	★	→	→
		南部支部 産業交流実施班	・林業、森林被害、林産物及び林産施設の被害状況の取りまとめ及び林業被害等の技術対策に関すること				●	★	→
		南部支部 産業交流実施班	・農作物被害状況の取りまとめ				●	★	→
		南部支部 産業交流実施班	・農作物被害等の技術対策に関すること				●	★	→
		南部支部 産業交流実施班	・畜産施設の被害状況の取りまとめに関すること				●	★	→
		南部支部 産業交流実施班	・水産物の被害の把握、水産物・水産加工物の確保に関すること				●	★	→
		南部支部 産業交流実施班	・県土整備部との連携、漁港の監視、漁港被害の把握・激甚災の取りまとめに関すること				●	★	→
		南部支部 産業交流実施班	・被害農業者に対する相談窓口の開設(技術支援、資金融資等)				●	★	→
		南部支部 産業交流実施班	・農業共同利用施設、畜産施設等の災害対策の検討					●	★
	南部支部 産業交流実施班	・農業共同利用施設災害復旧事業計画作成					●	★	
	南部支部 産業交流実施班	・農地、農業用施設の災害復旧事業計画作成(管内市町村、土地改良区等)					●	★	
	県土整備部 (阿南、那賀、美波)	南部支部 県土整備実施班	・緊急輸送路、重要路線の通行可否の確認・緊急措置		●	→	★	→	→
		南部支部 県土整備実施班	・災害発生箇所の把握(人的被害の有無)・調査		●	→	★	→	→
		南部支部 県土整備実施班	・道路施設被災箇所の確認・調査		●	→	★	→	→
		南部支部 県土整備実施班	・土砂災害発生箇所の把握(人的被害の有無)・調査		●	→	★	→	→
		南部支部 県土整備実施班	・河川管理施設・ダム管理施設被災箇所の確認・調査		●	→	★	→	→
		南部支部 県土整備実施班	・砂防施設被災箇所の確認・調査		●	→	★	→	→
		南部支部 県土整備実施班	・地すべり被災箇所の確認・調査		●	→	★	→	→
		南部支部 県土整備実施班	・急傾斜地崩壊対策施設被災箇所の確認・調査		●	→	★	→	→
		南部支部 県土整備実施班	・住民に対する通行不能箇所、状況等の情報提供		●	→	★	→	→
		南部支部 県土整備実施班	・海岸保全施設被災箇所の確認・調査		●	→	★	→	→
		南部支部 県土整備実施班	・港湾施設被災箇所の確認・調査		●	→	★	→	→
南部支部 県土整備実施班		・被災箇所の速報報告		●	→	★	→	→	
南部支部 県土整備実施班		・緊急輸送路、重要路線の通行不能区間の応急復旧工事		●	→	★	→	→	
南部支部 県土整備実施班	・全体的な被災状況の取りまとめ(速報)				●	→	★		
南部支部 県土整備実施班	・公共土木施設の応急復旧工事				●	→	★		
南部支部 県土整備実施班	・本復旧工事					●	★		
出納室(阿南)	南部支部 出納実施班	・応急対策経費の出納に関すること			●	→	★	→	
	南部支部 出納実施班	・災害時の出納の処理方法に関すること		●	→	★	→	→	
	南部支部 出納実施班	・南部総合県民局保健福祉環境部の義援金の保管に関すること		★	→	→	→	→	
西部総合県民局	企画振興部 (美馬、三好)	西部支部 事務局	・支部(西部支部)の設置、支部会議の開催	★	→	→	→	→	
		西部支部 事務局	・県災害対策本部、県民局各庁舎との連絡調整	★	→	→	→	→	
		西部支部 事務局	・参集者の把握	★	→	→	→	→	
		西部支部 事務局	・職員の安否確認	★	→	→	→	→	
		西部支部 事務局	・庁舎及び設備の状況確認	★	→	→	→	→	
		西部支部 事務局	・市町、警察署、消防本部、医療機関等との連絡調整、要請等	★	→	→	→	→	
		西部支部 事務局	・市町、消防本部、四国電力、道路管理者、JR四国等との連絡、情報収集	★	→	→	→	→	
		西部支部 事務局	・市町派遣(徳島県職員災害応援隊):美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町		★	→	→	→	
		西部支部 事務局	・自衛隊、消防、警察、ライフライン関係等応援・連絡部隊の総合窓口	★	→	→	→	→	
		西部支部 事務局	・報道機関等への情報提供及び問い合わせ	★	→	→	→	→	
	西部支部 事務局	・危機管理部との広報活動	★	→	→	→	→		
	西部支部 事務局	・支部と所属実施班との連絡調整	★	→	→	→	→		
	西部支部 事務局	・所属実施班からの被害状況報告	★	→	→	→	→		
	保健福祉環境部 (三好、美馬)	西部支部 保健福祉環境実施班	・市町村が行う避難対策の全体状況の把握及び必要な連絡調整・指導	●	★	→	→	→	
		西部支部 保健福祉環境実施班	・避難所の開設状況の把握	★	→	→	→	→	
		西部支部 保健福祉環境実施班	・災害拠点病院の被災状況の把握及び周知	●	★	→	→	→	
		西部支部 保健福祉環境実施班	・医療機関の被害状況及び稼働状況の把握	★	→	→	→	→	
		西部支部 保健福祉環境実施班	・医療救護所の設置状況の把握	★	→	→	→	→	
		西部支部 保健福祉環境実施班	・仮設診療所の設置・運営の状況の把握			★	→	→	
		西部支部 保健福祉環境実施班	・避難所等における食品衛生指導に関すること		★	→	→	→	
西部支部 保健福祉環境実施班		・防疫薬剤の輸送に関すること			●	★	→		
西部支部 保健福祉環境実施班		・水道施設の被災状況確認に関すること		★	→	→	→		
西部支部 保健福祉環境実施班		・火葬場の被災状況確認に関すること			★	→	→		
西部支部 保健福祉環境実施班	・災害地の防疫に関すること			●	★	→			
西部支部 保健福祉環境実施班	・被災者の健康相談に関すること		●	★	→	→			
西部支部 保健福祉環境実施班	・精神障がい者、結核、難病等治療中の者の被災状況の把握及び支援		★	→	→	→			

図表 5.4 応急業務整理表(8/10)



部局	所属名	応急業務の内容		業務開始日目標時間と実施期間						
		災害対策本部班	業務内容	3h	1d	3d	1w	2w	1m	
西部総合県民局	保健福祉環境部 (三好、美馬)	西部支部 保健福祉環境実施班	・被災者の栄養指導・歯科指導に関すること		●	★	→	→	→	
		西部支部 保健福祉環境実施班	・疫学調査及び健康診断に関すること			●	★	→	→	
		西部支部 保健福祉環境実施班	・被災者の心のケアに関すること			●	★	→	→	
		西部支部 保健福祉環境実施班	・公害・廃棄物関連施設の被災状況確認	●	→	★	→	→	→	
	農林水産部 (美馬、三好)	西部支部 農林水産実施班	・工事現場の安全確保点検(治山・林道)	●	★	→	→	→	→	
		西部支部 農林水産実施班	・工事現場の安全確保点検(農村保全関係)		★	→	→	→	→	
		西部支部 農林水産実施班	・農業用ため池の緊急点検	●	★	→	→	→	→	
		西部支部 農林水産実施班	・緊急を要する(災害等)の調査・現場対応	●	★	→	→	→	→	
		西部支部 農林水産実施班	・夏子ダム・関連施設の点検及び管理に関すること	●	★	→	→	→	→	
		西部支部 農林水産実施班	・営農飲雑用水施設の点検及び管理に関すること	●	★	→	→	→	→	
		県土整備部 (三好、美馬)	西部支部 県土整備実施班	・緊急輸送路、重要路線の通行可否の確認・緊急措置	●	★	→	→	→	→
			西部支部 県土整備実施班	・災害発生箇所の把握(人的被害の有無)・調査	●	★	→	→	→	→
	西部支部 県土整備実施班		・道路施設被災箇所の確認・調査	●	★	→	→	→	→	
	西部支部 県土整備実施班		・土砂災害発生箇所の把握(人的被害の有無)・調査	●	★	→	→	→	→	
	西部支部 県土整備実施班		・河川管理施設被災箇所の確認・調査	●	★	→	→	→	→	
	西部支部 県土整備実施班		・砂防施設被災箇所の確認・調査	●	★	→	→	→	→	
	西部支部 県土整備実施班		・地すべり被災箇所の確認・調査	●	★	→	→	→	→	
	西部支部 県土整備実施班		・急傾斜地崩壊対策施設被災箇所の確認・調査	●	★	→	→	→	→	
	西部支部 県土整備実施班		・住民に対する通行不能箇所、状況等の情報提供	●	★	→	→	→	→	
	西部支部 県土整備実施班		・被災箇所の速報報告	●	★	→	→	→	→	
西部支部 県土整備実施班	・緊急輸送路、重要路線の通行不能区間の応急復旧工事		●	★	→	→	→	→		
西部支部 県土整備実施班	・全体的な被災状況の取りまとめ(速報)				●	★	→	→		
出納室(三好)	西部支部 出納実施班	・応急対策費の出納に関すること		●	→	★	→	→		
	西部支部 出納実施班	・災害時の出納の処理方法に関すること	●	→	★	→	→	→		
企業局	経営企画戦略課	企業部 公営企業班	・企業部内の被害状況収集に関すること	★	→	→	→	→		
		企業部 公営企業班	・企業部内の連絡調整に関すること	★	→	→	→	→		
	電力課	企業部 公営企業班	・企業部内の電気・機械設備の復旧に関すること		★	→	→	→		
		企業部 公営企業班	・企業部内の土木・建築施設の復旧に関すること		★	→	→	→		
	総合管理事務所	企業局 総合管理事務所	・被害状況の把握、報告	★	→	→	→	→		
		企業局 総合管理事務所	・工業用水ユーザーとの連絡調整	★	→	→	→	→		
		企業局 総合管理事務所	・四国電力との連絡調整	★	→	→	→	→		
		企業局 総合管理事務所	・企業局災害対策支部の対応	★	→	→	→	→		
		企業局 総合管理事務所	・各々との連絡調整	★	→	→	→	→		
		企業局 総合管理事務所	・被災施設の復旧		●	★	→	→		
病院局	総務課	病院部 病院班	・病院部内の被害状況収集に関すること	★	→	→	→	→		
	病院部 病院班	・病院部内の連絡調整に関すること	★	→	→	→	→			
経営企画課	保健福祉部 医療活動支援班	・県立病院の連絡調整に関すること	★	→	→	→	→			
	病院部 病院班	・県立病院の連絡調整に関すること	★	→	→	→	→			
教育委員会	教育総務課	教育部 教育総務班	・教育部内の被害状況収集に関すること	★	→	→	→	→		
		教育部 教育総務班	・教育部内の連絡調整に関すること	★	→	→	→	→		
		教育部 教育総務班	・教育関係広報に関すること	★	→	→	→	→		
	コンプライアンス推進	教育部 応援班	・教育部内の実施事項の応援に関すること	★	→	→	→	→		
		教育部 教育総務班	・教育施設の災害対策に関すること	●	★	→	→	→		
	施設整備課	教育部 応援班	・教育部内の実施事項の応援に関すること	★	→	→	→	→		
		教育部 教育総務班	・教職員の被害状況等に関すること	●	★	→	→	→		
	教職員課	教育部 教育総務班	・教職員の健康管理に関すること	●	★	→	→	→		
		教育部 教育総務班	・児童及び生徒の被害状況の把握に関すること	★	→	→	→	→		
	福利厚生課	教育部 教育総務班	・児童及び生徒の被害状況の把握に関すること		●	★	→	→		
		教育部 教育総務班	・学校の再開に関すること		●	★	→	→		
	学校政策課	教育部 教育対策班	・被災した児童生徒への就学援助に関すること			●	★	→		
		教育部 教育対策班	・被災した児童生徒への学用品等の供与に関すること			●	★	→		
	特別支援教育課	教育部 教育対策班	・スクールカウンセラーの派遣に関すること			●	★	→		
		教育部 教育対策班	・児童及び生徒の被害状況の把握に関すること	★	→	→	→	→		
	人権教育課	教育部 教育対策班	・応急教育に関すること			●	★	→		
		教育部 教育対策班	・学校の再開に関すること		●	★	→	→		
	体育学校安全課	教育部 教育対策班	・被災した児童生徒への就学援助に関すること			●	★	→		
		教育部 教育対策班	・被災した児童生徒への学用品等の供与に関すること			●	★	→		
	生涯学習政策課	教育部 教育対策班	・スクールカウンセラーの派遣に関すること			●	★	→		
		教育部 教育総務班	・教育委員会部内の実施事項の応援に関すること	★	→	→	→	→		
	教育文化政策課	教育部 文化財班	・文化財の被害調査に関すること			●	★	→		
		教育部 文化財班	・文化財の応急対策に関すること			●	★	→		
	文化の森振興本部	教育部 文化財班	・文化の森各館の災害対策に関すること	●	★	→	→	→		
教育部 教育対策班		・教育情報ネットワークの被害状況の把握及び復旧に関すること	●	→	→	★	→			

図表 5.4 応急業務整理表(9/10)

部局	所属名	応急業務の内容		業務開始目標時間と実施期間					
		災害対策本部班	業務内容	3h	1d	3d	1w	2w	1m
諸局	議会事務局	経営戦略部 総務班	・議員との連絡等に関すること	★	→	→	→	→	→
		経営戦略部 総務班	・議会の会議に関すること		★	→	→	→	→
		渉外・市町村支援部 渉外班	・他都道府県の議員の視察に関すること		●	★	→	→	→
	人事委員会事務局	経営戦略部 応援班	・経営戦略部内の実施事項の応援に関すること	★	→	→	→	→	→
	監査事務局	経営戦略部 応援班	・経営戦略部内の実施事項の応援に関すること	★	→	→	→	→	→
	労働委員会事務局	商工労働部 応援班	・商工労働部内の実施事項の応援に関すること	★	→	→	→	→	→
	収用委員会事務局	県土整備部 公共土木対策班	・県土整備部内の連絡調整等の応援に関すること	★	→	→	→	→	→

図表 5.4 応急業務整理表(10/10)

相談の内容	主たる担当部・班	
	部	班
ライフライン事業者からの照会・相談	統合作戦部	情報収集・分析班
ボランティア活動の照会・相談	保健福祉部	災害ボランティア班
生活再建支援制度に関する相談	統合作戦部	災害救助班
生活資金等の貸付の相談	保健福祉部	災害時要援護者支援班
県税の減免・申告等の期限延長、納税の猶予に関する相談	経営戦略部	総務班
被災外国人の支援に関する相談	商工労働部	観光・国際戦略班
生活関連物資の物価情報に関する相談	危機管理部	衛生班
住宅の確保（各種支援制度）に関する相談	県土整備部	住宅班
公共交通に関する相談	県土整備部	運輸班
こころのケアの相談	保健福祉部	避難者支援班
障がい者の方の相談窓口	保健福祉部	災害時要援護者支援班
被災者の医療・健康に関する相談	保健福祉部	避難者支援案
高齢者支援に関する相談	保健福祉部	災害時要援護者支援班
子供の支援に関する相談	保健福祉部	災害時要援護者支援班
衛生・環境、ペットの保護に関する相談	危機管理部	衛生班
義援金、義援物資に関する相談	保健福祉部	義援金受入・配分班
労働に関する相談	商工労働部	事業者支援班
中小企業の金融・経営に関する相談	商工労働部	事業者支援班
観光客の安否に関する相談	商工労働部	観光・国際戦略班
被災者の一時避難等に関する相談	保健福祉部	避難者支援班
農林水産業関係に関する相談	農林水産部	農業班、農業再生班、畜産班、水産班、林業班
学校教育に関する相談	教育部	教育総務班

注) 主たる担当部、班以外にもそれぞれの内容について関連する部局が連携し対応を行う。

図表 5.5 地震被害に係る相談窓口一覧表

### 3 継続の必要性の高い通常業務

#### (1) 継続の必要性の高い通常業務の整理

南海トラフ巨大地震発生時における県の最大の責務は、県民の生命・身体・財産を守り、被害を最小限にすることである。そのため、県として実施すべき業務としては、地震に直接対応するための「応急業務」が優先され、通常業務については、積極的に縮小・中断し、「応急業務」を推進する。

しかしながら、通常業務の中には、県民生活に密接に関わる業務や、県庁の基幹的な組織機能やオフィス機能を維持するためのものも存在しており、これらは、南海トラフ巨大地震発生時といえども、その業務を実施しなければ、県民生活に混乱を招いたり、県の組織が維持できなくなる等のおそれがある。

このため、当該業務については、「継続の必要性の高い通常業務」として非常時優先業務に位置づけ、所管する各部局において業務を継続する。

主な「継続の必要性の高い通常業務」について、「図表 5.6 継続の必要性の高い通常業務整理表」のとおり整理した。

#### (2) 継続の必要性の高い通常業務の実施体制

各部局は、それぞれ所管する「継続の必要性の高い通常業務」を実施するとともに、実施状況を把握する。

ただし、業務の実施に際して、部局内での応援や調整が困難なほど、人員や資機材の不足などが生じ、その結果、業務の停止・遅延などにより県民生活に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、応急業務の取扱いに準じ、本部統括司令室等を通じて全庁的な調整を行う。

部局	所属名	業務内容	業務開始目標時間					
			3h	1d	3d	1w	2w	1m
危機管理部	消防保安課	●高圧ガス・火薬類等の許可に関する事				●	→	→
政策創造部	地域振興総局 市町村課	●市町村振興資金に関する事					●	→
		●住民基本台帳法に関する事			●	→	→	→
		●市町村等の行政運営の助言等に関する事			●	→	→	→
		●地方交付税の算定に関する事					●	→
		●選挙管理委員会に関する事			●	→	→	→
		●市町村税に関する事					●	→
		●地方債の同意等に関する事					●	→
	地域振興総局 地域創造課	●市町村のLGWANIに関する事			●	→	→	→
		●電子自治体共同システムに関する事			●	→	→	→
		●公的個人認証サービスに関する事			●	→	→	→
●市町村の情報セキュリティに関する事						●	→	
●情報通信基盤整備事業に関する事						●	→	
経営戦略部	秘書課	●記者会見, 資料提供, HPの運用	●	→	→	→	→	→
	総務課	●公印の管守に関する事		●	→	→	→	→
		●文書の收受発送事務			●	→	→	→
	人事課	●人事管理に関する事	●	→	→	→	→	→
	職員厚生課	●共済組合被扶養者の認定等業務				●	→	→
	財政課	●県の予算及び財政に関する業務			●	→	→	→
		●議会に関する業務			●	→	→	→
	管財課	●県有車両の管理運営に関する事			●	→	→	→
		●庁内の物品調達に関する事					●	→
		●財産の管理・処分等に関する事					●	→
	税務課	●各課税業務等の電算システム(全12システム)の運用管理に関する事				●	→	→
		●県税の月報, 過誤納金還付充当, 税務事務の電子化に関する事				●	→	→
		●収納消込に関する事				●	→	→
	情報システム課	●ホストコンピュータの継続的・安定的な運用(アウトソーシング業務)				●	→	→
		●電子計算機自営処理業務の継続的・安定的な運用						●
		●給与システムの継続的・安定的な運用				●	→	→
		●総務事務システムの継続的・安定的な運用					●	→
		●電子決裁・文書管理システムの継続的・安定的な運用					●	→
	東部県税局 (徳島・吉野川)	●各税目の申告受付・調定・電算入力				●	→	→
		●納税証明書, 収納等窓口業務に関する事				●	→	→
●徴収猶予・口座振替・欠損処分・執行停止の管理事務に関する事					●	→	→	
●税務調査の事務に関する事					●	→	→	
東部県税局 (自動車税)	●自動車二税の申告受付・調定・電算入力				●	→	→	
	●納税証明書, 収納等窓口業務に関する事				●	→	→	
	●過誤納金還付充当に関する事				●	→	→	
	●収納消込に関する事				●	→	→	
県民環境部	県民環境政策課	●とくしま県民活動プラザの運営管理に関する事				●	→	→
		●県庁コールセンターに関する事			●	→	→	
		●県民広聴・県政相談に関する事			●	→	→	
		●県民サービスセンターに関する事			●	→	→	
	環境首都課	●自然公園の整備, 管理及び運営に関する事					●	→
		●自然再生事業の推進に関する事					●	→
		●野生生物及び希少野生生物の保護, 継承に関する事				●	→	

図表 5.6 継続の必要性の高い通常業務整理表(1/5)

部局	所属名	業務内容	業務開始目標時間					
			3h	1d	3d	1w	2w	1m
県民環境部	環境整備課	●産業廃棄物の適正処理の指導や産業廃棄物の不適正処理の防止に関すること					●	→
		●産業廃棄物処理施設や産業廃棄物処理業に関する許認可業務					●	→
		●公共関与による廃棄物処分事業に関すること					●	→
		●使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関すること					●	→
		●特定家庭用機器再商品化法の施行に関すること					●	→
	●特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等の法律の施行に関すること					●	→	
環境管理課	●大気、水質の監視に関すること			●	→	→	→	
	●環境事故への対応に関すること			●	→	→	→	
	●アスベスト除去工事に係る届出の審査及び指導に関すること				●	→	→	
保健福祉部	精神保健福祉センター	●自立支援医療費(精神通院)受給者証・精神障害者保健福祉手帳事務					●	→
	薬務課	●麻薬の取扱い等に関すること ●医薬品の製造、販売など医薬品流通に係る許認可に関すること		●	→	→	→	→
	福祉子ども局 子ども未来課	●児童扶養手当に関すること				●	→	→
	中央子ども女性相談センター	●女性・児童の一時保護業務(現在、保護中の者の継続保護業務)	●	→	→	→	→	→
	徳島学院	●入所児童の保護	●	→	→	→	→	→
	福祉子ども局 障がい福祉課	●障がい児施設給付				●	→	→
		●自立支援医療(更生医療)事務、重度心身障がい者医療費助成事業事務				●	→	→
		●心身障がい者(児)在宅介護等支援事業事務				●	→	→
		●身体障害者手帳事務、療育手帳事務				●	→	→
		●特別児童扶養手当支給事務、特別障害者手当・障害児福祉手当等事務				●	→	→
	障がい者相談支援センター	●自立支援医療(更生医療)事務 ●身体障害者手帳事務、療育手帳事務				●	→	→
	東部保健福祉局 (徳島)	●生活保護の決定及び支給				●	→	→
●母子・寡婦福祉資金の貸付と償還指導					●	→	→	
●医療扶助・介護扶助の実施					●	→	→	
●児童扶養手当の支給					●	→	→	
●特別児童扶養手当の支給					●	→	→	
●特別障害者手当等の支給					●	→	→	
東部保健福祉局 (徳島保健所、吉野川保健所)	●感染症(一類～四類感染症発生時に対する対応)に関すること		●	→	→	→	→	
	●健康危機管理に関すること		●	→	→	→	→	
	●食中毒に関すること			●	→	→	→	
	●精神障がい者の通報・措置入院等に関すること			●	→	→	→	
	●医療費等給付・助成申請に関すること						●	
商工労働部	商工政策課	●商工会法及び商工会議所法に関すること					●	
		●中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に関すること					●	
		●商工団体の総合調整に関すること				●	→	→
	企業支援課	●金融機関との連絡調整に関すること				●	→	→
		●貸金業に関すること						●
		●中小企業向け融資制度に関すること				●	→	→
		●大規模小売り店舗立地法に関すること				●	→	→
●企業誘致・支援に関すること				●	→	→		
●企業立地補助制度に関すること				●	→	→		
新産業戦略課	●LEDバレイ構想に関すること					●	→	
	●地域クラスター創成事業に関すること					●	→	

図表 5.6 継続の必要性の高い通常業務整理表(2/5)

部局	所属名	業務内容	業務開始目標時間					
			3h	1d	3d	1w	2w	1m
農林水産部	もうかるブランド推進課	●県産農産物等の流通に関すること				●	→	→
	畜産課	●畜産物の生産流通対策に関すること				●	→	→
	水産課	●漁港及び海岸の占用に関すること						●
		●漁船の登録等に関すること					●	→
		●漁業の許可等に関すること					●	→
	農業基盤課	●農地法の施行に関すること						●
		●農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること						●
	林業戦略課	●森林法の施行に関すること				●	→	→
		●森林情報データの提供等に関すること			●	→	→	→
	森林整備課	●保安林の規制に関すること				●	→	→
●林地開発に関すること					●	→	→	
東部農林水産局 (徳島、吉野川)	●土地改良行政財産の目的外使用許可等に関すること				●	→	→	
	●保安林の規制に関すること				●	→	→	
	●地すべり防止区域内行為許可等に関すること				●	→	→	
	●林地開発に関すること				●	→	→	
県土整備部	県土整備政策課	●公共事業予算に関する事務			●	→	→	→
	建設管理課	●積算基準や資材単価に関すること						●
		●電子入札システムや工事基礎情報管理システム等の維持						●
		●建設業許可申請及び経営事項審査					●	→
		●建設業許可に関すること					●	→
		●解体工事業登録、浄化槽工事業登録に関すること					●	→
		●入札参加資格申請に関すること					●	→
	用地対策課	●地価調査及び地価公示に関すること						●
		●知事の行う事業認定に関すること						●
		●土地利用指導要項に関すること						●
		●公用地公共用地取得特別会計予算に関すること						●
		●特定事業移転促進貸付金に関すること						●
	都市計画課	●県営都市公園の維持管理に関する事務				●	→	→
		●県営駐車場の管理に関する事務				●	→	→
		●県有財産の管理に関する事務						●
		●都市計画(施設、土地利用)に関する事務						●
	住宅課	●県営住宅等の管理に関する事務						●
		●工事等の請負契約等の締結及び工事費等の支払い事務						●
		●建築基準法等の施行に関すること					●	→
		●宅地建物取引業法の施行に関すること					●	→
		●建築士法の施行に関すること					●	→
	砂防防災課	●吉野川、那賀川等の濁水調整に関すること				●	→	→
	水・環境課	●流域下水道の処理場等の運営管理に関すること					●	→
		●浄化槽法の施行に関すること					●	→
	道路局 道路政策課	●道路の占用に関すること						●
		●道路防災情報システムに関すること	●	→	→	→	→	→
		●特殊車両の通行に関すること					●	→
		●道路管理に関する訴訟、和解又は損害賠償に関すること						●
	道路局 道路整備課	●異常気象時における通行規制等に関すること	●	→	→	→	→	→
	運輸局 運輸政策課	●港湾保安対策に関すること						●
●港湾施設等の占用料及び使用料に関すること							●	
●公有財産の管理に関すること							●	
運輸局 交通戦略課	●交通政策の調整に関すること					●	→	
	●バス事業に関すること					●	→	
	●海上交通に関すること					●	→	
	●航空事業に関すること					●	→	
	●鉄道事業に関すること					●	→	
	●四国運輸局との関係に関すること					●	→	

図表 5.6 継続の必要性の高い通常業務整理表(3/5)

部局	所属名	業務内容	業務開始目標時間					
			3h	1d	3d	1w	2w	1m
県土整備部	東部県土整備局 (徳島、鳴門、吉野川)	●道路維持作業, 道路点検に関する事						●
		●建築基準法等の施行に関する事					●	→
		●道路占用・道路工事承認等に関する事						●
		●港湾施設占使用等, 許認可申請受理事務					●	→
		●河川の占用に関する事						●
		●砂防地域内の行為の許可等に関する事						●
監察局	監察課	●職員等からの通報の処理に関する事					●	→
	●不当要求行為等に係る対策に関する事						●	→
出納局	会計課	●財務会計システムに関する事		●	→	→	→	→
		●県費・国費の支払いに関する事			●	→	→	→
		●歳入金の収納に関する事			●	→	→	→
		●歳入歳出外現金の出納に関する事			●	→	→	→
	公共入札室	●公共入札業務			●	→	→	→
工事検査課	●建設工事の検査			●	→	→	→	
南部総合県民局	経営企画部 (美波、阿南)	●総合相談窓口に関する事				●	→	→
	保健福祉環境部 (阿南、美波)	●健康危機管理業務	●	→	→	→	→	→
		●感染症(一類～四類感染症発生時に対する対応)に関する事	●	→	→	→	→	→
		●健康危機管理に関する事	●	→	→	→	→	→
		●食中毒に関する事		●	→	→	→	→
		●精神障がい者の通報・措置入院等に関する事		●	→	→	→	→
		●医療費等給付・助成申請に関する事						●
		●生活保護に関する業務					●	→
	●児童虐待対応			●	→	→	→	
	出納室(阿南)	●県費の支払いに関する事				●	→	→
●歳入金 of 収納に関する事					●	→	→	
●歳入歳出外現金の出納に関する事					●	→	→	
●建設工事の検査					●	→	→	
西部総合県民局	企画振興部 (美馬)	●総合相談窓口に関する事				●	→	→
	保健福祉環境部 (三好、美馬、三好保健所、美馬保健所)	●生活保護費の定例支給					●	→
		●児童扶養手当の支給						●
		●母子・寡婦福祉資金の貸付						●
		●母子家庭等自立支援給付金						●
		●特別児童扶養手当の支給						●
		●特別障がい者手当等の支給						●
		●健康危機管理業務	●	→	→	→	→	→
	●児童虐待対応			●	→	→	→	
	出納室(三好)	●県費の支払いに関する事				●	→	→
●歳入金 of 収納に関する事					●	→	→	
●歳入・歳出外現金の出納に関する事					●	→	→	
●建設工事の検査に関する事					●	→	→	
企業局	経営企画戦略課	●出納事務			●	→	→	→
		●契約事務			●	→	→	→
		●予算調整			●	→	→	→
	総合管理事務所	●発電・工水施設の運転管理	●	→	→	→	→	→
		●ダム管理	●	→	→	→	→	→
		●施設の保守点検			●	→	→	

図表 5.6 継続の必要性の高い通常業務整理表(4/5)

部局	所属名	業務内容	業務開始目標時間					
			3h	1d	3d	1w	2w	1m
病院局	総務課	●医療安全に関すること	●	→	→	→	→	→
	経営企画課	●県立病院の改築及び改修に関すること		●	→	→	→	→
		●病院内サービスに関すること			●	→	→	→
教育委員会	教育総務課	●人事管理に関する事項				●	→	→
		●教育委員会会議に関すること				●	→	→
	教職員課	●人事管理に関する事項				●	→	→
	学校政策課	●高校入試・中学入試に関すること		●	→	→	→	→
		●生徒指導における事故等緊急事案に関すること	●	→	→	→	→	→
		●徳島県奨学金の支給・償還に関すること			●	→	→	→
議会事務局	●高卒程度認定試験に関すること			●	→	→	→	
	●議会の会議に関すること			●	→	→	→	
人事委員会事務局	任用課	●人事委員会会議に関すること				●	→	→
		●県職員等採用試験の実施に関すること		●	→	→	→	→

図表 5.6 継続の必要性の高い通常業務整理表(5/5)



---

## 第6 災害対策本部体制

---

### 1 災害対策本部の初動体制確保

#### (1) 初動体制の速やかな確保のための方針

県は、南海トラフ巨大地震発生時には、災害対策本部を設置し、各種初動・応急対策を実施する。特に、地震発生直後においては、人命救助の分水嶺が地震発生後「3日間」といわれていることなどから、時間と競争しながら、被災状況の把握、被災者の救命・救助活動、国や関西広域連合等への広域応援要請など、県民の生命・身体・財産を守るために必要な対策を迅速かつ的確に実施していく必要がある。

一方で、南海トラフ巨大地震の発生により、建物の倒壊や道路等の液状化等の被害、沿岸部における津波浸水の発生等から、初動時における各庁舎への職員の参集状況は、「第4 職員の参集状況」で分析したとおり、平常時と比較し大変少ない人数となる。

こうした厳しい状況下においても、県は、できる限り早期に情報連絡体制を確保し、必要な対策の検討・実行を進めていく必要がある。このため、次の手順で、災害対策本部の初動体制を速やかに確保する。

- ① 地震発生後、速やかに、情報連絡体制を確保
- ② 災害対策本部の初動体制を構築
- ③ 速やかに、第1回本部会議を開催

#### (2) 情報連絡体制の確保

南海トラフ巨大地震の発生後、県は、「防災・危機管理センター災害対策本部（統括司令室）」を設営し、各支部との連携体制の構築をはじめ、国、市町村、ライフライン事業者、防災関係機関等との報告・連絡手段を確保するため、電話、コンピュータネットワーク、防災行政無線等の正常な作動を確認すること等により、情報連絡体制を確保する。

南海トラフ巨大地震が勤務時間外に発生した場合には、緊急参集してきた本庁舎初動要員が、アクションカードに従って初動体制の確保に向け、上記確認作業等を実施する。この場合、参集職員が少人数の初期段階から、「防災・危機管理センター災害対策本部（統括司令室）」を設営することは、業務負担の増加につながり、早期に構築すべき情報連絡体制の確保に支障を来すおそれがある。このため、参集当初は「405 会議室（旧災害対策本部室）」で情報連絡体制を構築し、その後、職員の参集状況等を踏まえつつ、状況に応じ、「防災・危機管理センター 災害対策本部（統括司令室）」を設営・移行する。

## (3) 初動体制の構築

参集した職員は、情報連絡体制の確保後、引き続き、「405 会議室（旧災害対策本部室）」において本部設営を行うとともに、必要な情報の収集・伝達や、庁舎の状況確認等を行うこと等により、災害対策本部機能を構築する。

初動時において実施する事項は、主として次のような業務内容であることから、参集した本庁舎初動要員は、図表 6.1 に示す体制を構築する。

- 市町村等への気象情報等の伝達（津波警報の沿岸市町への伝達を含む）
  - 県幹部職員の所在確認
  - 市町村における災害対策本部設置状況の確認
  - 自衛隊や緊急消防援助隊への災害派遣要請，消防庁への報告
  - 第 1 回本部会議の開催準備
  - 本庁舎のライフライン機能等の確認
  - マスコミ対応
- など

区 分		概 要	所要人数 (目安)	
統 合 作 戦 部	統括	全体総括	全体の動きを把握	3
		津波警報等の 沿岸市町への伝達	津波警報を沿岸市町村へ伝達	2
		被災情報の収集・分析	市町村	8
			ライフライン	2
			その他（国、気象台、自衛隊等）	3
		防災行政無線	防災行政無線の運用	2
	第1回本部会議の準備	庁内情報集約 資料取りまとめ等	3	
	ロジ	県幹部職員の所在確認	迅速な意思決定の確保のため、県幹部職員の 所在を確認	1
防災・危機管理センターの 設置・運営		防災・危機管理センターの設営 ・ 405 会議室の設営 ・ 本部会議室の設営	5	
広報・調達部	広報	災害対策本部設置等の 情報提供	対策本部設置の周知 ・ ホームページ ・ マスコミ	2
		マスコミ対応	マスコミからの問い合わせ対応	2
	庁舎	庁内ライフライン確認	庁舎内の状況確認	2
渉外・市町村 支援部	渉外	一般的な問い合わせ対応	県民からの問い合わせ対応	2
	市町村	市町村からの問い合わせ対応	市町村からの問い合わせ対応	3
合 計			40	

図表 6.1 本庁舎初動要員の業務概要

こうした初動体制の構築や災害対策本部の運営に関連し、総括司令室業務 22 業務、実行部業務 66 業務を、「個別災害対応業務実施マニュアル」として整備し JoruriGW 電

子図書に掲載している（図表 6.2）。

当マニュアルは、各業務の流れ（フロー図）と実施業務の内容を取りまとめたものであり、参集した職員は、これらのマニュアル類を参照することにより、「応急業務」を円滑に実施する。

	業務分類	No.	マニュアル名
統括司令室業務	災害対策本部の設置・運営に関すること		
	職員参集・応援に関すること	1	職員応援マニュアル
	職員参集に関すること	2	職員参集マニュアル
	県庁舎の安全・機能確保に関すること	3	県庁舎安全確保・応急復旧マニュアル
	庁舎のライフライン機能等の確保に関すること	再掲	県庁舎安全確保・応急復旧マニュアル
	県庁舎の情報システムの確保に関すること	4	情報システム確保マニュアル
	災害対策本部の設置・運営に関すること	5	災害対策本部の設置・運営マニュアル
	現地災害対策本部の設置・運営に関すること	6	現地災害対策本部の設置・運営マニュアル
	災害対応従事者の食料・トイレ・寝具等、後方支援に関すること	7	災害対応従事者後方支援マニュアル
	職員の健康管理に関すること	8	災害時職員健康管理マニュアル
	職員の災害補償等に関すること	9	公務災害補償マニュアル
	災害情報の収集・伝達に関すること		
	通信施設等の機能確保に関すること	10	通信施設等の機能確保マニュアル
	災害情報の収集・伝達に関すること	11	情報収集・伝達マニュアル
	広域応援調整に関すること		
	自衛隊災害派遣要請に関すること	12	自衛隊災害派遣要請マニュアル
	国及び他の都道府県からの広域応援に関すること	13	広域応援受援マニュアル
	防災関係機関との調整に関すること		
	消防応援活動調整本部の活動に関すること	14	消防応援活動調整本部活動マニュアル
	消防防災ヘリの調整に関すること	15	消防防災ヘリコプター災害時運用マニュアル
	災害時の広報に関すること	16	災害時広報活動マニュアル
	災害対応の記録に関すること	17	災害対応記録マニュアル
災害時の県の財務管理に関すること	18	災害時財務管理マニュアル	
渉外対応に関すること	19	災害時渉外対応マニュアル(国内)	
災害時の外国人等への支援に関すること	20	災害時外国人等対応マニュアル	
市町村支援に関すること			
市町村の行財政等への支援に関すること	21	市町村行財政支援マニュアル	
災害救助法の適用に関すること	22	災害救助法適用マニュアル	

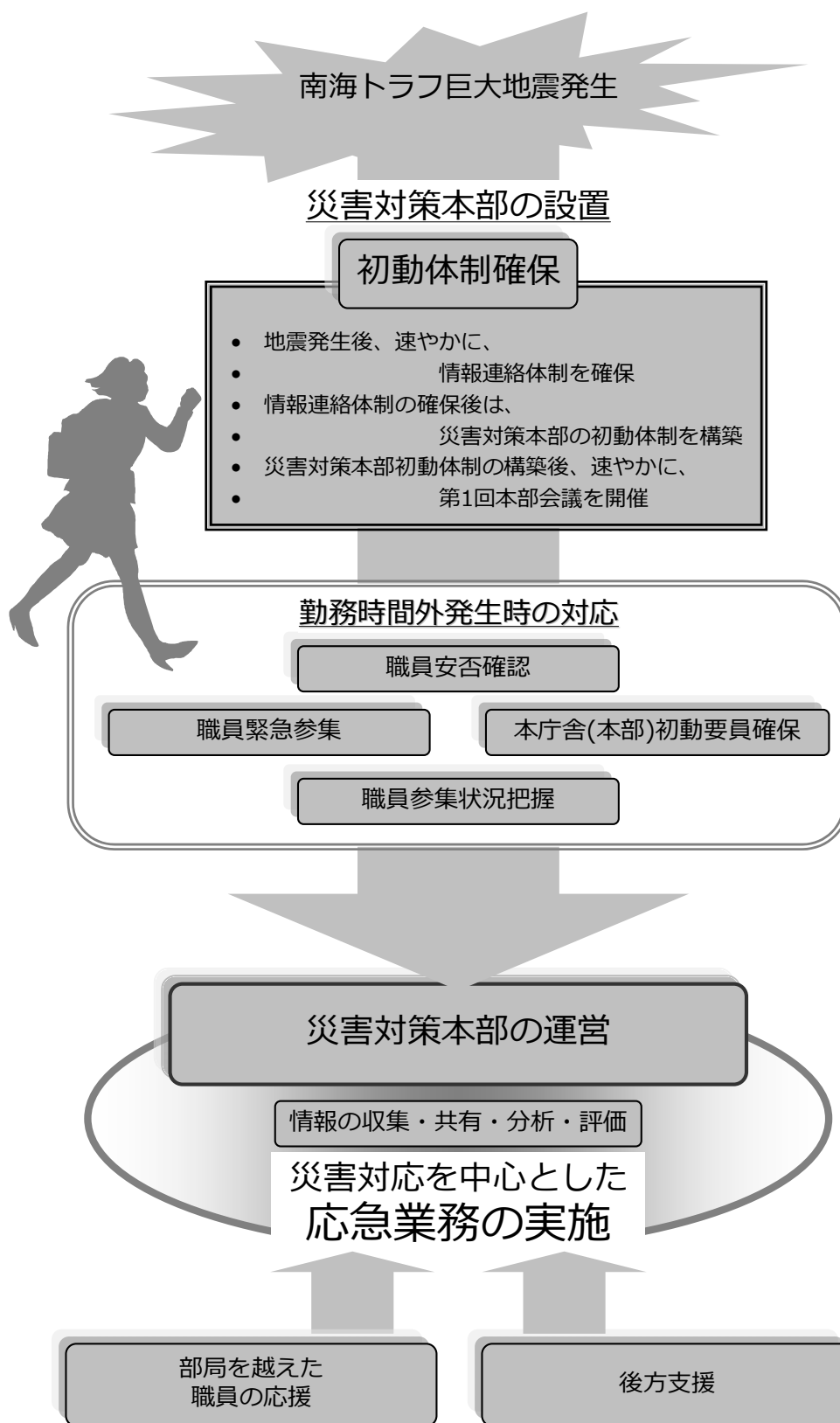
図表 6.2 個別災害対応業務実施マニュアル（統括司令室業務）一覧

#### (4) 第 1 回本部会議の開催

本部統括司令室は、災害対策本部の初動体制が構築された後、速やかに、第 1 回本部会議を開催できるよう準備する。開催場所は、原則として、県庁 3 階「防災・危機管理センター 本部会議室」とされているが、被害等の状況に応じ、「405 会議室（旧災害対策本部室）」で開催する場合もある。

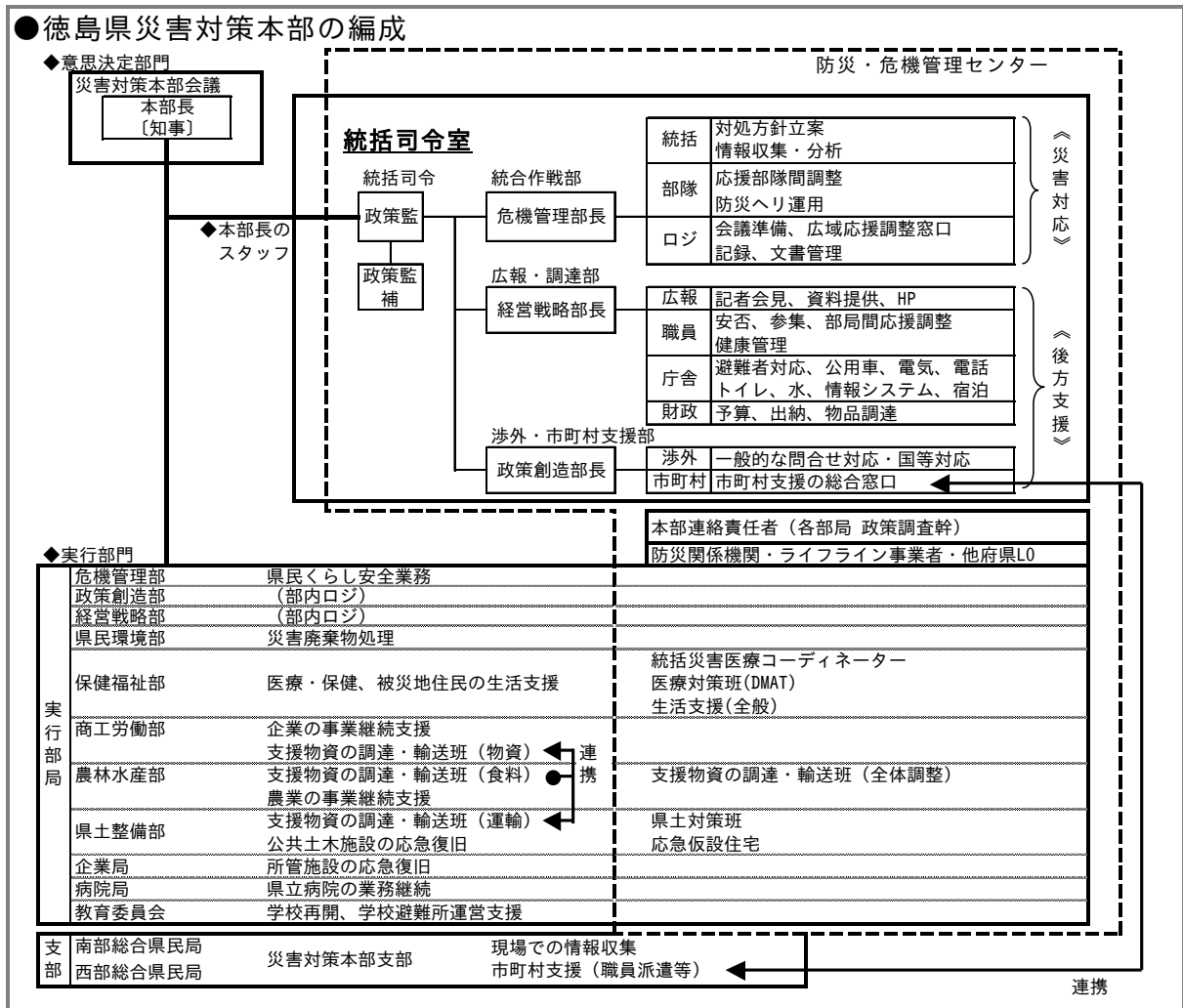
第 1 回本部会議では、南海トラフ巨大地震に対する対応方針の決定等を行うことから、災害対策本部に参画する本部員等は、本部会議の迅速な開催のため、地震発生後、本部統括司令室からの連絡を待つことなく、県庁 3 階「防災・危機管理センター 本部会議室」に参集する。

しかしながら、津波浸水等により本部員等が参集できない場合も考えられることから、こうした事態に備え、あらかじめ代理の者の出席等について各部内で調整しておく。



図表 6.3 南海トラフ巨大地震発生時の業務継続体制（災害対策本部体制）確保の流れ





図表 6.4 徳島県災害対策本部の編制図

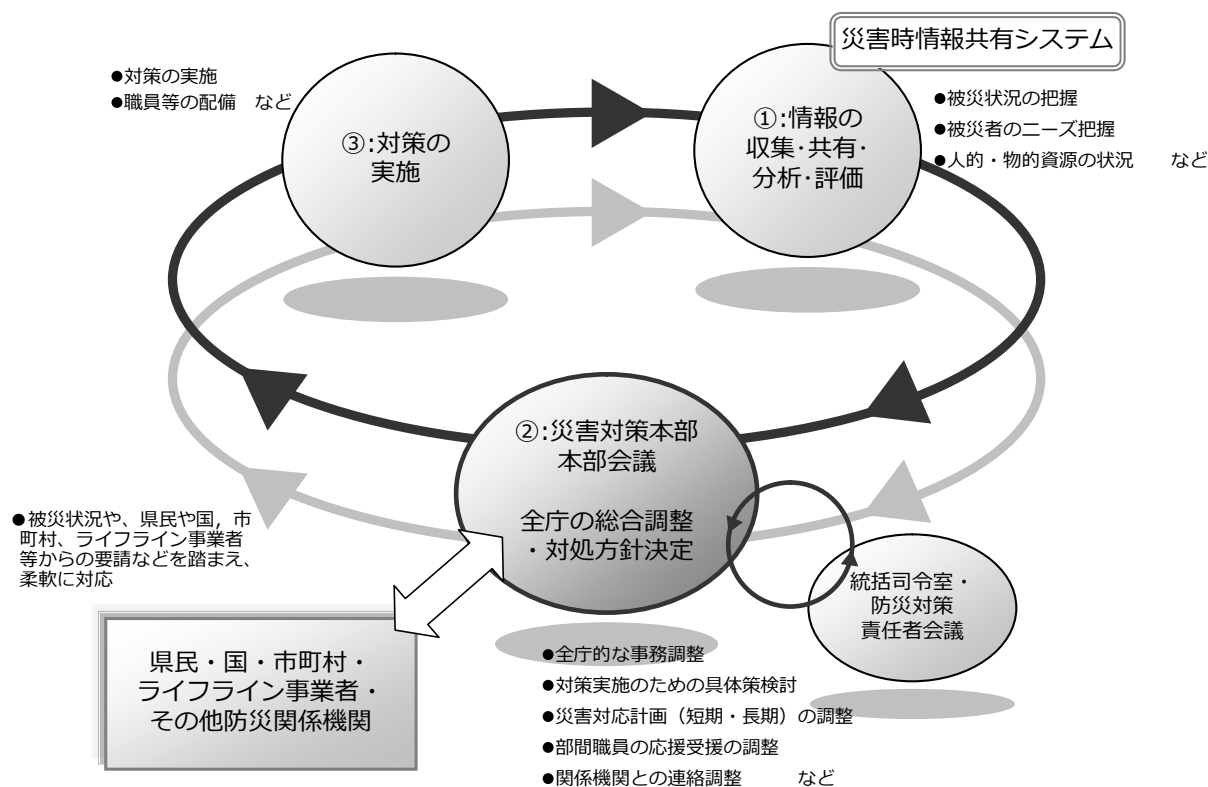
(2) 運営の基本サイクル

災害対策本部においては、概ね、次の3つのプロセスを順次行う（図表 6.5 参照）。

- ① 情報の収集・共有・分析・評価
- ② 本部会議（全庁の総合調整・対処方針決定）
- ③ 対策の実施

(3) 情報の収集・共有・分析・評価

災害対策本部では、災害情報共有基盤を活用し、情報の収集・共有・分析・評価を行う（詳細は後述する）。



図表 6.5 災害対策本部の基本行動サイクル

#### (4) 本部会議

本部会議（徳島県災害対策本部運営規程第6条）は、南海トラフ巨大地震対応のための県としての対処方針を決定する。

本部統括司令室は、地震発生後当分の間は、本部会議を毎日定期的を開催できるように調整する。ただし、発災直後や、被災状況等により特に協議すべき事項がある場合は、この限りではない。

また、本部統括司令室及び防災担当責任者会議（徳島県災害対策本部運営規程第7条・第9条）は、本部会議で決定した事項、その他の事務的な事項について全庁調整を行う。

#### (5) 対策の実施

各部・班及び本部統括司令室は、本部会議で決定された対処方針に基づき、それぞれが所管する対策を実施する。対策の実施にあたり、必要に応じ各班から、民間事業者等との協定に基づく協力要請を行うとともに、本部統括司令室統合作戦部ロジスティック班は、国や関西広域連合、鳥取県等への広域応援を要請する。

なお、全庁的な調整が必要な場合には、防災対策責任者会議等を通じ、調整を行う。

### 3 情報の収集・共有・分析・評価

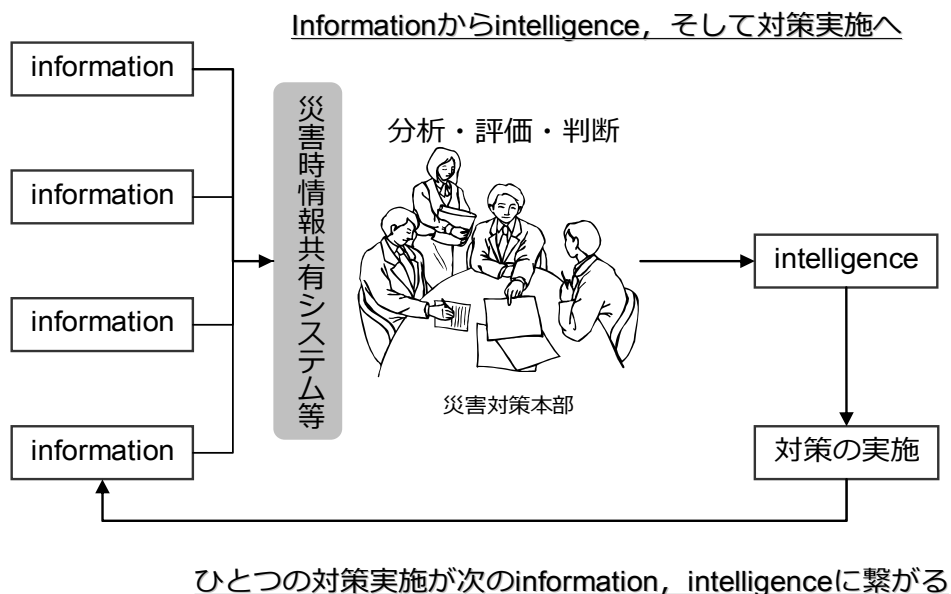
#### (1) 「災害時情報共有システム」の整備

災害発生時には、情報収集が全ての対応の出発点となる。この情報には、information と intelligence の 2 種類があり、information は単なる事実を、intelligence は必要性や信頼性の観点から分析・評価を加え、内容を判断した結果得られる情報を指す。

災害対策本部が、どのような対策を実施するか判断は、information（単なる事実）の収集だけでは困難であり、それらを分析・評価した intelligence に基づく必要がある。

図表 6.7 は、被災現場等から収集した様々な information に対し、災害対策本部による分析・評価・判断を加えて intelligence を生み出し、各種対策の実施に繋げるとともに、実施した対策が新たな状況を作り出し、新たな information となることを示したものであり、このようなサイクル（インテリジェンス・サイクルともいう）を意識的に作り出すことが重要である。

このように、情報収集・集約は当然として、収集した情報の分析・評価に一層力点を置き取り組む必要があるとの考え方に基づき、情報収集・集約作業の簡素化、情報の分析・評価体制の強化に向け、インターネット等を活用した災害情報共有基盤「災害時情報共有システム」が整備されている。



図表 6.6 災害対策本部のインテリジェンス・サイクル

#### (2) 「災害時情報共有システム」を活用した情報の流れ

「災害時情報共有システム」を活用した、南海トラフ巨大地震発生時の情報の流れは次のとおり（図表 6.7）。



### ① 発生源入力

本部内で被災情報の収集を行う各部・班、ライフライン事業者、市町村は、被災現場等からの各種情報を、「災害時情報共有システム」に入力する。

なお、入力する情報については、災害医療の現場で定式化されている、METHANE（メタン）報告フレーム等を活用する。

- M : Major incident : 大規模災害  
→ 災害が発生していることを宣言する。
- E : Exact location : 正確な発災場所  
→ 災害が発生している正確な場所を地図等により確認する。
- T : Type of incident : 災害の種類  
→ どのような種類の災害が発生しているのかを確認する。
- H : Hazard : ハザード・危険性  
→ 被害が拡大する危険性について確認する。
- A : Access : 到達経路  
→ 現場へ到達するための安全な侵入経路を確認する。
- N : Number of casualties : 負傷者数  
→ 負傷者数と負傷の程度を確認する。
- E : Emergency services : 緊急サービス機関  
→ 防災関係機関の参集状況と今後必要となる対応を確認する。

### ② 情報の分析・評価による対策の実施

本部統括司令室及び各支部は、「災害時情報共有システム」に入力された情報を共有するとともに、国や防災関係機関、広域応援要請先等からの情報を合わせ、情報の分析・評価を行い、必要な対策を実施する。

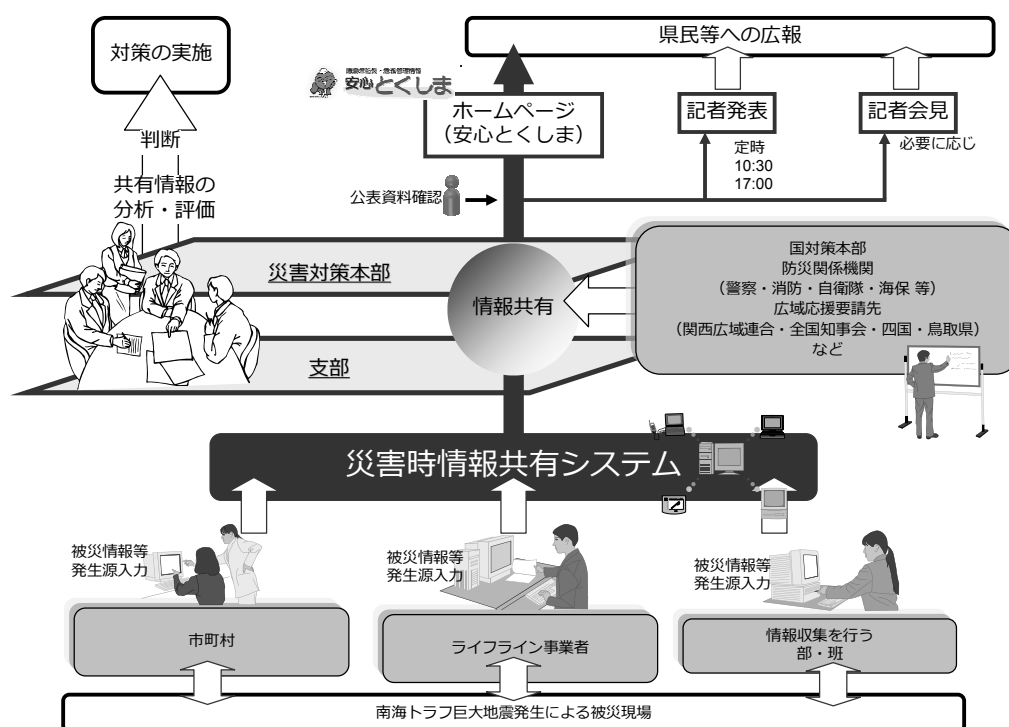
### ③ ホームページによる情報の提供

本部統括司令室広報・調達部広報班は、上記①での入力情報から生成される内容をもとに、定期的に県ホームページ（徳島県防災・危機管理情報「安心とくしま」）を通じ情報提供を行う。

### ④ 記者発表・記者会見

本部統括司令室広報・調達部広報班は、収集した情報を取りまとめ、マスコミ等に対し、定時（10:30 及び 17:00 の 2 回。徳島県災害対策本部事務局事務処理要領を参照。）に記者発表する。記者発表資料は、原則として、災害情報共有基盤の入力情報を出力したものを活用する。

なお、重大な被害が判明した場合等については、その都度、マスコミの側からホームページ情報を確認してもらうよう依頼するとともに、必要がある場合には、記者会見を行う。



図表 6.7 南海トラフ巨大地震発生時の情報の流れ

### (3) 情報の収集・報告

#### ア 被災情報の収集・報告時の留意点

電話等により被災情報の収集を行う者は、上記 METHANE（メタン）報告フレーム等を活用するとともに、情報入手時刻、相手方の所属・氏名を必ず記録する。

#### イ 本部統括司令室による情報収集

本部統括司令室は、図表 6.8 に掲げる事項等を中心に情報収集を行う。なお、地震発生後の情報収集を円滑に行うため、平常時から、情報の連絡手段や連絡項目等について、情報入手先と連絡体制の確保に向けて調整する。

また、本部統括司令室統合作戦部部隊運用班は、地震発生後速やかに、消防防災ヘリコプターを発進させ被災情報の収集を行う。その際には、津波浸水の被害状況を重点的に調査することとし、飛行経路については、事前に、県警察本部等、関係機関と運行調整を行う。

なお、徳島阿波おどり空港も津波浸水想定区域内に所在しているため、状況によっ

では、消防防災ヘリコプターの運航が困難な場合も想定される。こうした事態に備え、県では、四国他県との相互応援をはじめ、近畿2府7県及び関西広域連合とヘリコプター運航事業者6者による応援協定を締結しており、万一の場合には、これら関係機関のヘリコプターにより被災情報の収集を行う。

区分	収集する情報	主たる収集先
一般的概況	国の対応状況	政府対策本部、現地対策本部等（内閣府）
	被災状況	県警察本部
		陸上自衛隊第14旅団
海上自衛隊徳島教育航空群		
海上自衛隊第24航空隊		
徳島海上保安部		
ヘリテレによる情報収集	本部統合作戦部 部隊運用班	
気象情報	警報・府県情報、地震情報、震度情報、余震情報	徳島地方気象台
一般住民被害	人的被害	市町村
	家屋被害	
	避難状況	
	災害対策本部設置	
道 路	県管理道路	本部県土整備部 公共土木対策班
	国管理道路	徳島河川国道事務所
	高速道路	西日本高速道路（株）四国支社
	高速道路	本州四国高速道路（株）鳴門管理センター
公 共 交 通	鉄道	本部県土整備部 公共土木対策班
	バス	
	海路	
	空路	
ライフライン	電気	四国電力（株）
	水道	本部危機管理部衛生班
	ガス	四国瓦斯（株）
	電話	NTT西日本（株）
	携帯電話	各通信事業者
河 川	堤防・ダム被害	本部県土整備部 公共土木対策班
土 砂 災 害	土石流	本部県土整備部 公共土木対策班
	地すべり	本部農林水産部 救援物資調整班
	がけ崩れ	
上記以外の公共施設等	県立病院	本部病院部 病院班
	災害拠点病院	本部保健福祉部 避難者支援班
	公共土木施設	本部県土整備部 公共土木対策班
		本部農林水産部 救援物資調整班
	公立学校施設	本部教育部 教育総務班
	公営住宅施設	本部県土整備部 公共土木対策班
	生活保護施設	本部保健福祉部 避難者支援班
	児童福祉施設	
	老人福祉施設	
	身体障害者更生援護施設	
知的障害者更生援護施設		
婦人保護施設		

注) 「本部保健福祉部 避難者支援班」「本部農林水産部 救援物資調整班」「本部県土整備部 公共土木対策班」「本部教育部 教育総務班」は、それぞれ各部局内の被害状況・情報等の収集・取りまとめを所管している

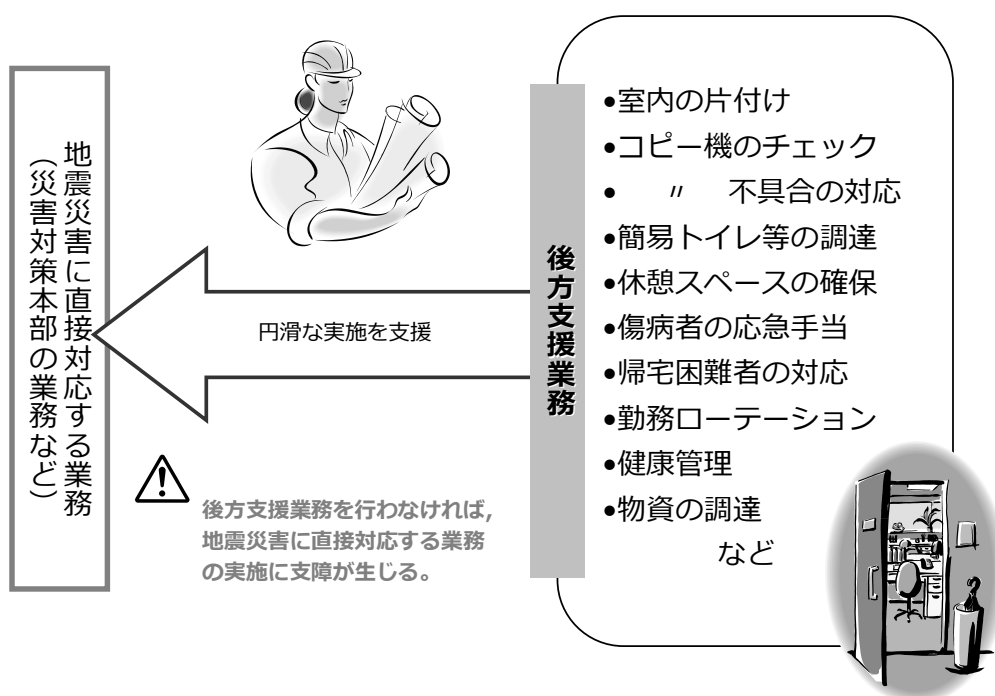
図表 6.8 本部統括司令室で把握すべき主な情報と入手先

#### 4 後方支援業務

##### (1) 後方支援業務の必要性

南海トラフ巨大地震が発生した場合には、災害対策業務等を実施するために必要な環境を整備するため、室内の片付け、コピー機のチェックや不具合の対応、傷病者の応急手当、帰宅困難者の対応、さらには、職員の持続可能な勤務のための措置、簡易トイレ等の調達、休憩スペースの確保、物品の調達など、地震に直接対応する業務ではないが、それらを実施するために必要な支援業務を行う必要がある。

これらの「後方支援業務」を怠ると、災害対策本部の業務など、地震に直接対応する業務に支障が生じる（図表 6.9）。



図表 6.9 後方支援業務の必要性

##### (2) 執務環境及びスペースの確保

本部統括司令室統合作戦部ロジスティック班、及び本部統括司令室広報・調達部庁舎管理・財務班は、会議室や共用スペース等の片付け、コピー機のチェック・不具合の対応、簡易トイレ等の調達、休憩スペースの確保等を行う。

##### (3) 帰宅困難者等への対応

###### ア 職員への対応

本部統括司令室広報・調達部庁舎管理・財務班は、帰宅困難な職員の休憩・仮眠のため、会議室等（職員会館含む）のスペースを確保する。

#### イ 避難者の受入（来庁者への対応）

県は、平成25年12月2日、徳島市と「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書」を締結、本庁舎の2階及び5階～10階のエレベーターホール及び廊下は、避難者の一時避難受入施設となっている。

また、本庁舎以外の庁舎においても、次のとおり津波避難ビルとしての指定を受けている。

名称	所在地
本庁舎	徳島市万代町1丁目1番地
南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46
南部総合県民局美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1
南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎（阿南保健所）	阿南市領家町野神319

このほか、徳島県職員会館や県職員住宅、県営住宅なども指定されている。

図表 6.10 県庁舎の津波避難ビルの指定状況

このため、南海トラフ巨大地震発生時には、近隣に居住する県民が避難してくることが想定される。また、勤務時間中に地震が発生した場合には、来庁されていた県民の方がそのまま避難することも考えられる。

こうしたことから、本部統括司令室広報・調達部庁舎管理・財務班は、被災した県民の避難受入に向けた対応を実施する。その際、来庁者には、次の事項等を依頼する。

- 庁舎内の移動は最低限に留めていただくこと。
- 状況が落ち着いた後は、自宅又は避難所へ移動していただくこと。

#### (4) 負傷者の援護

職員は、負傷者が発生した際に、その付近に居合わせた場合には、救命、悪化防止、苦痛軽減等のため、救急・救命措置、応急手当など、必要な処置を速やかに行う。

本部保健福祉部避難者支援班は、県庁診療所とともに、緊急に手当が必要な負傷者や急病人の医療機関への搬送、緊急性の低い軽傷者への応急手当を行うとともに、他の帰宅困難者とともに退避場所へ誘導する。

#### (5) 職員の持続可能な勤務のための措置

本部統括司令室広報・調達部職員班は、勤務ローテーションの構築・徹底、及び勤務交替時の申し送りの徹底といった特定職員への過負荷を防止するための措置を講じる。

また、職員の健康状態のチェックを行うとともに、徳島県職員生活協同組合に対し食堂・売店によるサービス提供を依頼する。

## (6) 物資等の調達

本部統括司令室広報・調達部庁舎管理・財務班は、必要な物資等の調達について、「非常時優先業務」を実施する各所属で直接調達することが適当な場合は、執行委託等、調達の迅速化措置を講ずる。

また、各所属が実施する「非常時優先業務」に必要な予算調達を行うとともに、「大規模災害時公金安定供給アクションプラン」に定められた対応手順等に基づき、指定金融機関との連携のもと、会計処理の円滑な実施を図る。

## 5 災害対策本部・支部の連携

## (1) 災害対策本部支部の設置

南海トラフ巨大地震発生時には、災害対策本部の設置と併せて、各支部も同時に設置される。災害対策本部及び各支部の設置場所及び所管区域は、図表 6.11 のとおりである。

名称	設置場所	所管区域
災害対策本部	本庁舎	県下全域
東部支部	東部県土整備局	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市 勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町 松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
南部支部	南部総合県民局	阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町
西部支部	西部総合県民局	美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

図表 6.11 災害対策本部・支部の設置場所

## (2) 各支部の状況

東部・南部・西部の各支部は、本部の初動体制の確保とあわせ、可能な限り情報連絡体制等を確保するとともに、本部の動きと連携し、所管区域内での様々な対策や応急業務等を実施する。その際、それぞれの支部が設置される庁舎や所管する区域では、次のような状況を踏まえる必要がある。

## ア 東部支部の状況

## ① 地域の被害想定

- ・ 本庁舎所在地である徳島市等の沿岸地域から、及び県中央部の山間地域まで、5市9町1村の広大な地域を所管。

- ・ 沿岸部には津波浸水の到来を想定。
- ・ 徳島市や小松島市では震度7の区域が多い平野部に建物や人口が集中し、揺れによる建物被害、人的被害が多数発生。
- ・ 鳴門市や松茂町などの沿岸部は、高台のない平野部が広く、津波による被害が多数発生。

## ② 庁舎・職員の状況

- ・ 管内に所在する庁舎の多くは津波浸水想定区域内に所在し、初動職員の参集が困難な状況が発生。
- ・ 「自治研修センター」「防災センター」「吉野川合同庁舎」には、本部初動要員を含め、初動期から100名を超える職員が参集。
- ・ 「防災センター」は、「応急物資等の備蓄・集配拠点」として、各種資機材をはじめ、災害対策要員向けの3日間分の食糧・飲料水を備蓄。
- ・ 「自治研修センター」は、県職員・市町村職員の資質向上を図る研修施設として、100名を越える職員が一同に参集できる講堂や会議室を備える。一方、現時点では、自家発電装置や防災行政無線等は整備されておらず、こうした機器の整備を進める必要がある。

## ③ 活動の状況

- ・ 参集職員と、災害対策本部・支部との連携を円滑に図り、各職員が非常時優先業務を円滑に実施できる体制を構築することが重要。
- ・ 「防災センター」は、備蓄物資・資機材のほか、県外から受け入れた応急支援物資等の荷捌き・集配拠点として機能。
- ・ 「自治研修センター」は、本部統括司令室広報・調達部職員班と連携し、職員の安否確認の実施、及びその後の庁舎や避難所等への職員派遣に向けた調整など、職員の参集拠点として機能。

## イ 南部支部の状況

### ① 地域の被害想定

- ・ 所管区域である1市4町は、那賀町を除き県南部の海岸線に面し、津波の到来による被害が発生。
- ・ 特に海部郡3町は、極めて短時間で津波が到達し、多大な被害が発生。

### ② 庁舎・職員の状況

- ・ 「南部総合県民局阿南庁舎」や「南部総合県民局美波庁舎」は、津波浸水想定区域内に所在し、初動職員の参集が困難な状況が発生。
- ・ 特に「南部総合県民局美波庁舎」は最大津波浸水深が2.0~3.0mと想定される状況であり、本部初動要員や近隣に居住する職員など、津波浸水到達前に庁舎に

参集した職員による、初動体制確保が必要。

- ・ 海陽町の「まぜのおか」に、平成 22 年 5 月に開館した「県立南部防災館」は、平常時より資機材や備蓄品を保管しており、災害時には応急物資の荷捌きや集配を行う「備蓄・集配室」、大規模災害発生時に県外からの災害対応応援要員や関係機関等が意見交換等を行う「災害対策活動室」、徳島県総合情報通信ネットワークシステムによる防災行政無線機器を整備。

### ③ 活動の状況

- ・ 「南部総合県民局阿南庁舎」「南部総合県民局美波庁舎」の両庁舎間の情報伝達体制を早急に確保し、両庁舎連携のもと非常時優先業務にあたる必要がある。
- ・ 「南部防災館」は、「南部支部」における物的・人的支援の活動拠点として機能。

## ウ 西部支部の状況

### ① 地域の被害想定

- ・ 所管区域である 2 市 2 町は、県西部の山間部に位置しており、津波浸水による影響はない。
- ・ 震度分布も震度 6 弱の面積が広く、液状化危険度の高い地域も少ないなど、南海トラフ巨大地震による被害は、他地域と比較すると小さい状況。

### ② 庁舎・職員等の状況

- ・ 南海トラフ巨大地震発生初動時も、「西部総合県民局美馬庁舎」へ約 80 名の職員が参集する見込みであり、東部支部・南部支部の状況と比べ、比較的円滑に、支部の初動体制を確保することが可能。
- ・ 「西部総合県民局美馬庁舎」は「本庁舎」の代替施設の一つであり、施設の機能強化を含めた整備が必要。
- ・ 西部支部の管轄区域内には、被害が比較的少ないとされる香川県や岡山県などの本州地域と結ばれる高速道路のインターチェンジが所在。

### ③ 活動の状況

- ・ 県東部地域が津波浸水等の大きな被害を受けている場合や、京阪神地域にまで大きな被害が及んだ場合の「物的支援」「人的支援」の受入拠点として、南部支部や東部支部の復旧・復興に向けたバックアップ体制を担う。
- ・ 応急物資の荷捌きや集配等を行う活動拠点として、「西部総合県民局美馬庁舎」の近隣に位置する「美馬野外交流の郷（四国三郎の郷）」などを活用。

## (3) 本部・支部の連携等

災害対策本部・支部のいずれも、職員参集をはじめとした様々な課題を抱えていることから、「非常時優先業務」を円滑に実施していくためには、それぞれの連携を強化し、



状況に応じた応急・復旧活動に携わることが必要であり、次のような取組を実施する。

- 「物的支援」について、「防災センター」を核に、県内外からの支援物資の荷捌き・集配を行い、南部支部では「南部防災館」、西部支部では「美馬野外交流の郷」などを拠点に、各市町村の集配拠点等を通じ各地域の避難所等へ配分。
- 「防災センター」が周辺道路の浸水被害等により物資の集配が困難な場合には、県外から送られてくる支援物資を「美馬野外交流の郷」などへ集積し、南部支部等へ配送するなど、被害の実情を踏まえた対応を実施。

また、南部支部は津波により深刻な被害が発生する地域を所管するとともに、参集可能職員数も限定されていることから、本部・支部の垣根を越えた支援を行う必要がある。

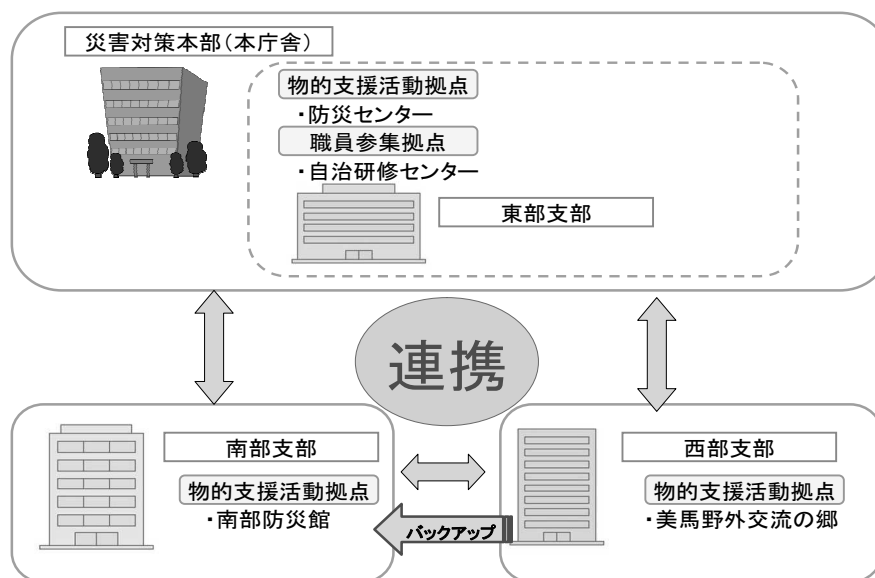
こうした状況を念頭に、西部支部は管内の2市2町とともに、南部支部管轄区域をはじめとする、西部支部の管轄区域外の市町村からの被災者の受入に向けて、「災害時における広域避難受入計画」を策定している。

このほか、応援職員を南部支部へ派遣する必要性の発生も想定され、本部統括司令室広報・調達部職員班を中心に、本部・支部の業務実施状況等を踏まえた全庁的な調整を行う。なお、その再には、移動経路・移動手段・参集場所・業務実施場所などにおける職員の安全確保にも配慮する。

加えて、災害対策本部・支部の連携に留まらず、県と市町村との連携も必要であり、県では、「徳島県職員災害応援隊」として「災害時市町村派遣チーム」の職員を、震度6弱以上の地震が観測された市町村や「徳島県大津波」の津波警報が発表された沿岸市町村等に、地震及び津波の発生後速やかに派遣することとしている。

また、平成25年4月に締結された「徳島県及び市町村の災害時・相互応援協定」においても、県と市町村における応援・受援関係の構築に向け、次の事項が定められている。

- 応急対策に必要な職員の派遣や、食糧、飲料水、生活必需物資の提供
- 避難や収容のための施設の提供や、被災児童、被災生徒などの一時受入れ
- 救護や医療、防疫に必要な資機材や物資の提供 など



図表 6.12 災害対策本部・支部の連携イメージ

## 6 部局を越える職員の応援

### (1) 実施手順

#### ア 知事部局内の応援

本部統括司令室広報・調達部職員班は、次の手順により、部局を越える職員の応援を行う（図表 6.13）。

#### ① 応援の要請

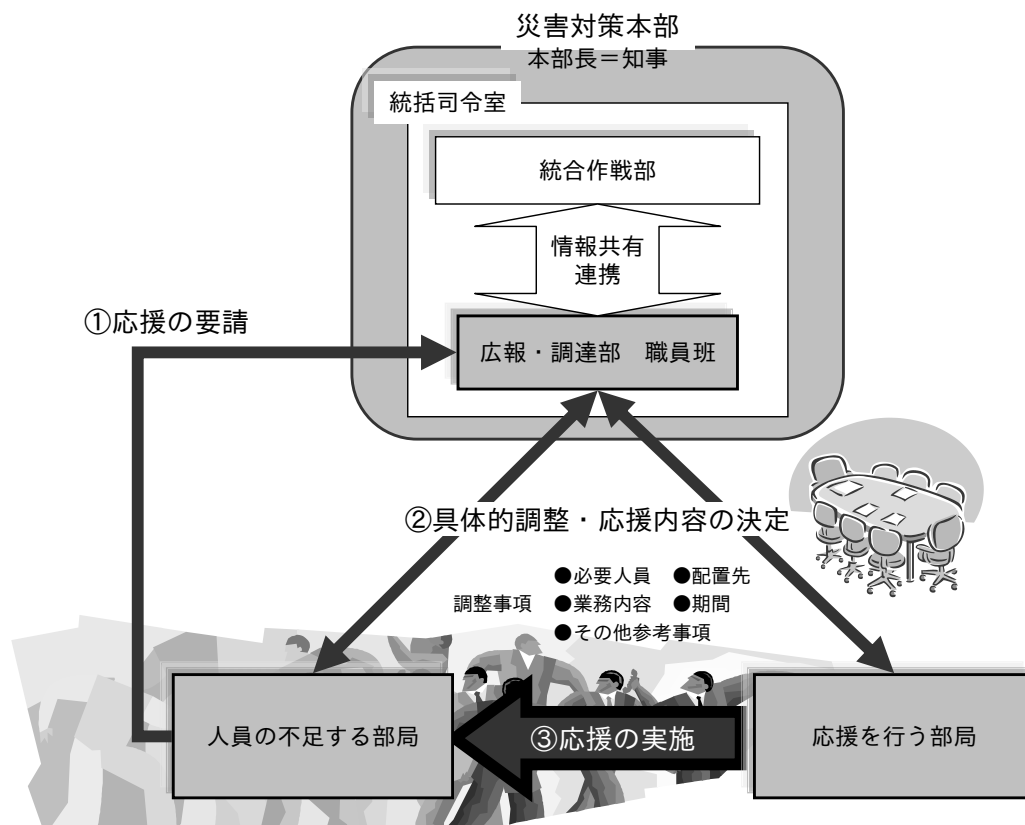
各部局主管課は、部局内の人員の不足により非常時優先業務が実施できない場合（実施できなくなる可能性のある場合を含む）には、本部統括司令室広報・調達部職員班に対し、部局を越える職員の応援の要請を行う。

#### ② 具体的調整・応援内容の決定

本部統括司令室広報・調達部職員班は、応援を行う部局を選定し、応援を行う部局の主管課と人員の不足する部局の主管課との間で、必要人員・配置先・業務内容・期間等の事項について具体的に調整し、応援内容を決定する。

#### ③ 応援の実施

応援を行う部局は、決定された応援内容に基づき、職員の応援を実施する。



図表 6.13 部間の職員応援の実施手順

#### イ 知事部局以外との応援

知事部局と任命権者が異なる企業局，病院局，教育委員会や諸局との間で職員の応援を行う際には，上記手順を参考に，それぞれの人事担当部署間での調整を行う。

そのため，これらの人事担当部署は，平常時から，南海トラフ巨大地震発生時の職員の応援に関し，その調整方法や手順について確認する。

#### (2) 職員の応援実施のための平常時の取組

##### ア 各部局主管課での取組

各部局主管課は，部局を越えた職員の応援の要否を判断できるよう，平常時から，次の事項について手順確認や調査を行うとともに，各部局の「非常時優先業務」実施に向けた部局としての応援体制の整備を行う。

- 職員の安否確認
- 職員の参集状況の把握
- 参集可能職員数の概数の把握

## イ 所属での取組

南海トラフ巨大地震による津波浸水のため、特に地震発生後初動期において、沿岸部の庁舎への各職員の参集が困難な状況が想定される。このような状況の中で、各部局において「非常時優先業務」を円滑に実施するには、所属の枠に縛られず、部局内での応援はもとより、他部局や広域応援職員等の受入による対応を行う必要があることから、応援職員の受入態勢の確保に向け、次の取組を進める。

- 応援職員用の業務マニュアルやアクションカード等の作成
- 職員の受入・指導担当者の選定

## 7 広域応援受入体制の確保

### (1) 災害時相互応援協定

東日本大震災や阪神淡路大震災等の教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震を始めとした大規模災害の発生に備え、様々な相互応援協定を締結している（図表 6.14）。

これらの協定締結先との連携を深めるとともに、円滑な連携・支援のためにお互いの地理情報・業務情報などの事前交換、応援が必要な業務内容や受入時期等に関する事前検討などを通じ、それぞれの協定にもとづく、より具体的な応援受援計画を整備する。

協定の名称	協定締結日	協定締結相手方
危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定	H19.2.5	香川県, 愛媛県, 高知県
中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	H24.3.1	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 香川県, 愛媛県, 高知県
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	H24.10.25	福井県, 三重県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 関西広域連合
鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定	H23.11.18	鳥取県
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	H24.5.18	全国都道府県
徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	H25.4.5	県内全市町村

図表 6.14 災害時相互応援協定（主要なもの）

## (2) 実施手順等

災害時相互応援協定にもとづく広域応援の実実施手順は、概ね次のとおり。

## ① 応援協定に基づく支援の要請

- ・ 本県の被災状況
  - ・ 県側の緊急連絡窓口
  - ・ 相手方の緊急連絡窓口
- } などの伝達・確認

## ② 広域応援調整窓口の設置

- ・ 統合作戦部ロジスティック班に「広域応援調整窓口」を設置
- ・ 物的支援や人的支援等、支援内容に応じ、「広報・調達部職員班」「渉外市町村支援部市町村支援班」「救援物資調整班」等と連携
- ・ 広域応援に係る総合調整が可能な体制を確保

また、東日本大震災や阪神淡路大震災等の例を踏まえれば、南海トラフ巨大地震の発生時には、こうした協定に基づく支援以外に、協定等未締結の自治体（市町村含む）から応援職員が派遣されて来るとも予想される。

こうした応援職員を有効に活用し、災害対応に必要な人員を確保することが、業務を継続していく上で有効なことから、「応援は来るという前提」のもと、事前に受入体制の整備を進める。

## 8 民間事業者等との連携

## (1) 災害発生時に備えた民間事業者等との協定

また県では、南海トラフ巨大地震が発生した場合に備え、県民生活を早期に安定を図るため、様々な分野の民間事業者等と相互応援協定を締結している。その内容は多岐にわたっているが、一例として次のようなものがある。

- 医療救護に関する協定
- 応急仮設住宅の建設に関する協定
- 食糧・飲料水・生活必需物資の調達に関する協定
- 緊急救援輸送に関する協定
- 廃棄物処理等の協力に関する協定

## (2) 実施手順等

民間事業者等との協定を稼働させる際には、それぞれの協定及び細目協定等の内容を踏まえ、協定の締結相手方へ、協力依頼内容を伝達する。

そのため各部局においては、実際の発災時に円滑に協力依頼が行えるよう、平常時から、次のような内容を適宜確認するとともに、訓練等を通じ、連携に向けた意思疎通を図る。

- 協定の目的や協力内容、協力要請手順
- 協定窓口担当者の部署・氏名や連絡手段
- 発災時における各部局の災害対応業務の内容や意思決定手順 など

また、災害時の応援協定を締結している民間事業者等も、県と同様に、南海トラフ巨大地震により被災し、人員や資源等に制約は発生するおそれがあることから、県は、事業者それぞれの業務継続に向けた取組の推進を支援する。

## 9 その他、非常時優先業務実施時の留意点

### (1) 職員の交替制

地震対応は長期にわたることから、各所属は、職員の健康管理に留意するとともに、非常時優先業務が集中する場合には、交代制により勤務できる体制を整え、業務がどれほど集中しても、帰宅しない日が3日を超えて勤務することのないよう留意する。

なお、勤務時間が終了した職員は基本的に帰宅するものとし、帰宅が困難な場合には庁内の休憩・仮眠スペースで休養を取るなど、体調管理に努める。

### (2) 管理職が不在の場合の意思決定

南海トラフ巨大地震発生時においても迅速かつ責任をもった業務の遂行を図るためには、指揮命令系統が確立されていることが重要となる。

各所属は、課長以上の管理職にある者が、死傷等の事情により不在となった場合にも、次の考え方にに基づき、適切に意思決定を行えるよう体制を確保する。なお、職務の代行については、徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）に定める代決順位により行う（図表6.15）。

- 平常時から、管理職の権限を確認し、意思決定権者が不在の場合には、遅滞なく、代決権者が代決する。

決裁権者の区分		第一順位者	第二順位者
知事		副知事(特定事案(第三条第二項各号に掲げるものを除く。)にあつては、政策監)	主務部長、監察局長又は会計管理者(特定事案(第三条第二項各号に掲げるものに限る。)にあつては、政策監及び主務部長とし、政策監、主務部長の順序により代決するものとする。)
会計管理者		出納局長	出納局副局長
部長	部	副部長(部に二人以上の副部長が置かれているときは、部長が指定する副部長)	主務課長
	副総局長が置かれている総局	主務総局長	副総局長
	副総局長が置かれていない総局又は局	主務局長等	次長(次長が置かれていない総局又は局にあつては、主務課長)
総局長	副総局長が置かれている総局	副総局長	主務課長
	副総局長が置かれていない総局	次長	主務課長
統括本部長		副統括本部長	
局長		主務課長	
本部長	本部(県立総合大学校本部を除く。)	副本部長(本部に二人以上の副本部長が置かれているときは、本部長が指定する副本部長)	
	県立総合大学校本部	副本部長	副課長
課長	課	副課長	
課内室長		副室長(副室長が置かれていないときは、課長が指定する職員)	
出納局会計課出納室長		出納局会計課長が指定する課長補佐	
本庁構成機関の長	本庁構成機関の長の補佐職が置かれている本庁構成機関	本庁構成機関の長の補佐職(本庁構成機関に二人以上の補佐職が置かれているときは、本庁構成機関の長が指定する補佐職)	副課長
	本庁構成機関の長の補佐職が置かれていない本庁構成機関	本庁構成機関の長が指定する職員	
支所長	支所長の補佐職が置かれている支所	支所長の補佐職	
	支所長の補佐職が置かれていない支所	支所長が指定する職員	
センター内課長	センター内課長の補佐職が置かれているセンター内課長	センター内課長の補佐職	
	センター内課長の補佐職が置かれていないセンター内課長	センター内課長が指定する職員	
東部各局の長		東部各局の長が指定する副局長	東部各局の長が指定する職員
東部各局の副局長等		東部各局の長が指定する職員	
総合県民局の長	部	副局長	総合県民局の主務部長又は総合県民局の長が指定する職員
	室	副局長	主務室長
総合県民局の部長等		総合県民局の当該部長が指定する職員	
総合県民局の室長		総合県民局の当該室長が指定する室長補佐	

図表 6.15 徳島県事務決裁規程等における各決裁権者の代表権者及び代決順位(抜粋)

## (3) 行事や催し物の延期・中止

各所属は、南海トラフ巨大地震発生時には、予定している行事や催し物の延期又は中止を速やかに決定し公表する。

## (4) 個々の職員の業務継続への取組

各職員のひとつひとつの取組が、ひいては県全体の業務継続につながることを十分に意識することが極めて重要である。このため、職員一人一人が次のような取組を行うよう努める。

- ① 南海トラフ巨大地震発生時の自身、家族の行動を十分シミュレーションし、庁舎への参集や避難活動が円滑に行えるよう、「いざ発災」に備えた事前準備を行う。

- ② 地震発生時における、住居・家族等の被害を軽減するよう、住宅の耐震化や、家具の固定等を行う。
- ③ 参集時等に必要となる物資、例えば、がれき等が散乱する中を帰宅する際に長時間歩くための靴（スニーカー）や、3日分程度の食料・飲料水等について、職場あるいは住居に備蓄するとともに、参集の際に持参する。
- ④ 担当している非常時優先業務で使用するパソコンのデータ等は、自身が使用しているパソコンのローカルファイルのみに保存するのではなく、使用するパソコンが異なる場合にも作業できるよう、必ず、県庁ファイルサーバにも保存する。  
また、重要なファイル等については、県庁ファイルサーバへの接続に支障が生じた場合でも対応可能となるよう、バックアップを保管するとともに、業務の実施に必要な最低限の様式等については、紙ベースで出力し保管するなど、全てをICTに依存するのではなく、情報システムが被害にあった場合にも備える。

## 10 本庁機能の代替施設について

### (1) 代替施設の必要性

本庁舎は、災害対策本部を設置し、本県災害対応の拠点となる施設であることから、津波浸水対策をはじめ、万一の場合に備えた庁舎機能の強化・維持対策が実施されている。

しかしながら、庁舎自体の機能は維持・確保できたとしても、周辺の浸水状況や被害状況によっては、アクセス経路の確保が困難な場合など、予見できない不測の事態の発生により、本庁舎への災害対策本部の設置が困難な場合も考えられる。このような場合に備え、本庁舎の代替施設をあらかじめ定める必要がある。

### (2) 災害対策本部設置に必要な庁舎機能

災害対策本部を設置する庁舎に求められる条件として、次のような内容が挙げられる。

- 県としての意思決定権者（知事・副知事・政策監のいずれか）が参集していること、あるいは、意思決定権者と密に意思疎通が図れること。
- 災害対策本部の運営に必要な職員が参集していること。
- 外部との通信手段（電話、Mail、FAX、防災行政無線等）が確保されていること。
- 災害対応のための応急業務を実施するための活動スペースが確保されていること（自衛隊・消防等の災害対策本部に参集する外部機関の活動スペースを含む）。
- 職員や外部機関（自衛隊・ライフライン事業者、関西広域連合や応援府県等）が参集できる経路が確保されていること、又は、外部機関等と意思疎通が図れる通信手段が確保されていること。



なお、代替施設への移管に際しては、これらの機能が同一の庁舎で確保されることが望ましいが、本庁舎の面積・勤務職員数に類する規模の庁舎は他にはないことから、災害対策本部機能全体を一箇所に移管するのではなく、複数の庁舎に機能を分散し移管するとともに、それぞれの庁舎間において、必要な情報の伝達・意思疎通を密に行い、連携により体制を確保する状況も想定される。

### (3) 本庁舎の代替施設

地震・津波被害により、災害対策本部を本庁舎に設置できない場合の代替施設として、次の2施設を設定する。

- (第一順位) 防災センター
- (第二順位) 西部総合県民局美馬庁舎

#### ア 防災センター

「防災センター」は、平常時には、県民等の防災に関する体験学習・研修の場として、また、消防職員・消防団員の教育訓練の場として利用されている。

これらの施設は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合に備え、「災害対策本部の補完」「防災関係者・緊急消防援助隊の活動拠点」「応急物資等の備蓄・集配拠点」等の機能を備えている。

これらの特性を踏まえ、「本庁舎」に災害対策本部を設置できない場合には、まずは、「防災センター」に災害対策本部を設置する。

#### イ 西部総合県民局美馬庁舎

「西部総合県民局美馬庁舎」は、

- 南海トラフ巨大地震発生時においても津波浸水の影響が及ばないこと。
- 災害対応の指揮が執れる部長級職員が所在していること。
- 防災行政無線などの通信機器が整備されていること。

などを考慮し、災害対策本部を「本庁舎」又は「防災センター」に設置することが困難な場合、「西部総合県民局美馬庁舎」に災害対策本部を設置する。

その際、西部総合県民局は、南海トラフ巨大地震発生時には、次の手順により、災害対策本部業務を実施する。

- ① 西部総合県民局は、南海トラフ巨大地震発生時には、西部総合県民局長を支部長とする災害対策本部支部体制を直ちに確立させる（徳島県災害対策本部運営規程第14条・第15条）。

② 西部総合県民局は、次のような場合には、自らの判断で「西部総合県民局美馬庁舎」に災害対策本部を設置し、国や関係機関との連絡・調整など、災害対策本部業務を開始する。

- 「本庁舎」及び「防災センター」に災害対策本部の設置ができない旨の連絡を受けた場合。
- 地震発生後 30 分以上、「本庁舎」又は「防災センター」に災害対策本部が設置されたことの確認が取れない場合。

③ 西部総合県民局は、「本庁舎」又は「防災センター」において、災害対策本部設置が可能となった場合には、それらの庁舎に災害対策本部業務を引き継ぐ。

(4) 本庁舎以外の庁舎の代替施設の検討

本庁舎以外の庁舎についても、不測の事態に備え、業務継続体制を確保するため、防災機能強化に努めるとともに、代替施設の検討を進める。

---

---

## 第7 庁舎機能等の維持

---

---

### 1 非常時優先業務実施のための庁舎機能の維持

非常時優先業務を実施するためには、職員参集、災害対策本部運営などの業務継続体制が確保されているだけでなく、電力、電話、防災行政無線、飲用水、トイレ、消耗品等の庁舎機能が維持されている必要がある。

各庁舎での南海トラフ巨大地震発生時の機能維持のために必要な資源の確保状況は、図表 7.1 のとおりである。非常時優先業務の実施に資源が不足する場合には、中長期的な確保対策を検討するとともに、短期的な対策として当面実施可能な補強・代替手段を検討することが必要となる。

このため、災害対策本部を設置する本庁舎を中心に、必要となる庁舎機能等の維持について整理する。また、本庁舎以外の庁舎においても、必要な資源確保のための取組を進める。

### 2 災害対策本部の活動スペースの確保

#### (1) 「防災・危機管理センター」の整備

南海トラフ巨大地震発生時には、自衛隊や消防・ライフライン事業者等の防災関係機関、さらには国の機関や、広域応援のため関西広域連合や鳥取県をはじめとする応援自治体など、多数の機関・職員が集結し活動する。

このため、県では、平成 25 年 1 月、防災活動の中核機関となる災害対策本部を設置する本庁舎に、災害対策本部室及び防災機関活動室を備えた「防災・危機管理センター」を整備した。

「防災・危機管理センター」は、平常時には会議室等として使用していることから、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合には、速やかに災害対策本部としての初動体制を確保する必要がある。

危機管理部では平常時から、大規模災害が発生した場合の災害対策本部初動体制の確保に向け、「防災・危機管理センター」の電話、防災行政無線、パソコン、プリンタ、全庁ネットワーク及び大型ディスプレイ等の機器について、定期的に点検・整備を行うとともに、これらの機器について、危機管理部職員や本庁舎初動要員等の誰もが設営できるよう、その操作方法についてマニュアル等に基づき、研修・訓練を実施する。

	本庁舎	徳島 合同庁舎	鳴門 合同庁舎	吉野川 合同庁舎	東部県土 整備局 徳島庁舎	防災センター	自治研修 センター	南部総合 県民局 阿南庁舎	南部総合 県民局 美波庁舎	南部総合 県民局 那賀庁舎	西部総合 県民局 美馬庁舎	西部総合 県民局 三好庁舎
想定震度	7	7	6強	6強	7	6強	6強	7	7	6強	6強	6弱
津波浸水区域	浸水高 最大1.0m	浸水高 最大3.0m	浸水高 最大2.0m	非該当	浸水高 最大2.0m	浸水高 最大2.0m	非該当	浸水高 最大1.0m	浸水高 最大3.0m	非該当	非該当	非該当
庁舎	あり	あり	あり (本館部分 改修計画済)	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
電力	約72時間	約24時間	約20時間 (改修計画済)	約7時間	約12時間 (改修計画済)	約72時間	なし	約74時間	約74時間	約72時間	約72時間	約76時間
電話	利用可	利用可	利用可	利用可	利用可	利用可	利用可	利用可	利用可	利用可	利用可	利用可
防災 行政 無線	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり
飲 用 水	受水槽 29m <sup>2</sup> ×2基 高置水槽 9m <sup>2</sup> ×2基	受水槽24m <sup>2</sup> 高置水槽9m <sup>2</sup>	受水槽12m <sup>2</sup> 高置水槽5m <sup>2</sup>	高置水槽5m <sup>2</sup>	受水槽37.5m <sup>2</sup> 高置水槽20m <sup>2</sup>	受水槽29m <sup>2</sup>	なし	受水槽9m <sup>2</sup> 高置水槽6m <sup>2</sup> ペットボトル 300本	受水槽12.5m <sup>2</sup> ペットボトル 172本	受水槽10m <sup>2</sup>	受水槽12.5m <sup>2</sup> ペットボトル 172本	受水槽4m <sup>2</sup> 高架水槽2m <sup>2</sup> ペットボトル 96本
ト イ レ	使用可	使用可	使用可	使用可	使用可	使用不可	使用不可	使用可	使用可	使用不可	使用可	使用可
宿 泊	マンホール トイレ 確保済	マンホール トイレ 確保済	マンホール トイレ 設置可	マンホール トイレ 確保済	マンホール トイレ 設置可	マンホール トイレ 設置可	マンホール トイレ 設置可	マンホール トイレ 確保済	マンホール トイレ 確保済	なし	マンホール トイレ 確保済	マンホール トイレ 確保済
消 耗 品	職員休憩室 に配備	職員休憩室 に配備	職員休憩室 に配備	職員休憩室 に配備	職員休憩室 に配備	職員休憩室 に配備	保健室に配備	職員休憩室 に配備	職員休憩室 に配備	職員休憩室 に配備	職員休憩室 に配備	職員休憩室 に配備
	75万枚	17.5万枚	1万枚	10万枚	2.5万枚	5万枚	2.5万枚	30万枚	7.5万枚	1万枚	25万枚	17.5万枚

図表 7.1 各庁舎の必要資源に係る確保状況

## (2) 「防災・危機管理センター」の機能

### ア 本部会議室

平常時には「特別会議室」及び「第二応接室」として利用されている、本庁舎3階の「本部会議室」には、大型ディスプレイや情報通信機器が整備され、リアルタイムでの災害情報収集が可能であるとともに、県内各関係機関等とのテレビ会議などの機能を有していることから、本部会議の開催場所としての機能を果たす。

### イ 災害対策本部（統括司令室）

平常時には「401～404 会議室」として利用されている、本庁舎4階の「災害対策本部（統括司令室）」は、南海トラフ巨大地震発生時には、災害対応スペースとして中心的な役割を果たす。

具体的には、災害対策本部の統括司令室の職員のほか、本部責任者、関係機関の担当者等が一堂に集結し、事態の推移に応じた調整作業や意思決定、情報伝達・情報共有などを行う場所となる。

また当室は、テーブル・イス等のレイアウトが自由なフリースペースであり、災害対応状況を踏まえ、適宜、関係者の配置を変更するなど、状況に応じた対応が可能である。

なお、前述したとおり、夜間休日等に南海トラフ巨大地震が発生した場合には、本庁舎初動要員は当初「405 会議室（旧災害対策本部室）」で情報連絡体制を構築し、その後の状況等を踏まえ、「防災・危機管理センター 災害対策本部（統括司令室）」の設営・移行を行う。

### ウ 災害対策本部（防災関係機関活動室）

平常時には、「1101・1103～1105 会議室」として利用されている、本庁舎11階の「災害対策本部（防災関係機関活動室）」は、南海トラフ巨大地震発生時には、自衛隊、警察、消防、関西広域連合、ライフライン機関等の集合・活動場所としての役割を果たす。

具体的には、災害対策本部での意思決定等を踏まえ、関係機関それぞれにおける個別対応の検討や、庁舎外に所在する関連機関等への連絡を行うための場所として利用する。

## 3 非常時優先業務実施のためのスペース確保

### (1) 各所属の執務室のスペース確保

#### ア ロッカー・キャビネットの転倒防止対策

阪神淡路大震災や中越地震等においては、地震の揺れにより転倒したキャビネット

や散乱した書類、パソコン等を片付け執務スペースを確保するために半日から1日を費やしてしまい、貴重な時間をロスしたケースが報告されている。

各所属は、こうしたロスタイムをできるだけ短縮し、いち早く災害対応にあたるためにも、平常時から、ロッカーやキャビネットの固定等を行うとともに、クリアデスクの徹底など、揺れによるモノの飛散防止対策を図る。

#### イ 執務室の被災状況の確認

各所属は、執務室の状況を確認し、業務執行に支障が出るような状況であれば、各部の主管課を通じて、本部統括司令室広報・調達部庁舎管理・財務班に報告する。

#### (2) 共用会議室の確保

「防災・危機管理センター」は本庁舎の3階・4階・11階の3フロア合わせて約1,400㎡と、比較的大きな面積を確保しているものの、南海トラフ巨大地震発生時には、災害対応の実施規模が複雑化・巨大化すること等により、「災害対策本部（統括司令室）」や「災害対策本部（防災関係機関活動室）」が手狭になり、当初予定していた以上に庁舎内のスペースを確保しなければならない状況が発生することも想定される。

また、来庁者や負傷者の待避場所の確保等のため、会議室等を確保する必要が発生することも考えられる。

そのため、本部統括司令室広報・調達部庁舎管理・財務班は、南海トラフ巨大地震発生時には、11階講堂をはじめとした共用会議室を、非常時優先業務の実施スペースに充てるとともに、各所属は、共用会議室の使用を速やかに停止する。

#### 4 庁舎の津波浸水対策

南海トラフ巨大地震発生時には、本庁舎は最大で1.0mの津波浸水が想定されており、これまで地下2階に設置されていた、受変電設備、自家発電設備、ボイラー等空調設備類など、庁舎機能を維持するための重要機器類への被害が懸念されたところである。

こうしたことから、県では、平成24年度から、本庁舎の津波浸水被害を最小限に抑え、防災拠点施設としての機能強化を図るため、次の工事を実施した。

- 1階出入口等の浸水対策として、「防潮パネル」の設置
- 地下2階の主要機械室への「水密扉」の設置
- 「自家発電設備」及び「受変電設備」の地下2階から屋上への移設
- 「電源車アクセスポイント」の設置による、電源供給手段の多様化
- ライフライン機能を確保するための受水槽の耐震化
- 通信・引込回線の浸水対策

- 中央監視装置の浸水対策
- ※ 耐震性の高い中圧配管都市ガスを用いたエネルギーの多様化
- ※ 「防災・危機管理センター」「診療所」「サーバ室」空調の個別化  
(※は平成26年度実施予定) など

## 5 電力の確保

### (1) 非常用発電の状況

本庁舎では、外部からの電力供給が途絶えた場合、庁舎屋上に設置された自家発電設備による対応が図られる。上記工事により、ガスタービン方式による非常用発電により、備蓄されている重油を燃料として「約72時間」の発電が可能である。

この非常用発電機では、防災行政無線等の各種防災機器、災害対策本部室（405会議室）、庁内ネットワーク用サーバ、照明（ただし、全体の1/3程度にとどまる。階段は点灯する。）に接続されると共に、非常用電源のコンセントを通じて財務会計端末（プリンタ1台含む。）等にも電力が供給され、最低限のオフィス機能に配電される。

また、「本庁舎」及び「各合同庁舎」においては、自家発電設備のハイブリット化が行われており、「防災・危機管理センター」等には、太陽光発電設備とリチウムイオン蓄電池から電源供給される「特定コンセント」が設置されている。

### (2) 停電時の業務継続

各所属においては、停電時に非常用電源に切り替わった場合にも、業務の継続が可能となるよう、毎年の停電試験の際等に、次の確認を行う。

- ① 非常用電源は、各執務室に配備されているので、その所在（図表7.2）。
- ② 被災情報の収集・集約など、業務のために必要となるパソコン・プリンタ・ハブ等が非常用電源に接続されているか。
- ③ 突然の停電により故障することが心配される機器については、UPS（無停電装置）等に接続するなどの対応。
- ④ 停電によりパソコンが起動しない場合に備え、業務継続に必要な様式等のデータについては、紙ベースで出力しておく。



図表 7.2 非常用電源（例）

## 6 電話回線の確保

### (1) 固定電話

本庁舎が停電したとしても、電話回線に異常が発生しなければ、庁舎4階に設置されている電話交換機及び蓄電池設備により、固定電話（NTT回線）の利用は可能である。

ただし、南海トラフ巨大地震発生時には、津波による電柱の倒壊や電話線の断線、通話の輻輳などにより、固定電話が利用できなくなる可能性も高い。

### (2) 携帯電話・携帯メール

南海トラフ巨大地震のような大規模災害が発生した場合、特に初動時には、電柱の倒壊や電話線等の断線の可能性が高い固定電話と比較して、基地局がバッテリーにより機能する状況であれば、携帯電話の方が繋がる可能性が高いと考えられている。

また、同じ携帯電話の利用でも、音声通話と比べ、メールやSNS（ツイッター、Facebook）などパケット通信の方が、遅延等の影響はあるものの通信手段の確保という観点では優れていることが、東日本大震災発生時の通信状況から明らかになっている。

そのため、各所属においては、平常時から、携帯電話の充電器（乾電池により充電可能なものなど停電時でも使用可能なもの）の確保に配慮する。



### (3) 災害時優先電話

災害時優先電話は、通話が輻輳して一般回線が発信制限を受けている状況においても、優先的に発信できる電話回線であり、県では、本庁舎や各合同庁舎の回線をはじめ、県幹部が使用する公用携帯電話などに、災害時優先電話を一定数確保し、緊急の情報伝達に活用している。

### (4) 衛星携帯電話

衛星携帯電話は、人工衛星を利用し無線による通話・通信を行うことから、南海トラフ巨大地震発生時においても、特段の問題なく利用することが可能である。

県では、災害対策本部・支部が設置される庁舎等に9台の衛星携帯電話を確保するとともに、南海トラフ巨大地震発生時には、通信事業者からの貸出を受けることとなっている。なお、使用に際しては、バッテリーの稼働時間が短いこと、衛星を捕捉する必要があることなどに注意が必要である。

## 7 防災行政無線による通信の確保

### (1) 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの状況

本県の防災行政無線（徳島県総合情報通信ネットワークシステム）は、本庁舎、合同庁舎、市町村、防災関係機関等の各局から構成される本県独自の自営無線回線網である。

危機管理部では、平常時から、南海トラフ巨大地震発生時においても防災行政無線を活用した業務継続を行うため、次の取組を行っている。

#### ① 停電時の対応

停電時には、本庁舎屋上に設置された非常用発電機から電力供給されるが、その供給が途絶えた後も、同様に屋上階に設置している防災行政無線専用の非常用発電機（約13時間運転可能）が自動起動し、電力供給される。

#### ② 機器の固定

通信機器室に設置している無線機、交換機、サーバ等の各機器は床面及び架上への耐震固定を行っている。また、保守コンソール等の各種パソコン、ディスプレイ等も耐震バンド等で固定している。

#### ③ 通信ルートの複数化

県庁から市町村等に発信される防災行政無線は、眉山、鶴林寺といった中継局を経由する地上系回線と、中継局を経由せず直接衛星通信を利用する衛星系回線の2ルートを保有している。

## (2) 防災行政無線による連絡・情報収集

NTT 回線が利用できない場合でも、庁舎間や市町村との情報伝達手段として、防災行政無線による電話・ファクシミリ通信が可能であり、固定通信機器が不通となった場合でも、音声通信に限定されるが、本庁舎や各庁舎に配備している移動無線機を使用して通信を確保することが可能である。

なお、県の庁舎における防災無線の設置場所は、図表 7.3 のとおりである。

庁舎	設置場所
本庁舎	
徳島合同庁舎	
鳴門合同庁舎	
吉野川合同庁舎	
東部県土整備局徳島庁舎	
南部総合県民局	阿南庁舎
	美波庁舎
	那賀庁舎
西部総合県民局	美馬庁舎
	三好庁舎
防災センター	
南部防災館	
那賀林務庁舎	
木屋平詰所	
正木ダム	
宮川内ダム	
福井ダム	
夏子ダム	
川口発電所	
勝浦発電所	
中央病院	
三好病院	
海部病院	
警察本部	警備課
	地域課
	総合当直室
	会議室

図表 7.3 防災無線の設置場所

## (3) 防災行政無線のデジタル化

防災行政無線の更なる機能強化に向け、総合情報通信ネットワークシステム再整備事業を進めている。当事業は、老朽化した既存システムの更新とあわせ、IP（Internet Protocol）化、デジタル化を図るものである。

こうした取組により、災害時におけるネットワークの確実性・信頼性を高めるとともに、防災行政無線回線を利用してインターネットへ接続することが可能となるなど機能の拡張が行われる。

## 8 庁内ネットワーク回線を利用したテレビ会議システム

防災・危機管理センター3階「本部会議室」をはじめ、「東京本部」「大阪本部」「南部総合県民局美波庁舎」「西部総合県民局美馬庁舎」「防災センター」「南部防災館」の7庁舎には、庁内ネットワーク回線を活用したテレビ会議システムの専用端末装置が設置されている。

また、専用端末装置が設置されていない「自治研修センター」をはじめとした各庁舎においても、行政共用パソコン等を利用し、当該テレビ会議に参加することができるほか、災害現場等の外出先からもタブレット端末（iPad）とインターネット回線を利用することにより接続が可能となる。

本システムは、最大10拠点の同時接続が可能であることから、具体的な運用例として、災害対策本部・支部の連携に向けた合同会議の開催や、災害現場付近の状況を踏まえた対策の検討などに活用する。

一方で、これらのシステムは、庁内ネットワーク回線及びインターネット回線に依存していることから、情報ネットワークの維持に向けた取組が必要とされる。

## 9 情報ネットワークの維持

### (1) 情報システムの現状

#### ア 基幹情報システム

庁内ネットワークを構成する基幹情報システムのサーバは、本庁舎5階のサーバ室（情報システム課内）に設置されている。

各サーバはラックに収納され、フリーアクセス床に設置されており、重要なサーバは、免震装置の上に設置または床に固定されるとともに、停電時に備え非常用電源及び無停電電源装置へ接続されている。さらに、各サーバの重要なデータは定期的にバックアップを行い、週次で外部保管されている。

なお、情報システム課所管以外の基幹情報システムは、当該システムを所管する所属が個別に管理している。

#### イ その他各所属が所管する情報システム

基幹情報システム以外に、各所属が個別に管理し所管業務に使用している情報システムが存在する（システム数：195。平成25年5月調査）。

### (2) 南海トラフ巨大地震による被害想定

南海トラフ巨大地震の地震動により、免震装置上に設置されていないものや床に固定されていないサーバの落下・転倒や電源コード・LANケーブルの断線等が発生する可能性がある。また、非常用電源や空調の停止、通信回線の断絶により各サーバ・庁

内ネットワークの運用が停止する可能性がある。万一サーバに障害が発生した場合には、すべての庁内ネットワークは使用不能となる。

また、ネットワークスイッチ・ハブ等のネットワーク機器に障害が発生した場合や、本庁舎と各庁舎間の民間イーサネット回線に障害が発生した場合も、障害発生箇所から末端までの庁内ネットワークは使用不能となる。

### (3) 南海トラフ巨大地震発生時の対応

#### ア 基幹情報システム

##### ① 「ICT部門（情報システム課）の業務継続計画」による対応手順

徳島県 ICT 推進本部セキュリティ委員会（委員長：経営戦略部副部長）では、平成 24 年 2 月に「ICT 部門（情報システム課）の業務継続計画」を策定、県災害対策本部の下部組織として、情報システム課の職員や個別業務システム管理課が復旧対策チームとして果たす役割や手順などを規定している。

##### ② 災害対策本部への報告

「ICT 部門（情報システム課）の業務継続計画」に定める手順のうち、本部統括司令室広報・調達部庁舎管理・財務班及び基幹情報システムを所管する班は、次のとおり災害対策本部へ報告を行う。

まず、南海トラフ巨大地震発災後、直ちに、保守管理を行っている委託業者に連絡するとともに、被災情報を確認する。

その後、次に掲げる基幹情報システムの状況を取りまとめ、本部総括司令室へ報告する。その際、システム障害が発生している場合には、復旧に要する見込み期間も併せて報告する。

- 庁内ネットワーク回線
- インターネット回線
- 本庁舎内ファイルサーバ
- グループウェア・メール
- ホームページ
- 財務会計システム
- 県税トータルシステム
- 給与システム
- 総務事務システム
- 予算編成支援システム
- 工事基礎情報管理・土木工事積算基礎システム

### ③ 基幹情報システムの復旧順位

本部統括司令室広報・調達部庁舎管理・財務班及び基幹情報システムを所管する所属は、災害対策本部の運営や県民への情報提供の前提となるシステムを優先して復旧することとし、次の優先順位により復旧作業を行う。

- 第1順位：庁内ネットワーク回線，インターネット回線
- 第2順位：本庁舎内ファイルサーバ，グループウェア・メール，ホームページ
- 第3順位：上記以外の基幹情報システム

また、全庁ネットワーク回線の復旧の優先順位は次のとおり。

- 第1順位：本庁舎3・4階（「防災・危機管理センター及び危機管理部」）
- 第2順位：本庁舎8階（本部県土整備部）
- 第3順位：本庁舎2階（本部保健福祉部）

### ④ 財務会計システムの強化をはじめとする公金安定供給への取組

県の普通会計による市町村や民間企業、個人に対する支払の中には、工事代金や生活保護費、中小企業・学生等への貸付金など、企業や県民にとって直接の影響が大きいものが含まれている。

そのため、公金の供給が停止した場合、受給者の生活や企業の資金繰り、救援・復旧・復興などの県や市町村の活動に重大な支障が生じることから、こうした経済的2次被害の発生を防ぐため、平成25年11月、県では公金の安定供給機能を確保するためのアクションプランを策定したところであり、災害時対応力の強化に向け、次の取組を進める。

- 西部総合県民局美馬庁舎へのバックアップセンターの設置
- 災害時テレワークの環境整備
- 指定金融機関・指定代理金融機関との連携強化
- バックアップデータの保全
- 代替ワークスペースの確保
- 公金供給に係る要員の確保
- 緊急措置手順の整備・マニュアル化

#### イ その他各所属が所管する情報システム

基幹情報システム以外の情報システムを所管している各所属は、非常時優先業務の実施に必要な情報システムに支障が生じた場合には、次の手順により対応を図る。

- ① 復旧に要する期間の見込みを立て、復旧作業を開始する。その際、システムの保守管理を外部委託している等の場合には、委託業者等に速やかに連絡する。
- ② 復旧が可能な場合でも、復旧に要する期間が長く、多くの人員を割く必要があるなど、他の非常時優先業務の実施に支障が生じる場合には、いずれの業務を優先させるのかを判断する。
- ③ 復旧の目処が立たない場合には、業務の実施を断念するか、代替手段を確保するのかを判断する。
- ④ 業務の実施に支障が生じ県民生活に影響がでることが考えられる場合には、速やかに、各部局主管課を通じ本部統括司令室広報・調達部庁舎管理・財務班へ報告する。

#### ウ 緊急時の庁内ネットワークの使用の限定

南海トラフ巨大地震発生時には、県民から県ホームページへのアクセスが殺到するほか、各職員が情報収集のためメールの送受信やホームページの閲覧をするため、庁内ネットワークへの負荷が増大することが想定される。

平成 21 年度に回線の増強が行われているものの、被災による機能低下の可能性もあることから、職員による庁内ネットワークの使用は、非常時優先業務の実施に必要な範囲に限定する。

#### エ 予備のインターネット接続回線への切替

本庁舎のインターネット接続サーバや回線が被害を受けた場合には、西部総合県民局美馬庁舎に設置した予備系のインターネット接続機器及び回線に切り替えることで、最低限の外部とのインターネット通信回線を確保する。

#### オ 県外設置サーバからのホームページによる情報提供

庁内のホームページ用のサーバが故障した場合においても、県民への情報提供を途絶させないため、ホームページ用クラウドサーバを県外に確保しており（安心とくしまネットワーク）、南海トラフ巨大地震発生時には、このサーバを活用する。

#### (4) 平常時の取組

情報システム課は、各所属が所管する情報システムのネットワーク管理者及び情報システム管理者による「情報セキュリティ実施手順」の整備の進捗状況を把握する。

また、「ICT部門（情報システム課）の業務継続計画」や、総務省が作成した「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）ガイドライン」（平成20年8月）を参考に、各所属が所管する情報システムに係る業務継続確保に向けた助言・指導を行う。

このほか、庁内各所属の情報システムサーバの集約や、システム又はデータの外部バックアップなど、災害対策についての調査・検討を行う。

- 『地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）ガイドライン』  
総務省，平成20年8月 <http://www.soumu.go.jp/denshijiti/>

## 10 飲料水の確保

### (1) 給水ルート

本庁舎の用水施設は大きく分けて、飲用水の上水系統と、トイレ用水の雑用水系統の2系統に分かれている。2系統とも、庁内供給の仕組みはほぼ共通で、徳島市の上水道から水を庁内へ引き入れ、一旦、地下受水槽で受けた水をポンプアップにより屋上の高置水槽へ移し、各系統に2ルートの供給配管を使い、自然流下によって各階へ供給している（使用した水量分は、自動的に補給される）。

なお、地下受水槽及び高置水槽は、耐震化並びに緊急遮断面の設置が行われており、地震による揺れ等の影響を受けにくい構造となっている。

### (2) 飲用水用タンク

本庁舎の飲用水用タンクの容量は、「上水76立法メートル」であり、職員2,000人が12日間（1人あたり、1日3リットルで換算）飲用する水量を保持している。

ただし、各所属及び職員は、タンクが損傷するような場合も考慮し、ペットボトル等による飲用水の備蓄や、参集時の持参などの対応を行う。

## 11 トイレの確保

本庁舎には雑用水用タンクが設置され、225立方メートルの水量を保持している。これを庁舎内の水洗トイレに使用することができる。

なお、本部統括司令室広報・調達部庁舎管理・財務班は、下水道等の損壊等により水洗トイレが使用できない場合に備え、備蓄型の簡易トイレや仮設トイレの整備に努める。

## 12 消耗品の確保

非常時優先業務の実施に際しては、コピーや印刷用の用紙やトナー等、各種の消耗品が必要となる。しかし、南海トラフ巨大地震発生時においては、事業者からの継続的な補充は困難となることが想定される。

そのため、各所属においては、非常時優先業務の実施に必要な目安分を常時補充しておくとともに、事業者との間で継続的な供給体制の構築を図るものとする。

### 13 参集指定庁舎の防災拠点機能強化

本庁舎以外でも、津波浸水被害が想定されている庁舎において、防災拠点施設としての対応力の維持に向け、津波浸水被害を最小限に抑えるため、順次工事が進められており、津波浸水被害のおそれが高い南部総合県民局の庁舎では、次の工事を実施した。

#### 「南部総合県民局美波庁舎」

- 1階ボイラー室への浸水対策として、「防潮パネル」の設置
- 「自家発電設備」及び「受変電設備」の屋上への移設・更新
- 通信・引込回線の浸水対策
- 受水槽の耐震化

#### 「南部総合県民局阿南庁舎」

- 浸水対策として、1階空調機械室への「防潮パネル」の設置
- 浸水対策として、電気室への「水密扉」の設置
- 「自家発電設備」の屋上への移設・更新

今後は、津波浸水の可能性が高い「徳島合同庁舎」や「東部県土整備局徳島庁舎」等の庁舎、「本庁舎」の代替施設となる「防災センター」「西部総合県民局美馬庁舎」、多くの職員が参集する見込みの「吉野川合同庁舎」「自治研修センター」など、各庁舎の立地環境や、南海トラフ巨大地震発生時に果たす機能等を踏まえ、順次、津波浸水対策や自家発電設備の設置・更新等、防災拠点機能の強化対策を進めていく予定である。



---

## 第8 業務継続力の向上

---

### 1 職員の意識の向上

業務の継続性を確保するためには、業務継続の重要性を共通の認識として県職員全員が持ち、平時の業務の中にも定着させていくことが大切である。

そのため、平常時から、職員を対象とした研修会を継続的に実施するとともに、本計画を JoruriGW に掲載するなど、職員への周知、意識啓発に努める。

### 2 訓練

平常時から、防災訓練の実施時等において、次のような業務継続に関する事項を訓練項目に盛り込むなど、定期的に、本計画の実効性を点検・検証する。

- 職員安否確認
- 職員参集確認
- 本庁舎（本部）初動要員による災害対策本部の初動対応
- 情報共有基盤「災害時情報共有システム」を用いた情報共有・分析・評価
- 停電時の対応手順確認 ほか

また、防災訓練時での各組織の対応を記録することにより、次回の訓練及び実際の災害発生時の対応がより良いものとなるよう改善を図る。なお、記録の作成にあたっては、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするように心がける。

同様に、大雨や台風などの災害対応時においても、対応を記録することにより、南海トラフ巨大地震発生時の対応の改善に活用する。

### 3 マニュアル等の整備

地震発生時に的確に業務継続を実行するためには、平常時より職員が業務内容を十分に理解し、各職員や各部局が行うべき行動を認識しておく必要がある。

非常時優先業務に直接携わる職員は無論、それら業務の応援に参加する可能性があるすべての職員が、いざというときに十分な心構えを持って業務を継続できるよう、前述したとおり、「個別災害対応業務実施マニュアル」を整備したところである。

これらの内容については、実際の災害対応や防災訓練等の機会を捉えより実践的なも

のとなるよう、継続的に見直しを行う。

また、「継続の必要性が高い通常業務」等、南海トラフ巨大地震発生時に各所属において実施する様々な業務についても、マニュアル、チェックリスト又はアクションカード等を整備するなど、平常時から、各職員がどのような行動をとるべきかを把握できるよう整備する。

こうしたマニュアル等の整備により、人事異動直後の状況や、他部局等の業務応援にあたる場合においても、円滑に業務が実施できる体制を確保する。

#### 4 BCPの展開

##### (1) 市町村BCPへの取組推進

各市町村の業務継続能力強化につなげるため、内閣府（防災担当）による『地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説』等を参考に、業務継続計画(BCP)の策定を推進する。

##### (2) 企業BCP等との連携

県内企業での事業継続計画(BCP)の策定を推進するため、商工労働部では、次の取組を行っている。

- BCP策定の際のためのマニュアルである「ステップ・アップ・ガイド」など、企業防災に取り組むにあたっての必要な情報を体系的に整理した「徳島県企業防災ガイドライン」の策定・公開
- 徳島大学、中小企業支援機関及び県内企業等で構成する「徳島県企業防災推進委員会」の設置
- BCP策定優良企業に対する「表彰制度」の創設 ほか

また、南海トラフ巨大地震発生後、救援活動や復旧活動に携わっていただく建設企業の方々が、それぞれの事業の継続や早期回復が行われるよう、県土整備部では、「建設業BCPの認定制度」を創設している。

さらには、農林水産部では、沿岸部の農地や農業用施設の速やかな復旧とその後の営農再開に向けた「農業版BCP」を策定したところである。

こうした県全体における事業継続計画の策定が拡がりを踏まえ、すだちくんメール・災害情報共有基盤「災害時情報共有システム」の活用など、県内企業等との連携を一層推進する。

徳島県業務継続計画〈南海トラフ巨大地震編〉

---

平成26年3月

危機管理部危機管理政策課危機管理担当

電話 088-621-2713

[kikikanriseisakuka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:kikikanriseisakuka@pref.tokushima.lg.jp)

---